

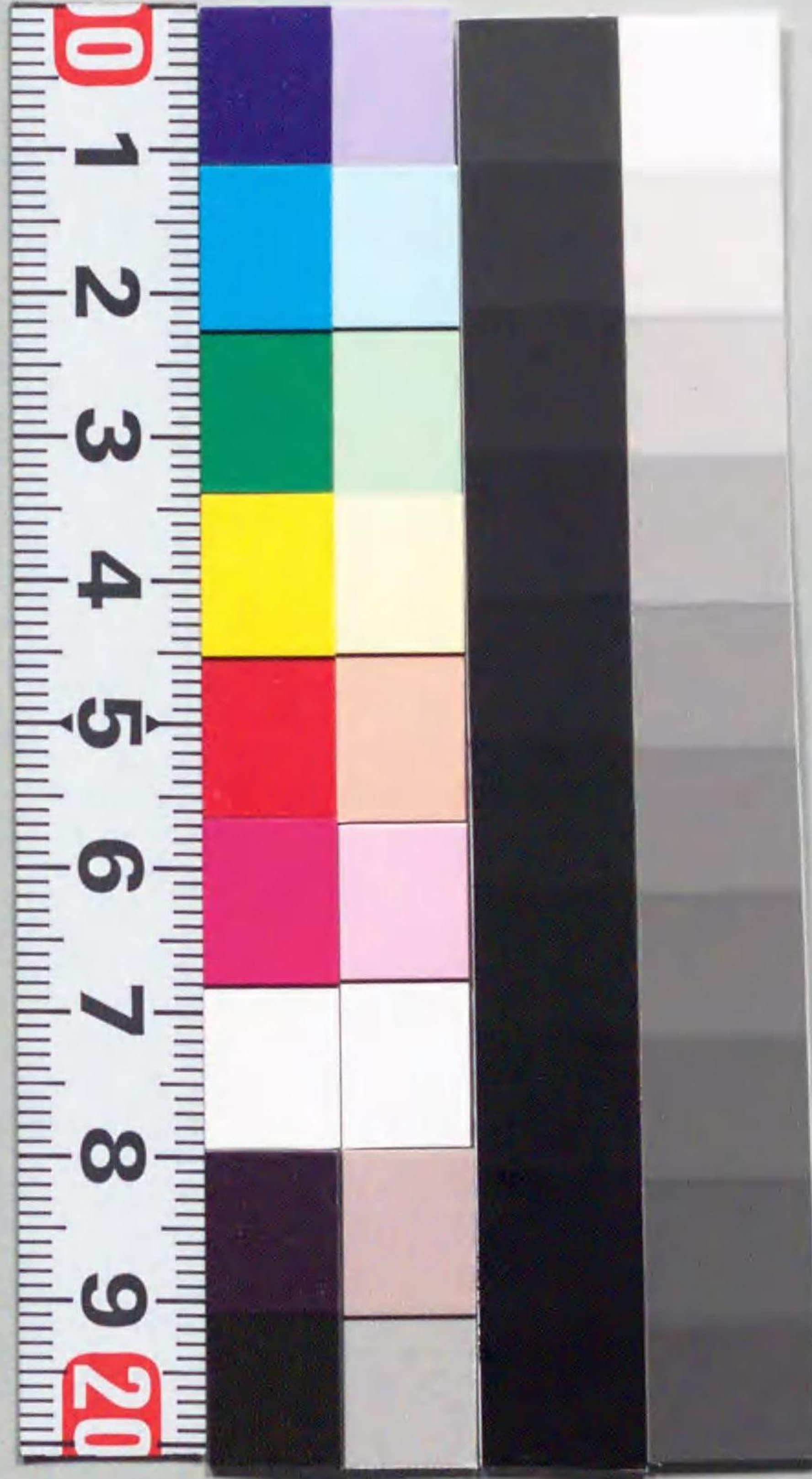
210.08  
Ko5483



00712649


X

複写



210.08  
Ko5483









評  
文學博士  
議  
文學博士  
員  
文學博士

萩野由之  
文學士  
笹川臨風  
黑板勝美  
文學士  
菊池謙二郎  
松本愛重  
文學博士  
三宅米吉

(續六四)

# 國史叢書

新

東

鑑

一

國史研究會藏版





評

文學博士

萩野由之

文學士

笹川臨風

議

文學博士

黑板勝美

文學士

菊池謙二郎

員

文學博士

松本愛重

文學博士

三宅米吉

黑川真道編

(順ハロイ)

# 國史叢書

新

東

鑑

一

國史研究會藏版



210.08  
K05483



國會圖書館藏書

712649

解題

新東鑑 二十卷 附錄三卷 追加二卷

本書は、徳川家康撥亂反正、以て天下の權を掌握して、幕府を關東に開き、海内皆其堵に安じ、永く天下治安の基を築きしが、後泰平日已に久しく、人民漸く昇平に狃れて、政教荒弛し、家康の政策世に知られざるもの少なからざるに至りしかば、之を遺憾とし、こゝに安永年間に至りて、公の勳功を録し、新東鑑と題して編纂せられたるものなり。

本書二十卷の内容は、筆を豊臣秀吉の傳記に起し、次に政所・淀君を略敘し、次に徳川廣忠並に傳通院を記し、家康公の傳を記し、次に五大老三老職・五奉行、次に大坂陣、豊臣家滅亡、家康秀忠凱陣、家康參内、諸大名恩賞、法度を定めらるゝ事、家康薨去、日光山へ改葬する事に至りて、筆をさしおきたり。附錄三卷には、諸大

解題

一



名諸將士につきての傳記逸話等、或は徳川家に於ける正月嘉例の兎の吸物の事、連歌會の事、葵紋の事、家光公御治世の事等、許多の記事を掲げ、追加二卷には、藤堂家夏御陣御先手勤方覺といふ書を掲げたり。

本書作者詳ならず。最初に安永二年と記せる穆風子といふ者の、漢文の序を掲げたり。其の文に云、「此書也雖未詳何人之所采輯乎云々と記し、また同年號を記せる北山隱士好々翁といふ者の奥書に云、「今茲に新東鑑とよぶもの二十五卷あるを、たましく人のもとに得てひらき見るに、其心を用ふるの切なる、誠に予が願ふ所にかなへり。いかなればかく年月の勞を空しくして、みづからの名をもあらはさざる、いよ、心にくし云々。」また同年號を記せる浪速のいさをといふ者のしりへにいふ解の中に云、「彼二荒神の天の下申給へる御有様を、をちこちかい記せる記どもの侍るを、我がうからなるちかつあふみの國にすめる人、その事共の正しかるべくて侍る文どもを、たいありきぬのあるがまに、いかいよせて、其はつこがよまむものとせれば、いはまくもかしこき二荒の御神のおほき御光の、

かたじけなさをかしこみて、いよ、たふとみあふぎ奉りねと、かくなし、はおほきいさほしならめやも」と記されたり。

眞道按ずるに、以上の序跋に記せる文により推考すれば、本書編纂時代は、安永年中にして、近江人某の作なる事は知られたり。然れども編者の名を記さざるは、當時何か憚る所ありて、名を掲げざるものか。序跋の作者も、共に本名を掲げざる所を以て察すれば、恐らくは其の内に何等かの事情ありしものと考へらるゝなり。尙博識の高教を乞はんとす。

大正四年一月

黒川眞道識



## 例言

- 一、本編には、新東鑑二十卷・附録三卷・追加二卷合計廿五卷中、第一卷として、卷之一より卷之九下迄を採收す。
- 一、原本片假名なるも、本編には之を悉く平假名に改めたり。
- 一、讀誦の平易を計るが爲め、語尾を補ひ語格を正し、且文字の一定せざるものは、全卷を通じ、多きに從つて一樣ならしめたるもの頗る多し。
- 一、原本中の人名にして、往々誤記と認むべきものあり。此等は出來得る限り他書との對照檢索に力め、其疑なきものゝみ是正したりと雖も、能はざりしものは、其儘としたるもあり。又人名中、振假名を施したるは、悉く原本に從ひたるものなり。
- 一、括弧（ ）を用ひたるは、原本の註記を示し、〔 〕を用ひたるは、當編輯部にての註記に據るものとす。又稀に口を箱入したるは、原本缺字の儘にして、而も對照の



便なかりしものに限れり。

一、卷之八將軍家軍器、及び卷之九上卷之九下諸將旗指物認旗等の挿圖を除きたるは遺憾とすと雖も、此等は悉く色別に因つて示され、且總數五百個の多きに及び、彩色の困難と諸版の整理との爲め、到底時日の許し難き事情多きに依り、本編には此等の挿圖を兎合する事となせり。



新東鑑一

目次

序

凡例

引用書目

卷之一

秀吉公御兩親の略傳

豊臣秀吉公の略傳

政所殿の略傳

淀殿の略傳

廣忠卿并傳通院殿の略傳

卷之二

五大老の略傳

三老職の略傳

五奉行の略傳

秀吉公の略傳

秀吉公薨去の事



卷之三……………110

利家卿逝去并息男利政の事 秀頼公御上洛の事  
參議兩卿爲御賀大坂へ御下向附加藤肥後守清正病死の事  
大久保相模守御改易附吉利支丹宗門露顯の事  
大佛殿再興の事 大坂所々怪異の事 大佛供養評定の事

卷之四……………119

片桐且元駿府邊下向の事 二女大坂へ註進の事  
片桐且元廻思慮物語の事 織田常真公忠諫の事 片桐且元籠居の事  
速水甲斐守説片桐令退去の事 石川伊豆守退去并板倉伊賀守註進智計の事

卷之五……………125

茨木勢得援不及戰附關東御進發御手配の事 大坂城中不和の事  
長曾我部盛親の事 山口左馬助弘定の事 大坂援乞前田・島津・伊達等事  
真田兄弟の事 後藤又兵衛基次の事 明石掃部助全登の事

塙圍右衛門直之の事 毛利豊前守勝永の事

卷之六……………137

中島一揆の事 矢野和泉守大坂へ參る并家康公駿府御進發の事  
大坂軍評定の事 正則贈書大坂并城内持口に異論の事  
大御所御上洛路次御指揮の事 將軍秀忠公御動座の事

卷之七……………171

城將持口の事 長曾我部盛親怨秀頼公之下知事  
大坂東南攻口諸將の事

卷之八……………175

岡山近邊並西北攻口諸將の事 將軍家軍器之圖〔挿圖九十〕  
御軍旗並御認記の由來

卷之九上……………176

東南攻口の諸將旗指物認旗の圖〔挿圖二百〕



卷之九下

岡山近邊并西北攻口の諸將旗指物認旗の圖 [挿圖二百九略之]

目次終

新東鑑

序

古者魯有春秋何、則記事繫諸時月。蓋此周之舊典禮經而萬世操觚家之懿範也。偉哉名也。一治一亂、乃天下之春秋也。吾大東自保平以降、日沈虞淵。劔鏑霜飛、殘賊霧橫、固不可說也。及神祖、英武鷹揚關東、而風教浹洽于海內。乃使蒼生咸得極詠歸之娛。於乎天下回春之大觀也。然而人々擊壤、自矜政緩、或議醇々乎。不知神祖之力在茲者、蓋百有餘年矣。於是右文之化、被及遐陬。好事之作、高挂山斗。自非周任、董狐之規箴、則過譽吠虛。補闕必文、接武尋踵而出焉。此書也、雖未詳何人之所采輯乎、遍搜載籍、博詢芻蕘、去繁就簡、比類拔萃、斯亦述而好古之意、竊有所受焉。乃題曰新東鑑者、實能得所因而、足以徵之者耶。近頃余一讀而不能釋手。遂爲之序、以冠于首云。

安永二歲次癸巳夏五月

穆風子



## しりへにいふ解

かけまくもあやに畏く、いはまくもいと尊けれど、吾此すめら御國は、くはしほこ千足國と神のりに告たゝはし、いとたけび雄々しき國柄にしありけり。故に其上つ大御代には、あめの安河に神つどひに集ひましゝ、神はかりに議り給ひて、いなさのをばまの浪の穂に、十握の御劔おしたてまして、西の國をむけやはし給ひ、かくやはし給ひてゆ、後はひさかたのあめのみなかに、天津日のたゞ一つなん天照し給へる、六とくむらぎものこゝらくの歲月をし、常磐なすうごきなく堅磐なすしづもりまして、いはまくもかしこき大御位は、あめの如くたかくたゝはし、みなそこの臣の位は、星の如くになん連なりまして、諸々其位を違へ給はず。かくておはしませば、四方八方のおほみたからは、地の如くのべふして、たなつものゝわさだのときを忘れず。或は弓削のたくみが眞匏まかたのおとも、市にいきかふ商人あきとしも、おのづから草木なすいやしげく、おほみつぎのたえずつかふまつり、そがすけきをおのれが業として、は

ふ蘿のおのがむきゝゝに、やすくにといとやすらけく、たひらけくなんありける。かくさむくはす事のもとを、うすすみ思ふに、かけまくもかしこき皇御門を、うねびの檀原にしろしめしゝより、菅の根の遠ながく、樗の木のいやつぎゝゝに、大御代しろしめしゝ中には、さばへなす騒ぎとよめる事どもゝ、此かれ國史どもに書き載せ給へり。かくてしゆ、後もさるみだれ多く、天と動き地とふるひ、諸人なほうらやすにやすくいねしも侍らざりしは、そらかぞふ多くの歲月にこそ。さるをうつせみの今し大御代に至りてゆ、後は吹く風の音の、さやにもさやがず、四の海の浪はたゝす。重疊なすたひらぎて侍る事は、我皇御國をおきて、國ちふ國々の経緯にしも、かゝる御ためしは聞きもつたはへすなむ。そもゝかくつたはへしは、たきゝこる鎌倉山に、天の下申たまひし時より、太刀矛のわざい、よさしによさし給ひて、高野が上にうつの大御手たむだきまして、天の下のおほんたからを、皇御心にねぎらひ給ひ、大御手にかきなで給ふ。大御いつくしみにかもや。かゝる大御代の、つぎゝゝ天の下申たまへば、御光あるが中に、二荒の御神の御代申給はんづころ、みだれたりし



御有様を、古翁のひとつく心にとしめ耳にと傳へ、物にも記しおきてしを、かつかつうけ給はるに、おほんたからは、軍のえだちに立ちてときを失ひ、たくみはかきやの役をつかふまつれども、業にあたらず。商人は、もたるたからを奉るのみか、家を焼かれ、わかきはうせ、老いたるははふれ、親は子をもとめ、子は親をしたひて、おこなき山野にたちさまよひ、あるはよこさまに命をすごし、ゆく水の往方も知れず南になく子なすしたふを見れば、北には焼太刀の稜うちならす音のみして、脚ひとつだにうちあげつゝ、立休ふ晨も侍らざりきとなん。かゝることはを耳に聞き書にも見て、つれづれと思ひとりて言擧していはく、かくゆたけき御代にうまれあひて、枕はいとたかくまき、足手はいと長くのべ、飯をば折敷にくらひ、膝をば席の上に折りて侍ることは、いかなる幸かこれにたぐひてん。故に彼二荒神の天の下申給へる御有様を、をちこちかい記せる記どもの侍るを、我がうからなるちかつあふみの國にすめる人、その事共の正しかるべくて侍る書どもを、たいありぎぬのあるがまに／＼かいよせて、其はつこしがよまむものとせれば、いはまくもかしこき、二荒

の御神のおほき御光の、忝なさをかしこみて、いよ／＼たふとみあふぎ奉りねと、かくなしは、おほきいさほしならめやも。

安永二年みづのえみのとしようづき

浪速のいさり男



凡例

一、此書は、東照宮の御恩徳、古今に比類なき事を知らしめんが爲に、諸録を取合せて一部とせり。然るに書の中に、或説或本と載せて、題號を著さぬは、是諸家の實録といへども、採らざる所あり。僞書たりといふとも、用ふべきは之を採り、彼を去り此を取り、其本書の儘ならぬ故なり。然りと雖も、毫髪も加ふるに私意を以てせず。

一、記とあるは、難波戰記をいふ。世に此題號の書數品あれども、阿部豊後守忠秋執事職の時、萬年不休二階堂才兵衛兩人を以て、著述せられしを真とす。然るに今の行はるゝ所は、彼書に於ても、後人筆を加へ、僞る事數見えて、分明ならずと雖も、彼書偏く流布し、其聞え久しき故粗其據とす。

一、騎戰の事は、關ヶ原御陣以前よりも無之。太宰氏の經濟錄にも其趣あり。軍將の馬に乗るは旅行の中に、敵陣近くなれば、牽かするのみなりといへり。然るに引き用ふる書に、

往々騎戰の事を載せたるは、古よりの文法に倣へるものなるべけれど、今悉く私意を以て改め難く、舊文に依つて其儘に記せり。

一、此書猥に附假名せし故、諱、或は苗字、地名等に、訓の違あるべし。且文字の誤も多かるべけれども、文華を振ひ理を非に作して、人の聞を悦ばしむる害あらず、見易からしめんが爲なり。

一、此合戰の頃は、祖父或は父の諱を冒せる人も、往々ありきといへり。然れば其諱の祖父又は父と同じきを以て、強ひて咎むる事勿れ。又諱を記さるは、本書に脱せるものなり。

一、關東方諸大將の中に、此合戰の以前より、松平氏を賜はりたる家もあれど、見易からしめん爲に、本姓を以てせり。然りと雖も、關ヶ原御陣の以前に賜はりたるは、已に年久しきが故に、松平氏とせり。

一、此合戰の以前より、四位に敍せられし人もあれば、朝臣と書くべき例なれども、何頃官位昇進せるか、分明ならぬ將あるにより、其差別をせず。但し忠輝朝臣、



忠直朝臣の如きは、將軍家の御連枝たるを以て、敍位の年月を正さず、朝臣と記せり。

一、真田左衛門佐が諱を、幸村とせるは誤なる由にて、信仍或は信繁とし、後藤又兵衛基次は、政次ともあつて、其論紛々として決し難し。然れども世に幸村・基次といへる名高きを以て、今是に従へり。其他右に準じて知るべし。土井大炊頭を大炊介を主馬首とする類なり。

引用書目

諸家秘録は題號なきものあれば此に載せず

- 秀吉家譜 太閤記 本朝武林傳 難波戰記 同後編 浪速軍記 大坂覺書
- 關原軍記 同大成 家忠日記 玉露叢 武徳大成記 同安民記 同編年
- 柳營秘鑑 同婦女傳 本朝舊章錄 元寛日記 本朝通記 甲陽軍鑑 信玄全書
- 武田三代記 越後軍記 北越太平記 北陸七國志 諸家勳功記 東國太平記
- 織田軍記 織田真記 信長記 淺井三代記 志津ヶ嶽記 陰徳太平記
- 武家高名記 武將感狀記 大坂物語 清正記 同感狀記 難波戰記評判
- 異本難波戰記 浪花軍記 難波實錄 大坂記 土佐軍記 朝日軍記 石田軍記
- 三成記 慶長記 慶元記 三河記 創業記 御先祖記 東武實錄 慶元實錄
- 榮松錄 三河物語 同後風土記 同御風土記 中興武家盛衰記 同後編
- 落穂集 岩淵夜話 落穂集大成 同大成拾遺 武林陰見錄 和州諸將略傳
- 續武者物語 武野燭談 古老燭談 浪速全書神澤氏著 翁草神澤氏著 御馬印圖 藩翰譜



駿臺雜話 俗説贅辨 軍禮記 西山遺事 睡餘錄 甲乙錄 老人雜話  
 永夜茗談 本多市正聞書 島原軍記 平生要馬 軍戰要儀 御系圖譜  
 五畿内志 雍州府志 山州名跡志 明和武鑑 花押藪 續花押藪

# 新東鑑卷之一

## 秀吉公御兩親の略傳

秀吉公の御父は、尾州愛知郡中々村上中村・中々村・下中村と三村ありといふの住人にて、木下彌右衛門といへり。或記に、木下彌右衛門、福島左衛門大夫正則の父新右衛門は、兄弟なりといふ。織田信長公の御父備後守信秀が鳥銃の卒なりし所、度々の戦に創を蒙り、軍役勤まり難く、故郷中々村に歸り、天文十二癸卯年正月二日病死せり。法名を妙雲院榮本といふ。堀川元誓願寺の北なる瑞龍寺に位牌あり。彌右衛門に一女一男あり。女子は同國海部郡の農夫彌助が妻なり。

或本に、彌助、後には三好又羽柴武藏守かきまち一路といふ。剃髮して三位法印に敍任し、慶長十七壬午年八月廿五日に逝去せらる。建性院日海大居士といふ。二男あり。第一は秀次公なり。初め孫七郎又は武藏守と稱せり。後秀吉公の御養子となり、



關白左大臣に任せられしが、罪あつて文祿四乙未年七月十五日、高野山に於て生害し給ふ。時に廿八歳なり。瑞泉寺高嚴道意居士と謚せり。洛東木屋町三條南瑞泉寺内にある惡逆塚俗に畜生といふといへるは、秀次公並に其妾卅餘人を埋葬しける所なり。一本に、善正寺高岸道意居士、又は高嚴一峯居士といふ。今洛東神樂岡の南妙惠山善正寺は、秀次公追福の爲めに、母公瑞龍院殿の建立せられたる寺なりといひ傳ふ云々。一説に、大徳寺の塔頭天瑞寺の位牌には、禪能院殿龍雲大居士とありといへり。

第二は大和中納言秀保卿なり。秀保、一本に秀俊卿に作り、父を筑阿彌とするは誤なるべし。別記に、卿に二女あり。所謂蘇美作守・毛利甲斐守等が妻なりと云々。後に、太閤異種同腹の御舍弟なる大和權大納言秀長卿の養嗣となり、文祿四年未四月十六日、和州西河に於て横死せらる。一本、四月廿五日、十七歳にて逝去せらるると云々。瑞光院殿花岳好春大居士と謚す。其位牌は、同國壺坂の納所院に在りといへり。或本に、秀保卿横死の後に、木下肥後守家貞の四男に家を繼がせ、大和中納言秀俊卿といひしが、所以あつて小早川中納言隆景卿の養子となり、秀秋卿と諱乘られきと云々。別本に、秀次公の御舍弟を辰千代丸といひしが、大和大納言秀長公の養子となり、十三歳の時に、南部猿澤の池に於て、水練の遊を興催され、遂に溺死せられきと云々。

文祿五丙申年正月剃髮せらる。瑞龍院殿日秀尼と稱す。洛陽堀川元誓願寺の北なる瑞龍寺といへるを草創あり。世に村雲の御所といふ。寛永二丁丑年四月廿四日に、九十二歳にし

秀吉御落胤との説

て遷化なり。男子は則ち秀吉公なり。

或説に、秀吉公、實は人王一百六代後奈良帝の御落胤なり。御母は則ち天瑞院殿にて、此朝に仕へられし處、其頃は禁裏も衰廢し、公卿殿上人も、多く諸國へ分散せし頃なる故、御妊娠の後、尾州上中村の何寺とかやに、叔父の僧のありしを便として來り給ひしが、彼僧、婦人をかくまひ置きては、人口如何と思ひ、木下彌右衛門が篤實なるを見て嫁せしめ、其後御出産あり。此説による時は、天瑞院殿は、彌右衛門が繼室にて、瑞龍院殿は御別腹なる。然れども秀吉公は、此事を深く御欽ありけり。或時、朝鮮國より御種姓を尋ねし事ありしが、父は不知、母は官女と書かしめ給ひけりと云々。一本に、秀吉公は、小字を小筑といへりとあるは誤なるべし。

秀吉公の御母公大政所殿は、尾州愛知郡御器所村むきその出生にて、織田大和守信敏が足輕の女なり。

或本に、秀吉公の御母公は、尾州旭といふ所の御出生なるにより、旭殿と稱す云云。此説恐くは誤なるべし。

秀吉公御兩親の略傳



或本に、持萩中納言といへるは、尾州村雲の里へ配流せられしが、中納言逝去の後に、其後室は、二歳と當歳の息女を誘ひ、京都に登られし處、其頃兵亂屢あつて、都の住居もなり難く、二人の息女、十五歳と十六歳の時に、又尾州へ下られたり。彼婦〔姉也〕君は、則ち秀吉の母公、妹は加藤肥後守清正が母也。「詠めやる都の月に村雲のかゝる住居も憂世なりけり」といへる歌も、持萩黃門の詠まれしと云々。初め木下彌右衛門に嫁し給ひけるが、彌右衛門死去の後、二人の御兒を養育せられしを、里人の量らひを以て、同國岩倉城主織田伊勢守信安一本信秀に作る。一本に織田伊勢守は、尾州の内にて四郡を領すとのの浪人筑阿彌といへる者を以て、入智とせし所に、程なく男子一人女子一人を産ませられたり。

或本に、筑阿彌が一男子は、羽柴秀長卿小市郎と稱し、初め小筑といへり。或本に、羽母は、自運院と稱せりとあるは誤なるべし。後、美濃守に任せられ、從二位權大納言に至り、和紀・泉の三州を領せられ、天正十九年卯正月廿二日に逝去なり。一本に、秀長公は天正十九年四月廿二日、五十三歳にて逝去、和州郡山の城三の郭内に葬る。今大が墓と呼ぶといへり。大光院殿春岳紹榮或は榮公大居士と謚す。女子は朝日姫と稱せり。天

正十四戌年五月、或二家康公へ御入輿あり。或本に、朝日姫は、初め佐治日向守が、内室なりしが、御離縁あつて、家康公へ進ぜられたり。是は秀吉公、徳川家と御和睦はありしが、家康公大坂へ來り給はざるにより、かく量ひ給ひきと云々。或本に、家康公の如南明院光室宗玉夫人は、初め尾州の土副田與左衛門吉成に嫁し給へり。秀吉公東國と和融の後、副田に命じて、汝我妹を離別せよ。是を徳川に嫁せしめ、天下を鎮めんと思ふ。汝に封をまし、五百石の餘邑を與へんと。副田が曰、妻を離別の事は、命のまゝにせん。然れども妻の代りに祿を得ん事、武門の本意にあらずと、室家を返して、向後男を立てんと剃髮して、尾州烏森村に閑居して終りけりと云々。前説の佐治日向守とあるは誤なるべし。同十八寅年正月十四日、四十八歳にて逝去なり、南明院殿と謚せり。今洛外東福寺の塔頭に、南明院といへる寺あり。是其後に建てられたりと云々。

後年秀吉公、官位御昇進の後に、從一位に進み給ひ、文祿元辰年七月廿二日、或は廿五日、京都に於て逝去なり。或本に、烏丸通佛光寺の南大政所町といへるに、其第のありしと云々。法名天瑞寺殿春岩宗桂或は春殿桂公ともあり大禪定尼と號し、准三后を贈り給へり。今大徳寺の塔中に、天瑞寺といへる寺あり。是れ秀吉公御母公の爲めに、建てられしといへり。

### 豊臣秀吉公の略傳

秀吉公は、天文五丙申年正月巳朔日卯刻に御誕生なり。御小字を猿と稱せり。



或本に、秀吉公の御母公、日輪懷中に入ると夢みて孕み給ふ。之に因つて、御小字日吉丸と稱せりとあれど、附會の説なりと云々。或説に、朝鮮征伐の前に此事を書して、異國へ渡されたりと云々。天文二十亥年の秋、遠州頭陀堂の住人或久野城主とあり松下加兵衛尉之綱の奴僕となり、永祿元年九月より、織田信長公に奉仕し給へり。

或本に、秀吉公は十六歳にして、松下氏に仕へ給ひし所、廿歳の頃、之綱、秀吉公に問うて曰、尾州に於て、如何なる甲冑をか用ふるとありければ、公答へて、楯皮胴に事變り、胴丸といひ、右の脇にて合せ、屈伸自由なるを、多く用ひ候由を申し給へば、然らば其兵器を調へ來れと、金五兩を授け、れば、秀吉公之を受取り、途すから思ひ給ふは、この金を以て主人を欺くとも、大丈夫たらんには如かじ。然れば此金を支度とし良主に仕へ、親屬を厚く惠まんと、叔父に其事を告げ給ひければ、尤と諾せし故、夫より衣服刀劔を調へ、木下藤吉郎と名告り給へりと云々。或本に、秀吉公幼き時に、筆墨を學び給ひし處は、尾州萱津の光明寺なり。門前三島の祠邊に榎樹あり。傳曰、秀吉公此樹の本に遊び、長となり、忘れ給はず。木

下を以て氏とし給ふ。今榎樹なほ存す。光明寺に傳ふる所なり云々。

夫より秀吉藤吉郎と稱し給へり。

或説に、信長公、伊勢國淺香の城を攻め給ひし時、秀吉公は先陣にて、城主大宮大之丞に、左の股を射られ乍、追手の門を打破つて、攻入り給ひければ、信長公大に感じ給ひ、古の朝比奈義秀にも劣るべからすと宣ひければ、藤吉郎ただ悦び、義秀を顛倒して秀吉と改めらる。但し義の字は、公方の諱を憚あつて、吉の字に變へ給ひけりと云々。江源武鑿に、佐々木義秀の諱を授かり、秀吉と名乗り給ふとあり、かの書は、偽作なれば採るに足らず。

同六年亥一本に七年春、百貫の地を領せらる。

或本に、何貫といへる數詳ならず。武家系圖相模入道平高時の下に、領地廿八萬七千貫、當代の知行百四十三萬五千石に當る。是田五反を、一貫とせしものなりといへり。

又一説に、古永樂錢十文に、米四合八勺を得る故に、百貫は四十八石に當る。然れば百貫といふは、今の知行百石なり。後世家により、知行を藏米にて遣はすに、



四つ八分の免ならしとして、四十八石を百石と名付くる、是古法なり云々。  
同本に、伊澤氏曰、土州博多郡中村郷不破村八幡の寶藏に、一條家の永祿二己未  
年三月の文書あり。田千歩を一貫といへり。今の三反三畝十歩なり。是錢千文  
を一貫とするが如し。然れば百貫は田十萬歩、今の法にして、卅二町三反三畝十  
歩にて、知行三百三十三石三斗三升三合とすべしと云々。

或本に、徂徠先生曰、大名の身上を幾十萬石といひ、平士の身上を幾千石幾百石  
といふ事、古法に非ず。大方、信長、秀吉の時より起ると見えたり。古の領地の書  
物を見るに、何郡何郷何村にて、幾十町幾百町などありて、石高はなし。武士の  
知行を幾十貫幾百貫といふも、當時百姓の詞に残りて、田一坪に苗一把種うる事  
にて、百坪には百把を種うる、これを百目といふ。千坪に千把を種うる、これを一  
貫目といふ。此積にて大抵十貫は百石、百貫は千石に當ると云々。

西村氏考に、本朝今の制、三百坪を以て一反とし、三千坪を以て一町とす。水帳  
の石高所々に依つて不同ありといへども、大抵一反を一石五斗、或は一石六斗一  
石三斗とす。然れば百坪の高大略五斗なり。右所謂十貫は一萬坪なり。五斗を  
かけ五十石を得。是を以て思へば、千貫は五千石、百貫は五百石、十貫は五十石  
なるべきか云々。

尾州加藤氏藏書に曰、熱田の祭主尾張宿禰田島氏家領、中世に至りて、三百五十三  
貫八百五十文の地を領せしなり。彼家の古き帳を見るに、右の分錢を石に直して、  
五百三十石七斗五合と記せり。

又熱田古證文の中に、慶長三戊戌年八月の證文狀、廿貫文の米廿三石六斗と記せ  
り。此等を以て、古分錢石直しの法を知るべきか。但し是は尾張にての法なり。  
諸州の石直しは、所々同じからざるもの多し。予が先祖私に曰加藤景政三州大濱村  
にて、五十百貫の地を領せし、此米は五百石なり。然れば尾州よりは石直し少  
なきにや、或は時代により又異なるか云々。

同七甲子年二千石となり、元龜元庚午の秋、御加増あつて、江北横山の城主となり  
給ふ。

秀吉横山  
城主とな  
る



或本に、横山城は、淺井備前守長政の家臣大野本土佐守秀俊・三田村左衛門大夫國定・野村肥後守直光・同兵庫頭直次等之を守りし所、元龜元年六月、織田信長公の爲に攻落さると云々。

天正元癸酉年、同國小谷城地舊は淺井備前守長政の居城なり十二萬石を領し給ひ、敍位せられ、羽柴筑前守と稱す。

一本に、天正三亥年の秋、丹羽五郎左衛門尉長秀と柴田修理亮勝家と兩人の氏を取合せて、羽柴氏に改められしと云々。

同二年、小谷は雪深く、往來の勞あるを以て、城を同國今濱に構へ、地名を長濱と改めらる。同五年播州を加へ給はる。同八辰年正月、同國三木別所小三郎長治が城を攻落し、暫く住し、同九年同國姫路に城を築かせらる。同十年六月二日、信長公は、逆臣惟任日向守光秀が爲に弑せられ給へり。

或本に、本能寺は、此時西洞院三條の南にあり。今誓願寺通西洞院西入町を元本能寺町といへり。其後京極二條の南に移され、其跡に古田織部正重能暫く住せり。而して重能は、堀河三條の南

秀吉姫路に築く、信長、光秀に弑せらる

に移る。古田が屋敷は錦小路堀河の東、藤堂和泉守の宅地なりしといへり。其宅を從者木村宗善に附與せし所、彼宗善は、大坂一亂の時に逆謀あつて、其家を沒收せられ、茶屋中島宗右衛門拜領し、其子孫今に至つて住すと云々。

信忠自殺

嫡子城之介信忠卿は、二條御所にて自害せらる。時に廿七歳なり。

或本に、二條新御所といふは、小川二條下る町にありしと云々。今古城町といふ。又高倉二條の下の北を天守

町といふとわや。

別記に、信忠卿は、後に大雲院殿仙巖と諡す。信長公御父子の塔は、京極西園寺の南阿彌陀寺にあり。是れ貞安和尚、彼遺骨を納めし所なり。又戰死一百廿六人の骸骨を集め、同じく斯地に埋むと云々。

是より先に秀吉公は、信長公の命により、中國毛利輝元卿の討手に向ひ給ひしが、和議調ひ京都に攻め上り、城州山崎に於て、明智日向守と對陣ありし所、光秀が軍勢忽ちに敗せり。

或本に、光秀は土岐の末葉なり。時は今天が下しる五月かなといへるも、土岐をかけたの發句なり。信長、或時明智光秀・丹

秀吉、光秀を討つ



羽長秀に宣ひけるは、我頼て九州を攻取り、汝等に領國を與ふべしとて、丹羽に  
惟住、明智に惟任と氏を給へりしが、信長公御生害の後に、再び明智と改めたり  
と云々。惟任・惟住、九州侍  
の名なりと云々。

同月十三日、日向守は同國宇治郡小栗栖にて、野伏の鎗にかゝつて死せり。時に五  
十五歳とかや。

或本に、同十四日、秀吉公、江州三井寺に至り給ひし所、里人光秀が首を奉りける  
により、大に悦ばせられ、杖を以て明智が首を打ち給ひ、後に梟首し給ひけり  
と云々。光秀が墓は、洛東三條黒谷道より三町計り東なる人家の  
後にあり。是則ち光秀が首を梟けし土地なりと云々。

其後秀吉公は、信長公の嫡孫、三法師と稱す、後に岐阜中納言秀信卿といへる是なり、三歳にならせらるゝを立て、輔  
佐し給ふ。是よりして威勢大に振ふ。同十月三日、從五位右少將に敍任し給ひ、大  
徳寺に於て、信長公の葬禮を執行せられ、總見院殿大相國一品泰巖大居士と諡せら  
る。然るに織田家の老臣越前の國主柴田修理亮勝家は、羽柴氏の天下を知るべき萌  
ある事を憤り、信長公の三男美濃守信孝、竝に勢州長島城主瀧川左近將監一益を語

戦ヶ嶽合  
柴田勝家  
討たる

らひ、羽柴氏を誅すべき企あるにより、同十一年四月、秀吉公軍を出し給ひ、江州志  
津ヶ嶽に於て合戦ありしが、柴田勢を即時に追崩し、越前國へ攻入り給ふ。勝家防  
戦術盡きて、終に切腹せり。時に五十七歳なり。信孝爰に於て謀を失ひ、戦ふ迄も  
なく自害せらる。瀧川一益は、胃を脱ぎて降人となる。此後は秀吉公の威日々盛に  
して、信長公の二男尾張國を領し給へる信雄公に、南伊勢五郡を加へ、其外軍功あり  
し諸將に、國を分ち與へらる。同年攝州大坂に城を築きて移り給へり。又參議從四  
位下に進み給へり。同十二年、信雄公の家臣尾州星崎城主岡田長門守勢州松島城  
主津川玄蕃允・尾州芥安城主淺井丹宮の三老、秀吉公へ内通して、主人を蔑にする  
聞あるに依つて、信雄公は甚だ怒られ、彼三老を誅せらる。此事にて信雄公と矛盾  
に及び、尾州小牧山にて、織田家の軍と對陣ありしが、徳川家康公、信雄の頼に因つ  
て、御加勢ありしかば、羽柴家の軍利あらず。於是秀吉公、主君の恩義を思ひ、忽ち  
に御和睦あり。同十一月廿三日、權大納言に任じ、從三位に敍せらる。同年家康公  
の御息於おぎ義丸君後に越前中納言  
秀康卿と稱せりを、御養子とし給へり。同十三年三月、或は正月、正二位内大

家康、秀  
吉を破る



臣に進み給ふ。同年七月、從一位關白に任じ給ふ。

或本に、秀吉征夷大將軍になり給はんと思召し、權大納言義昭卿足利尊氏卿より十四代、始南都一乘院門

主法名覺慶と稱す。永祿八年遷俗、同十一年九月、征夷大將軍に任ぜられ、慶長二年八月廿八日、六十一歳にて薨去。靈陽院殿と諡す。へ、我を養子とし、將軍職を讓

られきば、安富尊榮たらしめんと申し給へども、義昭卿之を許されず。依之菊亭

右大臣晴季公に議し給ひし所、菊亭公の曰、關白は人臣の高爵にして、將軍より

貴し。然れば關白に任せらるべしとありければ、秀吉公大に悦び、其儀に従はせ

らきしと云々。或本に、秀吉公關白に任じ給ひし時落首、關白は位でなると聞きつるに金にてなるは夫は金箔。又、秀吉は將基の駒にさも似たり歩の成上り玉に近づく。

別記に、今年前田德善院玄以、増田右衛門尉長盛、石田治部少輔三成、長東大藏大輔

正家、大谷刑部少輔吉繼後吉隆を以て、五奉行と定められしが、大谷は癩病を煩ひ、後

年病眼中に入りて盲となりたる故に、奉行職を辭退しけれども、大谷は政所殿の

御母、朝日御方の甥にて、政所殿とは從弟といひ、其上才智あつて眞實なる者故、秀

吉公深く惜ませ給ひ、暫くは願を容れ給はざりしが、心地よからず闕座せし故、淺

野彈正長政を加へられきと云々。大谷刑部少輔は、越前國敦賀の城主にて、五萬石を領せり。關ヶ原合戦に、秀頼公へ忠を盡しけるが、敗軍の時敵方へ首をと

られなば、見苦しからんとて早く自害せり。息大學は筑前へ下り、黒田長政の扶助をうけ一齋と稱し、同國相樂郡鳥飼村に居たりしが、大坂陣の前に城に籠り、父吉隆の志を繼げりと云々。

同十四戌年十二月、太政大臣に昇進し給ひ、姓を豊臣と賜へり。

同十五年、島津修理大夫義久を降し給へり。

或記に、去ぬる天正十三年の春より、内野に城郭を營み給へり。東は大宮一本に堀川、南

は春日一本に二條、西は朱雀或は内野、北は一條なり。南北七町東西四町なり。今年御移徙

にて、聚樂城といふ是なり。後に關白秀次公に譲り給ひし所、御生害の後、離折

して處々に移り、其跡民家或は田疇となれりと云々。或本に、今の二條は、慶長七年徳川家にて經營し給ふと云々。

同十八年寅年、北條相模守氏政を攻め給ふ。氏政戦ひ負けて、同年七月十一日自殺

せり。時に五十一歳なり。氏政の息氏直は、高野山に登れり。終に天下一統して後、

同十八年十二月、或は十九年の春となり御養子近江中納言秀次卿へ、關白職を譲り給ふ。是より

して、太閤御所と稱す。文祿元年春より、朝鮮國征伐し給はんが爲め、彼地へ軍勢

を差向けらる。同二巳年朝鮮と和融なり。同三年城州伏見に城を築き給ふ。奉行佐久間河

内守、瀧川豊前守、佐藤駿河守、石尾與兵衛等なり。

豊臣秀吉公の略傳

聚樂を營む

秀吉天下を一統す

朝鮮征伐



或記に、慶長元年伏見の南なる向島に出城を構へられ、本城の間に橋を渡されし所に、同年閏七月十二日大地震して、本城の天守竝に殿舎顛覆す。依つて同月廿日、彼の城地を替へて營造せらる。今の城山といへる是なりと云々。

秀吉逝去

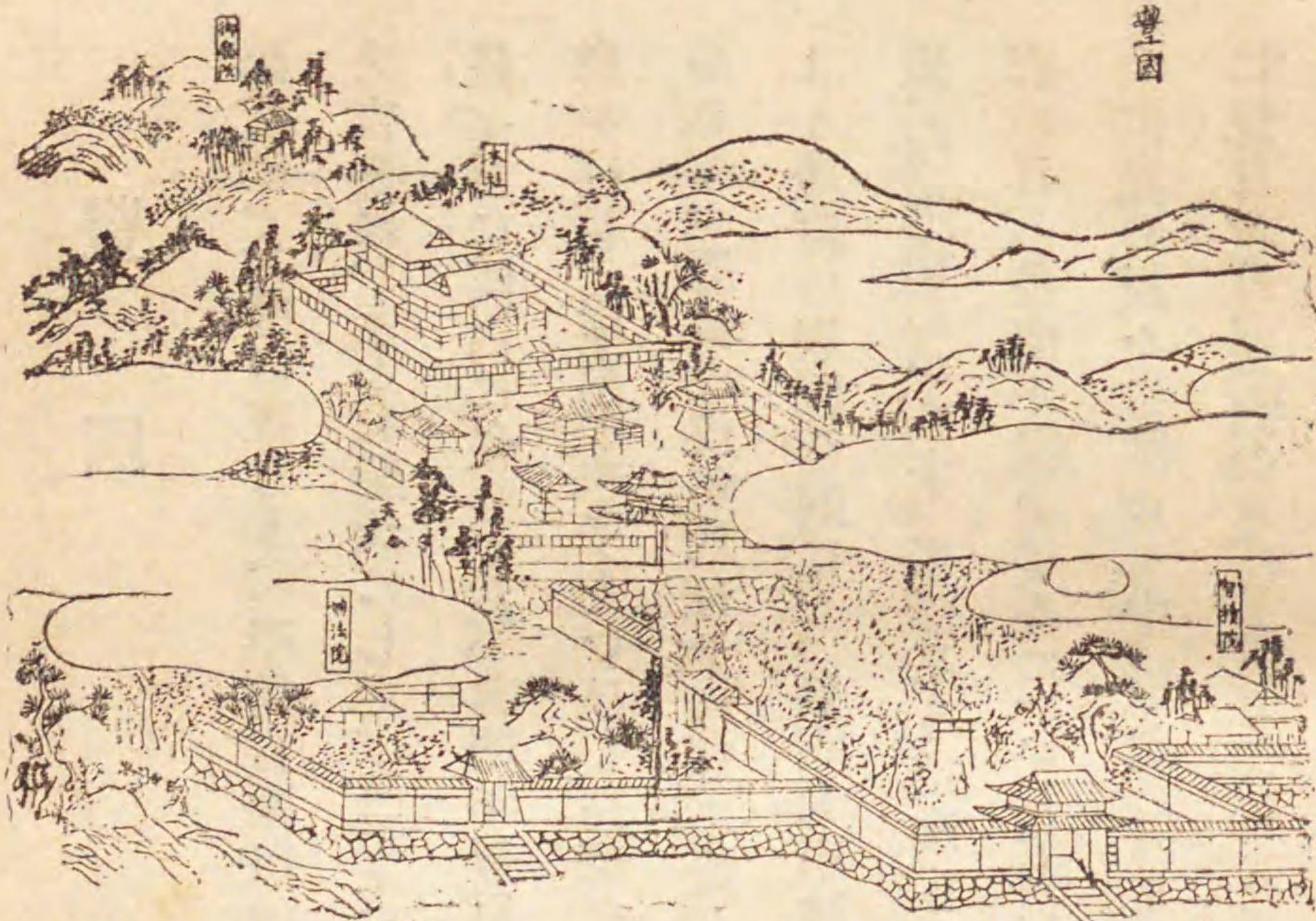
慶長二酉年の春、朝鮮國と和議破れ、再び軍勢を遣はされし所に、同三戌年八月十八日、伏見城に於て薨去まします。御歳六十三。洛東阿彌陀が峯に葬り奉る。

或本に曰、阿彌陀嶺は、鳥部山今豊國山といふなりの巔をいふ。始め小松内大臣重盛公造立せらるゝ處の燈籠堂及び本尊彌陀、儼然として存せしを、日蓮宗の僧徒、親鸞の門徒と法論に因つて、日蓮宗徒大に起り、京都より此山を経て、山科の本願寺に向ふ時に、出陣首途の吉兆として、矢を以て彌陀の像を射、終に火を放ちければ、堂宇忽ち焦土となる。然れども本尊は、土人取り納めて、今山科の小堂にありと云々。

國泰院殿俊山雲龍大居士と謚す。其後阿彌陀が峯の麓に神祠を建て、今の新日吉邊なりと云々、豊國大明神といへる神號、竝に御宸翰後陽成天皇の御宸翰なりの額を賜はる。元和元年七月、一本に七月九日に作る、

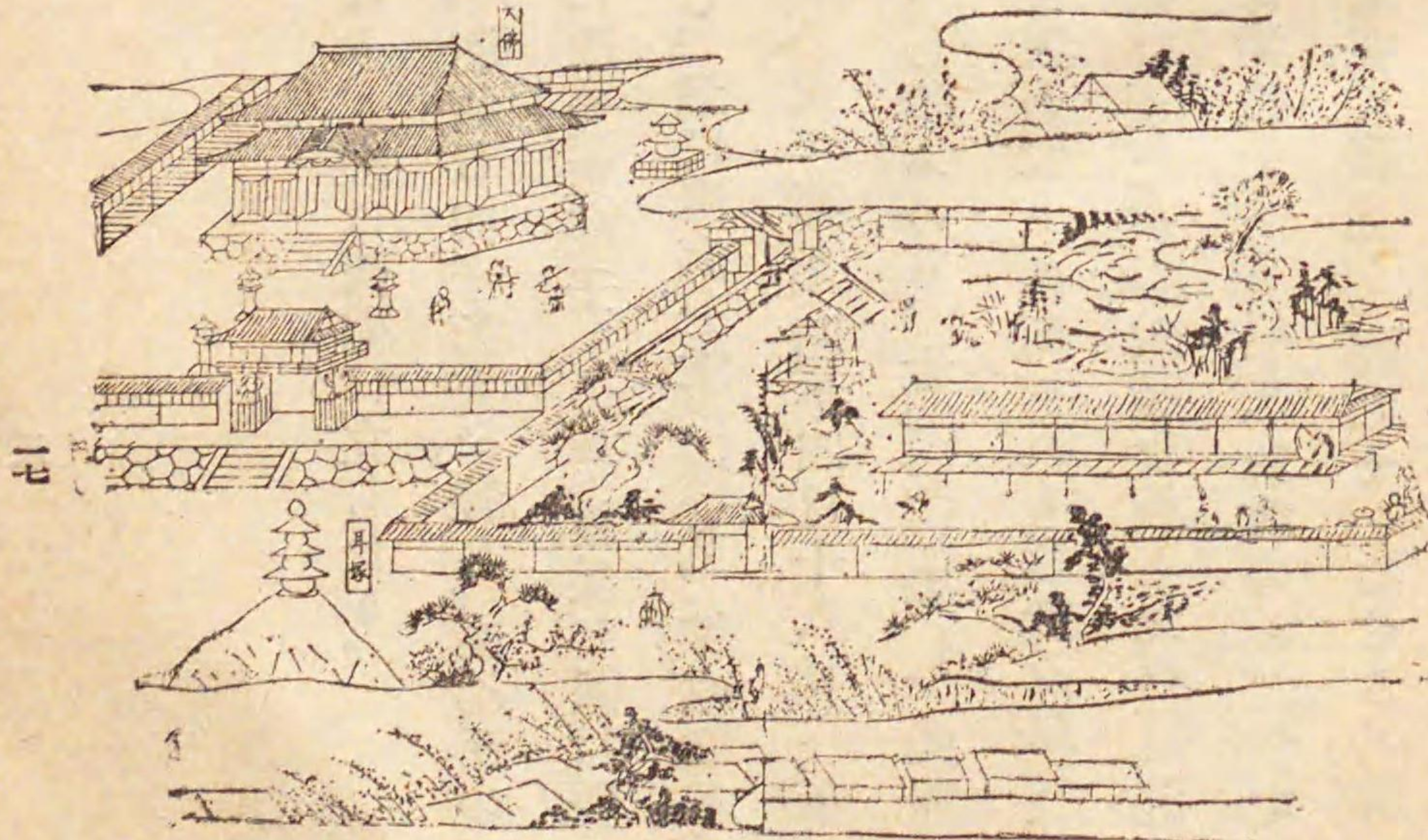
豊國の神號を削り、大佛殿の側に廟塔を建てられたり。實は今に阿彌陀が峯にありと云々。

一 其 圖 の 社 國 豊



豊臣秀吉公の略傳

二 其 同



二七



豊國

此所は、大佛の東なり。平秀吉關白の廟所なり。殿は西向に立ちたり。

秀吉公は、もと羽柴氏にして、天正壬午の年、明智日向守光秀を殺し、同乙酉の歲七月に關白に任せられ、其明年豊臣の姓に改め、文祿壬辰の年、諸兵を催し朝鮮を征し、遼東の李子といひし高將を擒にし、恣に四海を掌に握り、獐威猶多かめり。慶長戊戌年八月十八日に薨じ給ひて、爰に葬り、明年四月十八日に、帝より豊臣の廟號を賜はり、豊國大明神とかへし給ふめり。太閤記に委し。此廟殿、所柄騒しからず、峯構高う道幽にて、殊更其わたり、四面何れも櫻栽る並べ、春の日の長閑く麗かなるに、いと美しう咲亂れ、さながら雪積む枝と見れば、遊士倚庭の思々に圍める中、歌聲のひゞけるは素娥をふるはし、舞容のおだやかに艶なるは、飛燕のまなぶ計りのしなく、豪曹も菟薨も、同じまとゐせる名所なれば、往し年、余が父法橋友親三度誘ひて、此地の花詠めしに、何地ともなく

短冊おこせたり。其歌に、

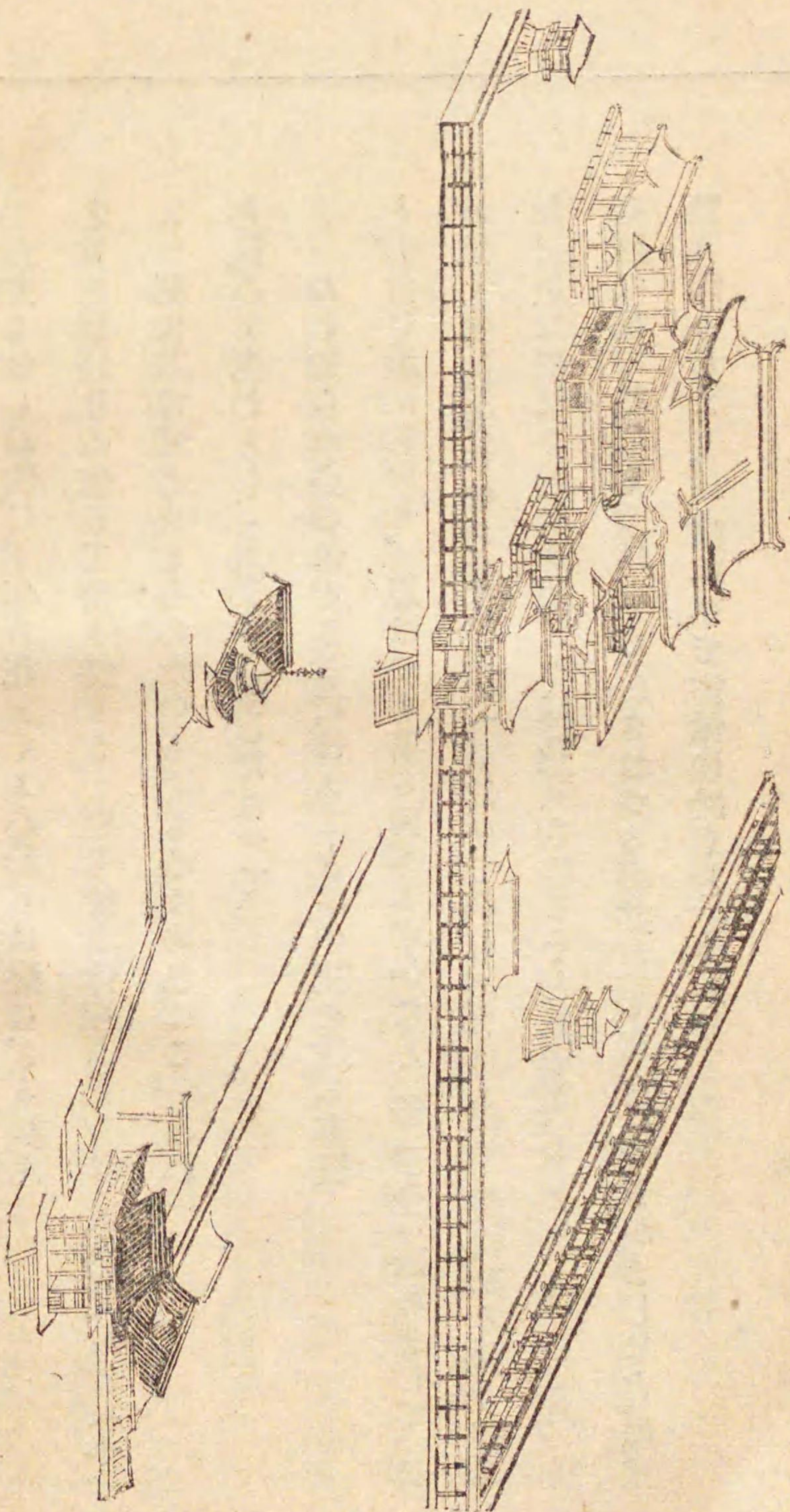
知る知らぬ物なり乍ら花をそふ心計りは變らざるらん  
とさも清げなる筆にて書き侍りき。則ち使者休らふまもなく、愚父取敢へず、  
花に來て同じまとゐるの木のもと心々の色にこそみれ  
と詠みて返しとし、そのまゝ跡したはせて、

ぬし知らぬ心の色ぞさきにはふことばの花を送る春風

と書付け遣はしけり。思はずも斯る興ある事かなと、各一入に詠めまして、日の傾く頃、四方の鐘の音に、かへさ伴ひてゆらめきけるに、先に詠み送り給ふ如何かたやむごとなき装なりければ、さにこそと見やり、のゝしりけらしぬ。是ぞ誠に都の花ならではと、見かさねつる事共、又もたゞにやきかましなど、愚父語り侍りしより、一際興じて書付け置くとぞ云々。

秀吉公に、御男子二人あり。所謂、





第一は、棄君と稱す。一本に、八幡太郎又は鶴松君と稱すとあるは誤ならん。

天正十九年丑四月五日、或は天正十七年五月廿七日に作る、

御誕生なり。御母淀殿と稱す。同年八月五日此君聚樂城に於て早世し給へり。東

山祥雲寺に葬り、祥雲院殿玉岩麟公と謚せり。或本に、正月十六日太閤過ぎし夜の御夢に、若君を御覽じて、火燵の上に御涙を落し給ひて後、

き人の形見に涙のこしおきて行方しらずに消え果つるかな」と詠じ給ひ、返しせよと仰ありければ、支旨をしからぬ身をまぼろしとなすならば涙の玉の行方たづねんと答へ奉りきと云々。

或説に、元和元卯年五月八日、家康公、祥雲寺の僧正日譽を、二條の城へ召され、

寺領三百石本二百石、凡て五百石なり御加増あつて、祥雲寺を廢して、智積院と改めらる。是紀

州根來寺の舊號なり。一説、大佛殿の鐘は、夏御陣後迄も三時を撞きけるが、僧正日譽、家康公の御前に出で、大佛殿の鐘、三時に響き渡つて、論議の碍と相成候儘、停止に仰付

けられ被下候様にと申上げければ、元來兵亂の基たる凶鐘なれば、願の趣御意に叶ひけるにや、此時三百石御加増を給はりぬ。鐘の撞木は、智積院に預り、今に至りてあり云々。

或説に、祥雲院殿の靈牌は、今妙心寺の内玉鳳院にあり。又廟塔は、祖堂の西の側にありと云々。

或本に、田原藤太秀郷の矢根は、妙心寺にあり。彼寺記を按ずるに、豊臣秀吉公の令子棄君を妙心寺に葬る。棄君の生れ給ひし時、蒲生氏郷より、慶誕の日獻せしものなり。秀郷が妖怪を射斃し、箭鋒、代々家に傳へ祕藏せしなり云々。



秀頼誕生

第二は、秀頼公なり。御小字拾君（一本、拾君とあるは誤り）。文祿二癸巳年八月三日に御誕生なり。御母君は淀殿なり。慶長元申年五月、權中納言に任せらる。本は從三位左中將。同十三日太閤と共に御參内あり。同六丑年六月（一本三月）廿七日權大納言、同八卯年四月廿二日正二位内大臣、同九辰年四月十二日、右大臣に進み給ふ。元和元卯年五月八日、大坂城中に於て御生害なり。

秀頼自盡

或本に、秀頼公は、大坂落城の後に、薩州へ御下向あつて、島津義久を頼み蟄居し給ひ、御改名にて、種子島藏人と稱せり。寛永の頃、京都の具足師何某が方へ、薩州より鎧を直させに來りしが、彼具足師是を見て、此鎧は常人の所持すべきにあらず、太閤秀吉公御召の鎧と言傳へしに叶へりと思ひ居たりし所、其後又具足の損せしを直しに來りしが、其具足は、先年秀頼公御召の具足とあつて、細工せし註文に符合せりといへり、又伊勢奉幣の目錄に、豊臣某と書き給へる事もありきと云々。

秀頼公薩州へ御下向ありしといふは、浪華亂の書を講ずる者の、附會せるなる

べし。

嵩陽院殿秀山大居士と諡す。

一本に、龍淵寺天真支性大居士と諡すと云々。

### 政所殿の略傳

秀吉公の御臺、御諱に根伊（或は根々）と稱す。御父は尾州春日部郡朝日の郷の住人、杉原助左衛門といふ。一本、助左衛門、後に伯耆守、剃髮して道松と稱せりと云々。文祿二癸巳年二月六日に死去せり。法名隆勝寺貞安道松居士。位牌は洛東高臺寺にあり。御母は木下七郎兵衛家利が第二女、朝日と稱す。

或本に、木下は故杉原氏にて、平相國清盛公の令孫、中將惟盛卿の息季衡の二男を、光平伯耆守と稱呼す。數十世の後、杉原七郎兵衛家利といふ者、尾州に住して一男二女を産む。嫡男を家次七郎左衛門と稱す。丹州福智山の城主にて、二萬石を領す。天正十一年江州坂本の城へ移り、京都所司代を勤め、同十二年甲申年九月九日に卒去す、行年五十七歳なり。家次の息を杉原彌平治長房といふ。十三歳の時より秀吉公薨去の後、關東に屬し、慶長六丑年常州新治郡小栗莊に於て、五千石加賜せられ、寛永六巳年二月四日、江府に於て卒す。時に五十六歳と云々。息あり、重長伯耆守と稱す。正保元申年十月三日卒去す。實子なし。

政所殿の略傳



かりし故、竹中越中守重常の三男帶刀重元を養子とし、家督を譲りし處、承應二巳年十月十四日、十七歳にて卒去し、實子なくして、領地召上げられたりと云々。第二女子は、朝日と稱す。杉原助左衛門に嫁す。第三女淺野久右衛門尉長勝の妻にて、慶長八癸卯年四月十八日死去す。法名雲亮院寶林妙瑜大姉といふ。位牌は、洛東高臺寺にあり。長勝は淺野彈正長政が父にて、天正三乙亥年九月十日に死去す。勝海院金光善性大居士と諡す。これ政所殿の養父なりといへり。

慶長三戊戌年八月十一日に卒去なり。康徳寺松屋妙貞大姉と諡せり。助左衛門に一男一女あり。嫡男は家定卿、伯耆守初孫兵衛といふと稱す。後に木下肥後守といふ。

或本に、家定卿は播州姫路城主、采地二萬五千石領す。後に備中國を給はる。剃髮して二位法印に敍せり。法名圓林院長翁量公。一本に、常光院茂叔といふと云々。

慶長十四酉年に卒去なり。

或記に、家定卿に四男あり。嫡男は木下若狹守勝俊、入道して大哉翁長嘯と稱す。或本に、若狹守勝俊は、關ヶ原合戦の時、山州伏見の城にありしが、彼城を遁れ出で、京師東山靈山に栖み、晩年幽居を大原野勝持寺の北の山に移し、大哉翁と稱せりと云々。

慶長二己丑年六月十五日に卒去なり。大成院と諡す。二男は宮内少輔利房、一本利定、今備中國足守にて、二萬五千石を領する木下氏の家系是なり。三男は右衛門大夫延

俊、今豊後國日出城主、二萬五千石を領する木下氏の家系是なり。或説に、利房・延俊の領地高は、政所殿臺

所領六萬石を、徳川家より分ち給はる所なり。又或本に、延俊は寛永十九年正月七日に卒すと云々。四男は、小早川中納言隆景卿の養子、秀秋卿と稱す。此卿は、關ヶ原合戦の時、關東に内通し裏切せられたり。備前美作二ヶ國の主となり、中納言に昇進せら

れ、慶長七年十月十八日、廿二歳或廿三歳にて逝去なり。瑞雲院殿秀巖日詮と諡す。嗣子なくして家斷絶せり。或説に、家定卿に男子六人あり。嫡子若狹守勝俊、二男宮内少輔利房、三男右衛門大夫延房、四男信濃守俊正、五男金吾中納言秀秋卿、六男を出雲守と稱せり。此人は故あつて加藤清正を頼み、肥後國熊本にありしが、太閤御他界の後、肥後國寺澤邑に住し、鍋島氏に仕ふといへり。

女子は即ち政所殿なり。前田又左衛門尉利家卿の媒を以て、秀吉公に嫁し給へり。一本に、政所殿は、風姿容艶なりしゆゑ、秀吉、藤吉郎の時、之を愛戀をなし、入媒

婚姻を望み給へども、其父許容せず。是故に心塊にいやまし病めるが如し。遂に信長公の臺聽に達し、近臣をして其實否を尋ね給ひ、父に命じて嫁せしめらると云々。

或本に、太閤秀吉公の御臺所、もとは尾州御器取村の禰宜の女にて、於根々と稱せり。淺野又右衛門が妹の子なり。依つて又右衛門、彼女を養ひ置きたり。或時織



田信長公、鷹狩に出で給ひしに、又右衛門が家に御休息あり。然るに彼女茶を持運びしを御覽あつて、名を御尋ねなされて後、又右衛門へ、彼女を御所望あり。又右衛門は信長公の御側にて、召仕ひ給ふと思ひ、早速御請申して差上げしに、信長公仰に、又右衛門は身上よく、藤吉郎は不勝手なりとて、其儘秀吉公に遣はされたり。御祝言の時には、又右衛門が長屋の簀子の上に藁を敷き、其上に薄縁を敷かれきと、後に至り政所殿、此事を御物語なされきとぞ云々。

天正十六戊子年四月十九日、從一位に敍せらる。是より以前、位階等未詳。太閤薨去の後に、御落飾

あつて、高臺院殿湖月高臺寺鐘の銘に、高臺院殿快陽心公とありと云々と稱す。然るに秀頼公竝に淀殿、伏見よ

り大坂へ移らせ給ふにより、家康公の御計らひにて、京都に在住し給ふ。

今裏門通正親町の南なる高臺寺町といふ所に、在住し給ひきと云々。

一本に、居館は御幸町の北、今の築地の内なりと云々。

寛永元申子年九月六日、七十六歳にて薨去なり。今洛東高臺寺といへる禪寺は、此

政所殿の御願に仍つて、慶長十一年に建立し給ひきとかや。彼寺僧の曰、大坂御陣の頃に、御普請ありきといへり。奉

行は堀監物なり。則彼寺に木像ありといへり。

或記に、政所殿御存命の間は、關東より祿一萬六千石或一萬石を給はりしが、逝去の後に、彼遺領の内三千石を分ちて、木下左近利三ごしかつに給はりきと云々。

### 淀殿の略傳

秀吉公の側室淀殿諱は於野々おのや、一本おちやく、父は江北小谷城主淺井備前守長政、下野守久政の息なり、

母は織田備後守信秀が女、諱は於市と稱し、信長公の末妹なり。長政は天正元年九

月朔日、信長公に攻圍まれて自殺せり。徳勝院天英宗清居士と諡す。寛永元年九月中納言從三位を贈らる。

又養源院とも諡す。今洛東養源院は、即ち淺井備前守長政の息、僧正清伯の草創

する寺なりと云々。

長政に二男三女ありしが、小谷落城の砌、女子は別條あるまじとて、内室と息女三人に、藤掛三河守を相添へ、織田家へ送り返されたり。

内室は、後に柴田修理亮勝家に再嫁せられ、一本に、息女三人を連れて嫁せられしともいふ。天正十一年四月



廿四日、勝家と共に自害せらる。自性院と謚す。

嫡男は萬福丸と稱せり。家臣木村喜内之介を相添へて、越前國敦賀へ遣はし、隠し置けるを、織田家より尋出され、江州木のもとの驛に於て、串刺にせられたり。今の礫の類か、或本に、礫は吉利支旦の刑にて、百有餘年以來用ふと云々。二男は當歳子なりしが、中島左近・小川傳十郎傳育て、同國長澤村一向宗門の福田寺の弟子となり、慶安といへり。是は住所を知り給はざる

か、又出家なる故に、命を助け置き給ひしにや、咎なかりしなり。女子三人は、信長公

の舍弟上野介信兼預り置かれし所に、成長の後、長女名於は、京極宰相高次卿の内室

となれり。後に常高院といふ。今若州後瀬山の麓に、常高寺といふ寺あり。此常高院

の爲に、建て置かれたりといへり。第二は於野々の方なり。是秀頼公の御母公なり。中頃淀城に

ましませしにより、淀殿と稱す。元和元卯年五月八日、大坂城中に於て生害し給ふ。

時に四十九歳。一本に四十歳、別本に、淀殿は天正十一年柴田勝家自殺の時十三歳、同十七年十九歳にて秀吉公の側室となり給ふと云々。此説によれば、四十五歳なり。大虞院英

岩一本、大虞院又淀光院ともありと謚す。第三は秀忠公の御簾中なり。秀忠公の略傳に載す。

又は大虞院花顔妙香とあり

と謚す。第三は秀忠公の御簾中なり。秀忠公の略傳に載す。

淀殿生害

### 廣忠卿并傳通院殿の略傳

廣忠卿

家康公の御父、贈大納言二郎三郎廣忠卿と申すは、八幡太郎源義家の四男、徳川四郎義俊より十五代、三州岡崎城主世良田二郎三郎清康君の息男なり、清康君は、永

正八辛未年九月御誕生なり。天文四乙未年十二月五日、尾州森山陣中に於て、不慮

の變に依つて横死し給ふ。時に廿五歳なり。善徳院年叟道甫大居士と謚す。御母

は青木筑後守貞景が女なり。廣忠卿は、大永六丙戌年四月廿九日、三州安祥寺に於

て御誕生あり。御母公は産後に卒せらる。

一本に、清康君に息女あり。初め長澤源七郎康正或は康忠に嫁せられきと云々。一説、康正死去の

後に、酒井左衛門尉忠次に再嫁し給ふと云々。

御小字千松君又竹千代君と稱す。天文十八酉年三月六日に逝去なり。時に廿四歳。

瑞雲院殿應政道幹大居士と謚す。

一説、其後慈光院殿と稱し、慶安元子年百回忌の時、大樹寺と改め給ひきと云々。



廣忠卿に二男三女まします。皆御異腹なり。

嫡男は家康公。家康公の略傳に詳なり。

二男は家元、後に康元或は元康と改め給ふ。御病身にて、十三歳の時より手痺れて、歩行も不自由になり、出家にもなり給ひ難ければ、誰にても御對面なく間居し給ふ。慶長八卯年八月十四日卒去にて、正光院殿梁傳宗英大居士と諡せられきとかや。

康元君の事、諸實錄に載せず。世に流布する所の三河後風土記に載すと雖も、此書は本平岩主計頭親吉が名を假りて、偽作せる書なれば、信するに足らず。

三女の第一は、市場殿と稱す。後に寶鏡院殿といへり。母公は、平原助之丞が女なりといふ。荒川甲斐守

頼將或頼の内室なり。一女を産ませらる。酒井備後守忠利の室なりといへり。

或本に、荒川甲斐守は、後に逆心ありしにより、永祿六年領地沒收せなれ、河内國に蟄居せしが、幾程なく病死すと云々。同記に、市場方は、甲斐守卒去の後、筒井伊賀守定次に再嫁せられ、一男一女を産む。嫡男は主殿介定慶、二女は酒井備後守忠利の内室とあるは不審なり。又或本に、市場方は、後年筒井主殿介定慶に嫁せらる。是は家康公、大和の國人を懐け給はんが爲なりとぞ。然るに定慶は、元和元年五月自殺せし故、其息に遺領を給はれり。今筒井治左衛門が家系是なりと云々。

第二女は、矢田方と稱す。長澤源七郎後に上野介康高或は高ハ忠、安直ハ康ノ誤カの内室にて、一男子を産ませらる。

或本に、康高は徳川二郎三郎信光の八男、源七郎康氏の孫康正源七郎が子にして、徳川氏と同家たりと云々。或本に、康正が妻は、廣忠卿同腹の女子なり。康正卒去の後、酒井左衛門尉忠次に再嫁せられ、於風と稱せりと云々。康忠上總介初上野介康直といふと稱せり。文祿二巳年十月、廿三歳にて卒去なり。

或本に、康忠に嗣子なく、女子二人あり、一女は有馬玄蕃頭豊氏の内室、一女は遠藤修理亮が妻なりといへり。後年家康公の九男忠輝朝臣、遺跡を継ぎ給へりと云々。

第三女は、多切方、後に長源院と稱す。

一本に多切方は、久松土佐守勝俊の息女にて、家康公と異種同腹なりと云々。初め興一郎忠正の内室なり。

或本に、忠正は、徳川出雲守長親の三男或は二男松平内膳正信定の孫なり。或は曾孫に作る。天文七戌年十一月廿七日に、卒去すと云々。忠正の家系は、今攝州尼ヶ崎の城主四萬石を領する松平氏はなり。

一男子松平内膳家廣を産ませらる。然るに忠正は、天正五丑年七月廿日、三十四歳



にて卒去す。此時家廣幼少たるを以て、忠正の舍弟與二郎忠吉家督相續す。家廣は、後に忠吉の家督を繼ぎて、慶長五年六月十四日廿四歳にて卒すといへり。其内室となり、二男を産ませらる。即ち松平伊豆守信一の養子安房守信吉と、

或本に、松平伊豆守初勲信一は、徳川二郎三郎親氏法名徳阿彌、還俗してより五世、出雲太郎左衛門尉といふ守長親五男藤井彦四郎利長の息なり。家系は今信州上田城主五萬三千石を領する松平氏はなり。

松平宮内少輔忠頼實は安房守信吉と、雙子なりといへりとなり。而して忠吉も、亦天正十壬午年六月、廿四歳にて卒去せしにより、同十二甲寅年七月、保科彈正忠正直の内室となり、二男四女を産ませらる。長女は黒田筑前守長政の内室、一本に別腹とす第二は男子保科甚四郎正貞、第三男子北條出羽守氏重、第四女子、安部與一郎信勝の内室、第五女子、小出大和守吉英の内室、第六女子、加藤式部少輔明成の内室なりとかや。

傳道院殿

傳道院殿、諱は於大と稱せり。三州菊屋城主水野右衛門大夫忠政の息女にて、即ち家康公の御母君なり。

或本に、忠政は、天正十一年寅七月十二日卒去なり。今肥前國唐津城主六萬石、下野國結城領主、一萬石の水野氏兩家の祖なりと云々。

母は大河内左衛門尉元綱初名滿成、但馬守と稱すの養女、於留方と稱す。

或記に、阿留方、實は青木加賀守式宗つちむねの息女にて、始め水野忠政に嫁せられし所に、天文十二年忠政卒去。是に依つて息女傳道院殿事なりを召具して、享祿元年二郎三郎清康君の繼室となる。此時に清康君は十八歳、阿留の方廿四歳なり。天文四年清康君横死の後に、菅沼藤十郎定頼の室となり、定頼歿後に、星野備中守秋國の室となり、秋國死後、川口帶刀先生盛祐の室となり、後に剃髮あつて、永祿三庚申年五月六日に死去なり。法名華陽院玉柱慈仙と稱す。駿州宮崎智源院に葬ると云々。

於大方は、天文十丑年正月、廣忠卿の内室となり給ひ、家康公を産ませ給ふ所に、水野右衛門大夫忠政卒去の後に、阿大の方の舍兄下野守信元、織田信秀に好を通ず。徳川家は、此時今川義元の助を受け給ふにより、同十二甲辰年御離縁なり。其後三州小川城主久松土佐守勝俊一本に定俊に再嫁し、四男三女を産ませ給へり。



嫡男を彌九郎定道一本に別腹に作る是なるべしといひしが、父土佐守の第十郎左衛門吉次と不和にて、殺害せられたり。二男は康元始め勝元と稱す三郎太郎と稱す。永祿三庚申年五月十八日、家康公より此時は元康公と稱す松平氏を給はる。天正十八年庚寅年七月十三日、駿州沼津城主となり、一萬石或二萬石を給はり、其後一萬石御加増にて、下總國關の宿へ移り、從五位下因幡守に敍任す。關ヶ原合戦の時は、江府に在て本丸を守れり。其後二萬石御加増にて、都合四萬石に至り、慶長八年八月十四日、五十二歳にて卒せり。

或本に、康元の息を、忠良三郎太郎と稱す。家督相續ありて、從五位甲斐守に敍任し、元和二辰年一萬石加賜せられ、濃州大垣の城に移れり。我意を奮ふ事多かりける故、食祿減少し、一萬石となる。寛永元甲子年五月十八日、四十三歳にて卒す。息三人あり。嫡男を五郎憲良と稱せり。後に從五位下因幡守に敍任し、廿八歳にて卒す。一本廿五歳に作る。嗣子なくして、領地召上げられ、憲良の弟數馬良尙に一萬石下され、從五位下佐渡守に敍任せりと云々。

三男は、康俊源三郎と稱す。一本に、勝俊と作れり。初の諱なるか。舍兄康元と同時に松平氏を賜はり、從

五位下豊前守に敍任す。始め今川家へ、徳川家の質として遣はされしが、今川家歿落して後、又質として武田家へ赴けり。然るに大雪の降りたる夜、參州へ逃歸られし所、雪焼して指悉く落ちける故、仕を止められけり。

或本に、康俊は嗣子なくして、水野藤次郎を養子とし、家督を譲れり。後豊前守勝政本書に勝義とあるは誤ならんと稱し、八千石を給はるといふ。今、下總國香取郡多古領主一萬二千石を領する松平氏の祖なり。

第四は、定勝三郎四郎と稱す。舍兄と同時に、松平氏を給はる。慶長六丑年二月、或十遠州掛川城主となり、三萬石下され、從五位下隱岐守に敍任す。同十巳年二萬石御加増にて、山州伏見の御城代となり、大坂兩度御陣に其功ありて、御歸陣後、二萬石御加増にて、勢州長島城主となり、程なく四萬石御加増あつて、十一萬石に至り、同國桑名城主となり、元和亥年七月廿七日、從四位下侍從に進み、又左近衛權少將に昇り、寛永元甲子年三月十四日、六十歳にて卒す。一本、寛永三丙寅年十月四日、今豫州松山城主十五萬石、奥州白川城主十一萬石、豫州今治城主三萬五千石を領する松



平氏等の祖なり。

女子の第一、松平玄蕃頭家清の内室なり。

或本に、家清は、慶長十四酉年十二月廿一日、四十六歳にて卒去せりと云々。

二女は、松平丹波守康長の内室なり。

或本に、康長は、戸田主殿介重貞の二男、小字虎千代、其後孫六郎と改めたり。今

信州松本城主、六萬石を領する松平氏の祖なりと云々。

三女は、早世なり。

或本に、嫡女は松平與一郎忠政の内室、二男豊前守康俊、三男隠岐守定勝、四女松

平玄蕃頭家清の内室、五男遠江守定吉といへり、早世す。第六女、松平丹波守康

長の内室、第八男因幡守康元と云々。

又三男四女に作る。男子第一松平豊前守康俊、或吉勝、第二因幡守康元、或勝元、第三隠岐守

定勝、女子の第一松平伊豆守信一の内室、第二松平丹波守康長の内室、第三松平玄蕃

頭康清の内室、第四女子、早世せりと云々。

永祿三申年正月、家康公此時元康公と稱すに御對面あり、慶長七寅年八月廿九日、七十五歳に

て逝去なり。法名傳通院殿、諡は荅譽光岳和香大禪尼、武江小石川宗慶寺に葬る。

一本宗慶寺、後に寺號を改む。無量山傳通院壽經寺と號すといふ。

新東鑑卷之一畢



# 新東鑑卷之二

## 五大老の略傳

### 武州江戸御居城 徳川内大臣家康公

家康誕生

家康公は、天文十一年壬寅年十二月廿六日、三州岡崎城に於て御誕生なり。御小字は竹千代君と稱し奉る。同十六年八月、質として今川上總介義元の許へ行き給ふ。役に參州田原城主戸田藤五郎、途中に迎へて織田彈正忠信秀に授けしにより、尾州熱田住人加藤圖書が館にまませり。同七年信秀の嫡男尾州安祥城に籠りたる織田三郎五郎信廣、徳川家の勢に攻圍まれ、已に生害に及ばんとしけるが、父信秀より和談あつて、同十八年の春、竹千代君は岡崎へ御歸城まし、再び今川家へ行き給ふ。弘治二丙辰正月三日、御首服あつて、義元より諱の字を授かり給ひ、元信

家康今川家に質となる

と名乗り給ふ。

同年或永祿元年參州へ御歸城。同三年五月或正元康藏人と稱す。永祿三申年五月、今川義元尾州に出張し、織田信長公と合戦し、義元の軍利あらずして、終に生害せらる。其後に家康公と改め給ひ、織田家と御和睦なり。

一本に、永祿六年の秋、家康と改め給ひ、同十二年正月、松平を徳川と改め給ふ。徳川は御先祖の稱號なりといひ、或は永祿九年十二月、家康公從五位下三河守に任敍し給ふ。是より徳川氏に歸り給ふともいへり。

元龜元午年、遠州濱松濱松以前は、引間といひしを改め給ふとかや城に移り給ふ。天正十四戌年十二月、駿府の城に移らせらる。同十亥年八月八日、從二位權大納言に昇進し給ふ。故は正三位權中納言なり。是より以前官位御昇進の次第、諸書に譲り、爰に略す。北條氏滅亡の後、同十八年本領駿遠三甲信の五州を、伊豆・相模・上野・下野・武藏・上總・下總・安房八州に換へて、秀吉公より進らせ給ふ。

或記に、房州の里見安房守忠義・下野國宇都宮三郎左衛門國綱、或は皆川・秋元以下の國人は、皆附庸なり。右の外に江州守山邊にて九萬石、駿州・島田にて二千石、江

武州江戸御居城 徳川内大臣家康公



州石部・勢州關地藏・四日市場・石藥師・庄野、三州白須賀中泉、駿州興津にて、各千石を進らせ給ふ。附庸を除き二百餘萬石ありと云ふ。

家康江戸に居城

其後江府に御在城なり。天正十八年八月御入國なりと云々。

或記に、是より以前に、北條の從軍遠山左衛門景政、江府に在城せしが、其身は小田原城に在りて、弟川村兵部大輔に守らしめたり。然るに景政が甥、及び眞田隱岐守を嚮導として、江戸城を追立てけりと云々。

慶長元丙申年正月八日、正二位に敍し、内大臣に任じ給ふ。同七年寅正月六日、從一位に昇り、同八癸卯年二月十二日、征夷大將軍に補任し給ひ、牛車兵杖を賜はる。

同日淳和拜學院別當を兼補し、右大臣に任じ、源氏長者の宣旨を蒙り給ふ。同十年

一本九年四月云々奏して秀忠公を勸め、御身は征夷大將軍を御辭讓あつて、大御所と稱す。

同十二年七月三日より、再び駿河を居城とし給ひ、江城には將軍秀忠公まします。

元和二辰年三月十七日、太政大臣に任ぜらる。同四月十七日薨去し給ふ。駿州久能

山に葬り奉り、安國院殿徳社崇譽道和大居士と謚を奉る。同三年丁巳二月、後水尾

家康逝去

天皇敕して、東照大權現と神號を授け給ふ。同三月九日、正一位を贈り給ふ。同四月、下野國日光山に御改葬あつて後、後光明天皇正保二乙酉年十一月、宮號を授け賜はり、東照宮と稱し奉る。

家康公に御子十男四女まします。

第一男子、一本に、第一女子奥平美作守信昌の内室に作るは誤なるべし。岡崎三郎君なり。御小字竹千代君と稱す。永祿

二己未年正月或三六日に御誕生なり。元龜二辛未年八月廿八日、十三歳にして信長

公の許に於て首服あり。御諱の字を授かり給ひ、信康君と稱す。天正十壬午年、信

長公の姫君を娶り給ひ、二女子御誕生なり。

或本に、信康君の御女一人は、小笠原兵部大輔秀政の室、一人は本多美濃守忠政

の室なり。信康君の室は、寛永三年五月十日、七十八にて卒せらる。見星院殿と謚す。

同十七己卯年九月十五日、罪あつて遠州二股に於て御生害なり。時に廿一歳。騰雲

院殿隆岩長越大居士と謚す。又遠洲二股清龍寺の碑の銘には、清龍寺達岩善通大居士とありといふ。御母公は築山殿と稱す。

今川治部大輔義元の養女、實は關口刑部少輔親永義元の妹の息女、二を家康公の御



簾中是なり。天正十七己卯年八月廿九日、故あつて御生害なり。遠州敷知郡西來院に葬り、青池院殿峰月秋天大姉或は照池院月山に作ると諡す

第二御息女、一本嫡女に作る諱は盛姫、或龜姫永祿三庚申年に御誕生あつて、奥平美作守信昌信昌は元和元卯年三月、六十歳にて卒去す。今豊前國中津城主奥平氏の家系是なり。

政・松平下總守忠明・大久保加賀守忠常が内室等の母儀なり。寛永二乙丑年五月二十

七日或は廿二日に卒去なり。時に年六十六。盛徳院殿香林慈雲大姉と諡す。京都妙心寺

に葬れり。信康君の御同腹なり。或は御妾腹ともいふなり。

第三御女子、諱は徳姫、一本、第七女に作るは誤り。始めは北條相模守氏直の室なりしが、氏直歿後、

文祿三甲午年九月、池田三左衛門尉輝政の繼室となり給ひ、池田左衛門督忠繼・同宮

内少輔忠雄・仙臺中將忠宗の内室等の母公にて、元和元乙卯年二月四日に卒去、良正

院殿或良照院に作る智光慶安大姉と諡す。御母は鶴殿三郎長持が女、西郡の方と稱す。慶長

十一年丙午年五月十四日卒なり。或本に、御位牌は京都寺町本善寺にありと云々。

第四御男子、於義丸君おぎといふ。天正二甲戌年二月八日、遠州産目村に於て御誕生。

雙子にして、一は死去なり。後年秀吉公の養子となり、羽柴三河守秀康と名乗り給ふ。天正十八庚寅

年、下野國結城城主十萬五千石結城中務大輔晴朝に再び養子となり、慶長十二丁未年壬

四月四日、或八日越前福井城に於て逝去。時に從三位中納言、卅四歳なり。孝顯院吹毛

月珊大居士と諡す。同五月改葬あつて、淨光院殿森巖道尉運正大居士と追號すとか

や。母はお萬方と稱す。尾州熱田の祠官永見志摩守が娘なり。

或本に、於萬の方は、攝州大坂に居住せる村田意竹が女といひ、又永見志摩守、後

に村田意竹と稱せりともいへり。

元和五年十二月六日に卒去なり。長勝院松室妙載大姉と諡し、越前國孝顯寺に葬る

とかや。

第五御男子秀忠公なり。秀忠公の略傳に載す。天正九己巳年九月或は八月御誕生なり。秀忠公と

第六御男子、薩摩守忠吉朝臣。初め忠康下野守と稱す。同十九年卯年、東條の松平甚太郎家忠徳川長親の四男、松平右京亮義春の

息な死去して、嗣子なきにより、此遺跡を継ぎ給へり。然る後慶長十二丁未年或同十三年

秀忠誕生



三月五日に逝去。時に従三位左近衛中將、歳廿七なり。或本に、下野守忠康朝臣、慶長六年三月從四位下侍從、同十一年薩摩守になり給ひ、忠吉と改められきとなり。往高院憲營玄伯大居士と諡して、江府増上寺に葬れり。

第七御男子、萬千代君諱信吉と稱す。天正十一癸未年御誕生なり。母公の氏を繼いで、

武田とし給ふ。慶長七壬寅年、常州水戸城主となり、廿五萬石を領し給ふ。故は下總國佐倉。

同八年九月十一日に卒去、時に廿一歳なり。淨鑑院殿と諡す。母公は甲州の秋山

越前守虎康が養女にて、實は武田信玄の息女なり。寛永十四丁丑年三月十三日に卒

す。涼雲院と諡す。或本に、秋山夫人の墓所、何れといふこと詳ならずしに、貞享元子年水戸黃門光圀卿御穿鑿の所、下總國小金村本土寺にありきと云々。

或記に曰、家康公の御妹君穴山梅雪齋武田家の一族なり。天正十年故あつて害せらるが女を養ひ給ひ、萬千代

君を聳と定む。依つて武田氏を繼ぎ給ふ所に、此君卒去により、彼女は薙髮して、

天性院と稱すと云々。

第八御女子、蒲生飛驒守秀行卿の室なり。一本第六に作るは誤ならん。然るに秀行卿、慶長十七年五

月卅歳にて〔逝去ノ二〕時に參議依之〔字脱カ〕從三位元和元卯年十二月或は二年四月七日、又三年三月十五日に作る、淺野但馬守

長晟ながらに再嫁し、紀伊守光晟淺野因幡守氏治の弟なりを生み給ふ。同三巳年八月廿八日或は晦日卒去。時

に廿九歳なり。正清院或昌清院英譽果說善芳大姉と諡して、洛陽新黒谷に葬る。墳墓は本堂乾の南向なり。

御母は市川十郎右衛門が女なり。寛永十四丑年三月十三日に卒す。良雲院天譽壽

清大姉と諡す。

第九御男子、上總介忠輝朝臣なり。文祿元辰年遠州濱松城に於て御誕生なり。御小

字辰千代君と稱す。後年長澤源七郎康忠の遺跡を相續し給ふ。康忠は、徳川信光の八男、長澤源七郎康氏が裔なり。

文祿二年に死去す。一本に、康忠始秀吉といふとなり。慶長十五年壬二月三日、越後國を給はる。本は信州川中島なり。元和二辰年

八月、所以あつて配流せられ、天和三年七月三日、配所に於て卒せらる。時に年九

十二。寂林院殿心譽輝窓月仙大居士と諡す。御母は於茶阿ちやあの方と稱す。初め尾州

金屋村の商賈の妻女なりしが、夫死して、家康公に仕へたり。元和七酉年六月十二

日或十日に死去す。長覺院貞譽宗慶大姉と諡す。

第十御男子、松千代君と稱す。文祿三甲午年御誕生にて、慶長四亥年正月十二日卒

去。時に六歳なり。大應淨安と諡す。御母公不詳。

第十一、御男子仙千代君と稱す。文祿四未年の秋御誕生にて、家康公創業の功臣平



岩主計頭親吉が養子となり給ひ、慶長五庚子年二月七日卒去。時に六歳なり。高岳院殿と贈名す。御母は、龜の方と稱す。清水甲斐守或加賀守宗清が女なり。龜方、實は八幡の社人竹腰氏の女なりといへり。寛永十九年九月十六日に死去す。相應院信譽公安大姉と諡す。

第十二御男子、尾張義直卿なり。始め義利と名告り給ふ。慶長五子年十月廿八日、城州伏見に於て御出生。仙千代君と御同腹なり。御小字五郎太丸と稱す。同八年甲州を給はる。同十二年壬子四月、尾張國を給はる。慶安三寅年五月六日逝去。時に從二位大納言、御年五十一なり。敬公と諡す。

第十三御男子、紀州頼宣卿なり。始め頼將よりのちと名乗り給ふ一本に政頼とあり。慶長七寅年三月七日、城州伏見に於て御誕生あり。御小字長福君と稱す。同八年常州水戸を給はる。同十四年酉十二月、駿遠二州の内にて、廿萬石を給はる。其後紀州を給はり、和歌山城へ遷り給ふ。寛文十一亥年正月十日に逝去なり。時に從二位大納言、御年七十。南龍院殿と諡して、同國鴨谷に葬る。御母は正木左近大夫康長或は頼長入道が女。或本に於承應二巳年八月廿一日に卒去なり。養珠院殿妙后日心大姉と諡す。

頼宣逝去

頼房逝去

第十四御男子、水戸頼房卿なり。慶長八卯年八月十日、城州伏見に於て御誕生なり。御小字鶴千代君或鶴松と稱す。同十一年常州下妻を給はる。同十四酉年十二月、常州水戸の地を給はり、寛文元丑年七月廿五日或は廿日逝去。時に正三位中納言、御年五十九なり。威公と諡す。〔御母はノ〕陰山長門守氏廣の養女、實は太田新六郎重政一本に新八郎康治に作が女、於勝方と稱す。寛永十九年八月廿三日に卒去す。一本六十歳。英勝院殿長譽清春大姉と諡す。

一本、頼房卿の母堂は、太田新六郎重政の養女、實は陰山長門守が女なりと云々。一本に、太田新六郎康資の女、實は正木左近大夫頼忠女、養珠院妙紹日心、頼宣卿の御同腹なりと云々。或本に、鎌倉英勝寺の石碑銘には、父は太田康資、母は遠山丹波守直景の女ノニにて、一女を産ませられし所、早世により、永戸頼房卿に命せられ、御母に准せられし由見えたりとぞ。

第十五御女子、慶長十未年正月朔日御誕生にて、同十五戌年壬子二月十二日或十に三日に卒去せらる。御母は遠山丹波守真宗まことが女なり。英勝寺の銘による時は、直宗は直景の誤にて、英勝院の御腹なるべし。



第十六御女子、慶長十三申年二月御誕生。同十五戌年二月十五日に早世なり。御母は太田武庵が女なり。

或記曰、家康公御子、十男六女まします。

第一男、岡崎三郎信康君。

第二女、奥平大膳大夫信昌室。

第三女、北條左京大夫氏直室。

第四男、越前秀康卿。

第五女、蒲生飛騨守秀行卿室。

第六男、將軍秀忠公。

第七男、薩摩守忠吉朝臣。

第八男、萬千代信吉君。

第九男、仙千代君。

第十女、早世。

第十一男、越後忠輝朝臣。

第十二男、尾州義直卿。

第十三男、紀州頼宣卿。

第十四男、水戸頼房卿。

第十五女、早世。

第十六女、早世。

と云々。

或説に、右の外御男子等ありといへり。然れども未詳。

或本に、白石先生の曰、文祿二巳年、天下に政令を敷かれし時に、徳川殿・前田利家・浮田秀家・毛利輝元・小早川隆景連署せらる。時に五人の大名衆といひし由、北川治郎兵衛が記にあり。夫を五大老と稱せし事は、太閤薨じ給ひし後に、大坂の奉行等が言出せることにて、徳川殿をも、彼家の老おとなと稱し、家司なりといはん爲なり。然るを又、其世にも其心得ず、人皆五大老といひもし、筆にも章す。大に僻事なり。徳川殿、此時已に大臣の位に昇らせ給ふ。昔照宣公の、始めて關白にならせ給ひしより以來、關白の家に、大臣を以て臣とせし例なし。或は大織冠、始めて内大臣にならせ給ひしより、内府たる人の、家治めたる例あるべからず。世已に澆季に及び、人皆不學なりと雖も、かく名の正しからざるこそ淺ましけれと云々。

加州金澤城主 前田大納言利家卿

利家卿は、尾州荒子の住人前田縫殿助利春の四男なり。

加州金澤城主 前田大納言利家卿



或本に、前田利家卿の父は、尾州愛智郡一柳の莊荒子村の住人源左衛門と稱せり。然れども系圖等には、前田藏人菅原利昌と記すと云々。

或家記に、利春は信長公に仕へ、食祿三百貫を給はる。永祿三庚申年十月十三日に卒去す。通機庵休岳大居士と謚せり。母は長齡妙文と法名す。永正元癸酉年十一月廿四日に卒す。利春に六男二女あり。

長男利久。

利春卒去の後、家督相續の處、故あつて織田公の命により、荒子城を去らしめ、利家卿に代らしむ。利家卿、封を加州金澤城に受くる時、金澤城の留守たらしむ。六千石を領すと云々。

二男三右衛門利玄、早世す。或曰、人を殺し、亡命して在所を知らずといふ。

三男安藤五郎兵衛と稱す。

能州七尾城に居て、利家卿に仕へ、采地二萬石を領し、文祿三年五月廿三日に卒す。一男二女を産む。其一男子は、孫左衛門利好と稱し、一萬三千七百餘石

を領し、播磨守に任じ、七尾城に居す。慶長五年二月一日に卒す。長如庵が女を妻とす。嗣子なくして、其婿家青木善四郎を養子とせし所、故あつて采地を除かれ、家亡ぶといふ。長女は青木善四郎が妻、次女は舍兄利久の息慶次利治の妻たり。慶次は能州松應村に住せり。文祿年間仕を致し、京師に居る。石田亂の時、上杉氏の家臣直江兼續に従ひて功あり。景勝卿之を賞し、佐渡守に任せしめ、即ち家臣とせらる。一説、慶次は利益と諱すと云々。

次は寺西某の妻、次は良之、次は秀繼、次は高畑定吉の妻なりと云々。

或記に、縫殿助利春が六男に作る。嫡男は藏人利久、弟には五郎兵衛安勝、後に能州七尾城主となる。第三は三左衛門利玄、第四孫左衛門尉良繼、第五右近亮秀繼、初め加州津幡城主、第六即ち利家卿、第七佐脇藤八郎良之、第八女子、高畑石見守定吉の内室なりと云々。

別記に、利家卿の父は、藏人利昌或は利成と稱す。初め源左衛門といへりと諱し、初め尾州荒子に城を築きて居り、前田村を去る事十町計なり。故に前田を以て家名とす。永正五年二月十



三日卒す。法名道譽といふといふ。

其高祖は、天穗日命より出でて、歴代年世の久しき、未だ委しからず。

或家記に、前田氏は右丞相道真公の苗裔なり。右丞相筑紫に配流せられ、居る事三年にして二男を生めり。長は前田を姓とす。次は原田を姓とす云々。

又曰、前田は藤原氏にして、利仁將軍より出づ。嘗て原田中務大輔某、筑紫より尾州荒子の里に移り、前田某の家を主とす。後に養子となり、一男子を生む。是れ利家卿の父なりと云々。

利家卿、小字犬千代、後、孫四郎と稱す、又、又左衛門と改む。天文七戊戌年十二月廿五日、荒子郷に於て誕生し、十二歳の時に、織田信長公に仕へ小姓となり、永樂錢三千貫を賜はる。或記に、鑄錢は、永樂錢一錢に四錢を以て易ふといへり。慶長十一年より、永樂錢の通用を制禁すと見えたり。

利家、信長に仕ふ

或家記に、十四歳の時、始めて信長公に見ゆ。公遂に命じて臣たらしめ、祿五千貫を給ふと云々。按ずるに、五千貫は、父藏人利春の采地なるか。

十五歳の時に、信長公の同朋（朋）利家卿の筭を盗みながら、却て悪口せしかば、利家

卿立腹あつて、直に手討にせられしにより、信長公の氣色を損じ、忽ち浪人となりし所に、弘治二辰年、或三信長公、御舍弟武藏守信行と御合戦ありける時、利家卿十九歳なるが、忍びて先鋒に進み、太刀打の高名あり。然れども歸參を容し給はず。其時又敵陣に馳入りて力戦し、信行の家臣宮井勘兵衛、弓を以て利家卿を射たりしに、直に鎗を以て宮井が首を取り、さい塵を添へ、實檢に入れられければ、信長公御心解けて召返され、百五十石を給はりぬ。

或家記に、弘治二年五月、尾州稻生の役に、宮井勘兵衛恒忠、利家卿の右の眼下を射たりし所に、利家卿大に怒りて槍を取り、直に進んで宮井を突殺さる。永祿二年、私の仇を以て、寺人重阿彌といへる者を殺し浪人す。同三年今川義元と合戦の時、私に織田公に従ひ、進み撃つて首を獲、信長公の馬前に來り之を獻せられけれども、先の罪を許し給はず。同四年濃州に於て、長井甲斐守・日比下野守と合戦の時に、復前年の如く従ひ、首二級を斬り得て、直に信長公の門に到らるゝを遙に見給ひ、彼處を免せられ、百五十貫を加賜せらると云々。



夫よりして程なく三百石になり、數度の軍功あつて、越前府中の城主となり、三萬五千石を給はる。

或家記に、天正九年に、能州七尾城に移る。卅餘萬石を領す。息利勝、越前府中に封を受くと云々。

信長公弒せられ給ひて後、柴田勝家に組せられしが、勝家も亡滅して、秀吉公に降参あり。而後に加州金澤城主となり、天正十七年小田原陣に、利家卿並に息利勝利後長と勳勞あつて、次第に加増し、終に加賀城主、越中三州に主たり。且秀吉公の姓と改む

稱號とを給はり、羽柴筑前守に任じ、文祿元辰年八月、從三位權中納言に敍任せらる。本は宰相。慶長三戌年四月廿日、或二年三月十一日從二位權大納言に昇進し、同四巳年壬三月

利家逝去

三日に逝去。時に年六十二、或六十一高德院と諡す。遺言に依つて、加州金澤野田山に葬り、從一位を贈り賜はる。

或本に、利家卿に五男子十一女子ありと。第一女子、前田對馬守長種の室。第二女子、中川武藏守光重の室。第三男子、筑前守利長卿。第四男子、羽柴孫四郎利

政。第五女子、磨阿まろの方と名付く、第六女子、京方と名付く。是れ備前中納言秀家

卿の室なり。第七女子、長ながと名付く、細川與一郎忠隆の室なり。後に村井出雲守

に再嫁す。第八女子、世目と名付く、淺野紀伊守幸長の室。第九女子、前田修理

亮利好の室、第十女子、福と名付く、長九郎左衛門尉連龍の息男十左衛門尉好連

の室。好連死去の後、中川大隅守に再嫁す。第十一女子、暮知はちと名付く、篠原主膳

の室。第十二男子、筑前守利光。後に利常中納言に任す。第十三男子、前田大和守利高。第十四

男子、備前守利豊。第十五女子、早世。第十六女子、早世なりと云々。

利家卿の嫡男利長卿の母は、高島吉光の女なり。元和元年七月十六日、金澤の城に於て卒す。後平安城紫野大徳寺に移葬す。法名芳春院華

岩宗富大姉といふなり。天正九年巳年、越前國府中城主となる。始は利家卿なり。元龜十一癸未年加賜せら

れ、加州松任まつたけの城に移らる。後、越中國守山城主となり、文祿三午年同國富山の城に

移居せらる。官位次第に昇進あつて、慶長二戌年四月廿日、從三位權中納言に敍任

せられ、利長家卿逝去の後、家督を繼がる。然るに關ヶ原合戦の時、舍弟能登守利政

は、太閤の御厚恩を思ひ、豊臣家に與力し、舍兄利長卿は、徳川家へ屬せらる。而して



大坂方敗軍の後、家康公、利長卿の忠節を感じ給ひて、利政の死刑流罪を免せられ、所領盡く沒收せらる。其沒收する所の能登國廿四萬六千餘石を、利長卿に給へり。然れども利長卿實子なきにより、同十年六月十八日、舍弟利光に家督を譲り、其身は越中國高丘城に隱居し、同十九寅年五月廿三日或七月廿三日に逝去なり。時に五十三歳。瑞龍院聖山英賢大居士と謚し、又正二位大納言を贈り賜はる。

前田利長  
逝去

備前國岡山城主 浮田中納言秀家卿

秀家卿は、備前・美作・備中半國・播磨二郡、凡て四十七萬四千石或四十四萬四千石を領せらる。此卿、父は和泉守直家、母は中山備前守信正の女なり。直家、初め三郎右衛門と稱す。惡逆暴行にして、親屬縁者を追討ち、或は毒殺して其土地を押領し、自立して備前・美作二國の主となり、猛威を振ひけるが、信長の時に當つて領地を召上げられ、備前國に於て五萬石を給はる。天正十年正月卒去す。秀家卿は、此時九歳にて八郎と稱し、後に河内守家氏と名乗り、秀吉公天下草創の時より、忠戰勤勞ありし故に、

浮田秀家  
配流

舊領を給はり、且羽柴の氏諱の字を拜領し、秀家と名乗り、終に從三位權中納言に昇進す。然るに關ヶ原合戦の時は、豊臣家に屬し、専ら下知を加へられけるが、敗軍の時主從三人となり、竊に大坂へ歸り、島津父子に相議し、再び旗を擧げんと思ひ、中島の屋鋪へ來り、内室前田利家卿の息女なりに逢ひ、竊に薩摩へ下向すべしと用意せられしに、前田利長卿より、秀家卿歸館の旨を徳川家へ達せられ、此度の罪御赦免の儀を願はれしにより、死罪を免し、八丈ヶ島へ配流せられ、領地悉く沒收なり。

一本に、秀家卿は、薩州へ逃下られし所、島津の願により、死一等を免せられきと云々。

是より先秀家卿は、剃髮して休移と稱す。時に廿七歳なり。寛永の頃まで、配所に存命せられきとかや。今に至り、彼島に其子孫ありといへり。

或本に、秀家卿ならびに息男八郎も共に八丈ヶ島に配流せらる。彼八郎が乳母ありしが、是は速に遁去りぬ。其介の女房俗にさしといふ。夫は澤橋氏なりといふ。八郎の幼少にて乳母に離れ、遙々の島に赴くを深く悲み、徒跣にて奉行所に參り、共に島へ行かん事を



願ひけれども、禁制にて、之を免せられざる故、彼女、此上は何の爲に生きてあらんと、已に自殺せんとしければ、官吏之を止めて議しけるは、此女を眼前にて見殺し、後に上聞に達せし時、など伺はざりしと御咎あらば如何なり。只今言上し、御旨に任ずに如くはなしとて、其段申上げければ、婦人の事なれば苦しかるまじ、島へ遣はすべしと令下りけるにより、婦人限りなく悦び、秀家卿父子と共に島へ赴きけり。其時三歳になりし吾子を抱き、浮田家の内室の許へ來りて、八郎御曹子の御事、餘りいたはしく存じ候へば、御供申して島へ參り候。此御奉公を忘れおはしまさずば、此子を御側の人へ仰付けられ、育てさせられ、人になして給はり候へといひ捨て、去りしが、其子を常々膝下に置きて撫育せられし所、成長の後に前田家に仕へ、澤橋兵太夫といひしが、只明暮母のことのみ思ひ、涙を落しけるに、程なく遁世して僧となり、行方も知らざりし所、元和の頃にかありけん、將軍家御上洛あつて、二條城へ入らせらるゝ時に、駕輿近く訴訟狀を捧げる者あるに、供奉の中より押へけれども、聞入れざる故に、討つて捨てんとしけるを、御

輿の内より御覽あつて、沙門を聊爾する事なけれ。訴訟を受取り、後より召連れ來るべしと上意あり。彼僧、もとは前田肥前守家來の由申すにより、供奉の中に在合ふ前田大和守へ御預になり、程なく江戸へ還御故、大和守は、渠を召具して江府へ下りぬ。扱彼の訴狀の趣は、某三歳の時、母にて候者、主家の爲に八丈ヶ島へ罷越し候。母を島に差置き、子として跡に残り居申候事、生きてあるべうも覺えず候。御慈悲を以て、母と一所に島へ遣はされ下され候へとの事なりけり。官吏、上の御旨を承り、思止まる様にと、再三寛諭ありけれども得心せず。思切つたる顔色ある故、其志を不便に思しけるにや、重ねて仰出さるゝは、島へ遣はさるゝ事は、御大法に於て相成らず。母を召返さるべし。島より還り候やうに、文にて申遣はし候べしとの事也。兵太夫畏つて申すは、難有御事に候へども、其儀は母が承引仕るまじ。されども仰出されに候儘、申遣はし候はんと文を送りし所、母が返事に、我汝を三歳の時、御主君の先途を見届けんと、上へ願ひ奉り、此の所へ來りしものを、今汝を見んと、再び歸るべき様やある。いと口惜き事を聞くものか



な。重ねて申越し候はゞ、返答にも及ぶまじといひ來れば、官吏、兵太夫を公廳へ召寄せ、是程に仰出されて叶はねば、上にもなさるべき様なし。其代り、外に願ひ奉りたき事あらば、御叶へ下さるべき由言渡しければ、兵太夫承り、卑賤の身として、上を憚り奉らず、所存を申上候に、重々御取上あつて、是程迄仰出され候を、此上私の所存を立て申すべきにも候はず。但し一つ願ひ奉りたき事こそ候へ、前田家は、浮田家と由緒も之ある事に候間、あの家より、毎歲助成の金並に入用の物承り候て、永代島へ差越候やうに、公命下り候はゞ、限なき御恩澤に御座候。然れば母も悦び申すべし。此外に可奉願事は無之由、申上げければ、御評議の上、是は苦しかるまじ。されども金も、員數多くはなり難し。其外の物も、品によりならぬものもあるべし。所詮詮議し、其員數品物を極め、前田家へ申渡し候やうにとの事にて、其事なりぬ。則ち今に至る迄、毎年加州より、定の如く認めて官へ出せば、公廳に於て、其物件を點檢し、島へ送り届くるにたりたり。又、兵太夫は、列侯の家より招かれけれども、仕官の望なしとて仕へざりしが、舊主加

州へは固辭し難しとて、歸參しけれども、程なく病死し、子なくして家斷絶せりと云々。

或説に、浮田家の舊の家臣花房氏よりも、毎年米二十俵宛を贈ると云々。

### 奥州若松城主 上杉中納言景勝卿

景勝卿は、始め喜平治と稱す。權大僧都輝虎入道不識院謙信の姉賀、長尾越前守政景の二男なり。仙桃院と稱す。

或記に、越前守政景、自立の志あるにより、謙信之を亡さんとせられしを、謙信の臣宇佐美駿河守定行、于時七十六歳是を聞き、後難を恐れて、永祿七年七月五日、政景と共に船に乗り、遊觀して水底に沒せり。越前守の嫡男右京亮義景は、同九寅年十月に死去せり。

輝虎は、桓武天皇の後胤長尾信濃守平爲景の四男にて、享祿三寅年三月廿一日に出生せり。小字虎千代、後に平三景虎と稱す。然るに景虎の舍兄彈正左衛門尉晴景は、



酒色に長じ制度を亂るにより、家臣等計りて景虎を立て、家督を繼がしめんとす。晴景之を聞きて兵を起し、景虎と合戦に及ぶと雖も、軍利あらずして、終に天文十六歲末年四月十六日、越後の府内に於て生害す。時に四十五歲なり。之に依つて景虎家督を繼ぎて、威勢最大なり。

或説に、是より先に、爲景の二男平藏景康三男左平治景房は、父越前守の出頭人黒田和泉守、並に弟伊豆守が逆心により、天文十一寅年二月生害す。後年景虎、黒田兄弟を誅す。

天文廿一年子年三月、或二剃髮して謙信と稱し、淫事を禁す。時に廿二歲なり。是は舍兄彈正左衛門を討つて、長尾の家を相續せし先非を悔いてなり。然るに鎌倉の管領上杉修理大夫憲政は、累年相州の北條左京大夫氏康と國を争ひしが、憲政終に戦ひ負けぬ。長尾家は、代々上杉家の長臣たるにより、景虎を頼まれたり。謙信辭するに及ばず是に應ず。其後憲政より關東管領職、並に上杉氏の稱號、且相傳を與へらる。かるが故に長尾を改め、上杉と冒姓す。

輝虎上杉氏を冒す

一本に、天文廿三年寅歲、關東管領職、並に憲政の諱の字を受け、政虎と名乗り、同年從五位下彈正少弼に敍任し、弘治三年より、上杉氏に改められきと云々。

永祿二己未年上洛ありて、公方義輝公より、塗輿朱柄の傘並に屋形號、且御諱の字を給はり、輝虎と名乗る。同六亥年正月廿一日より、禁じて魚肉を食せず。元龜元子年甲州の武田信玄大軍を發し、駿州に寄せ來り、國を掠め奪ふ。此時北條氏康は謙信と和睦し、七男三郎を以て人質とす。輝虎嗣子なきにより、七郎を養子とし、景虎と名付け、景勝卿の妹を以て妻たらしむ。謙信は、其威益震ひ、終に能登・加賀・越中・飛驒・越後・佐渡、其外も亦從ひ屬しけるが、天正六寅年三月十三日、四十九歲にて卒去せらる。然る所に景勝卿は、謙信の本城越後國春日山に入りて、三郎景虎を討たんとせらる。上杉家長臣等も、三郎を家督とせば、舍兄北條氏政父氏政は元龜元年十一月卒に從はん事を恐る。依之景虎軍を出して挑み戦ひしが、終に戦ひ負けて、同七年三月廿四日、同國鮫尾城に於て切腹す。此騒動につき、能登・加賀・飛驒等の國々は、悉く信長公に降る。同八辰年景勝卿は、越後・佐渡の仕置をせらる。同十年六月二日、信長

謙信逝去



公は、明智光秀が爲に弑せられ給ふ。諸國大に動亂するにより、景勝卿は信州に進發し、更科郡川中島の邊を攻め取り、其後秀吉公に屬し、同十四年六月、攝州大坂に來り、同廿二日、左近衛權少將に任じ、越後守と稱し、其後彈正大弼に任ず。文祿三年正月五日從三位に敘し、同十月權中納言に任ず。本は宰相。慶長二酉年、小早川隆景卿逝去の後に、大老職に列し、同三戌年奥州會津郡若松城に移り、百五十萬石となる。同五子年石田治部少輔三成、上杉家の長臣直江山城守兼續卅二萬石に相計りて、徳川家を亡さんと巧み、合戦に及び、大坂方戦ひ負けしにより、其後領地召上げられ、羽州米澤城主となり、卅萬石を給はる。元和九亥年三月廿日に逝去。時に六十九歳なり。息喜平治定勝、家督を繼ぎて後に、左近衛權少將に任じ、彈正大弼と稱し、正保二酉年九月十日、武州江戸に於て卒去す。時に四十三歳なり。定勝の息を播磨守綱勝と稱す。寛文四辰年壬四月七日、十七歳にして卒す。令嗣なくして、領地召上げられ、綱勝の父定勝の婿吉良上野介吉英の息を召出され、十五萬石を給はり、遺跡を繼ぐ。彈正大弼綱憲といふ是なり。

景勝逝去

藝州廣島城主 毛利中納言輝元卿

輝虎卿は、平城天皇の後胤なり。小字幸鶴丸と稱す。祖父は少輔太郎元就といふ。父は備中守隆元、後に大膳大夫と稱す。元就は神武叡智の良將にて、備中守弘元の二男なりしが、舍兄備中守興元、早世たりしにより、元就家督を繼ぎ、三千貫の地を領し、武威益盛にして、郡國を攻取り、從四位下大膳大夫に敘任し、永祿三年菊桐の御紋を給はり、陸奥守と改め、終に安藝周防長門備後因幡伯耆隱岐石見出雲備中十州を領す。元就數子あり。嫡男大膳大夫隆元、二男吉川駿河守元春と稱し、後に隱岐國を領せり。三男は小早川左衛門督隆景卿と稱す。

或記に、隆景後に筑前國立花城主となり、卅萬六千石を領し、從三位權中納言に昇進し、五大老職に列し、慶長二酉年六月十三日逝去。時に六十六歳なりと云々。四男伊豫守元清毛利甲斐守秀元卿の父なり等なり。嫡男隆元は、雲州の尼子下野守晴久、毛利家の命令を背くが故に、渠を退治せんとて、出陣せられし所に、永祿六年八月四日、藝州



元就逝去

佐伯郡舟木に於て、父元就に先立ち頓死せられたり。依之隆元の息輝元卿、當年漸く十一歳なりしが、父に代つて出雲へ赴き、日々夜々に猛戦せられしかば、尼子終に利を失ひ、毛利家の幕下に屬して、居城を明渡せり。然るに元龜二未年六月十四日、元就七十五歳にて卒去せられしかば、輝元卿、父祖の家督を繼ぎて、猶九州に武威を振はれけり。其頃織田信長公は、中國九州を掌握せんと思召し、天正十二申年、羽柴秀吉公を大將として、數萬騎を差向けられ、中國合戦の最中に、信長公、明智光秀が爲に弑せられ給ふ。此事秀吉公へ未だ達せざる以前に、秀吉公輝元卿、己に御和睦あつて、毛利家より備中・備後・伯耆、此三國を獻せんとの約ありければ、秀吉公は、速に京都へ攻上り、光秀を誅伐し天下を治め、中國七州を、輝元卿に給はりぬ。さる程に輝元卿、百廿萬千石を領し、後に從三位中納言に昇進し、大老職たり。關ヶ原合戦の時豊臣家に屬し、敗軍の後剃髮あつて、宗瑞と稱し、關東へ降參せらる。依之領地を減じ、周防・長門二國を給はる。然る後寛永二丑年四月廿七日逝去。時に七十三歳なり。或本に、天樹院雲岩と謚すと云々。一本、幻庵宗瑞七十二歳にて薨すと。

輝元逝去

### 三老職の略傳

讚州香川郡高松城主六萬石 生駒雅樂頭親正

生駒親正  
逝去

生駒高俊  
流刑

親正は、初め甚助と稱す。秀吉公に仕へて、所々の戰場に於て軍功を顯せり。就中江州志津ヶ嵩、尾州小牧に於て高名あり。依つて三萬石本五に取立て給へり。太閤歿後は家康公に屬し、老衰して病死す。息讚岐守一正家督を繼ぎ、關ヶ原合戦の時は、關東へ屬し軍功あり。其賞として讚州一國を給はり、十七萬千八百石を領せり。元和六申年六月五日、卅六歳にて卒去す。一正が息壹岐守高俊小字小法師と稱す、魯鈍にして制法整はず、家中騒動するにより、所領悉く沒收せられ、寛永十七辰年八月、出羽國へ流刑す。萬治二亥年六月十六日、配所に於て卒去せり。

或本に、生駒壹岐守の江戸家老生駒將監と、國家老前野助左衛門と爭論出で來り、家中騒動せし事上聞に達し、配流せられ、前野助左衛門は切腹、將監は雲州松江の城主松平出羽守へ御預けになれり。然るに助左衛門が甥に、前野織部といふも

讚州香川郡高松城主 生駒雅樂頭親正



のあり。情思つらくふに、今度將監が非道により、伯父助左衛門は切腹し、主人は流刑になり給ひし所、結句將監が存命すること遺恨なれ。所詮彼を討つて、此鬱憤を散せんと、忍びて雲州に下り、將監を狙ふと雖も、御預の者なる故、容易に本望を遂げ難ければ、織部はすべき様なく、彼宅に火を掛け、り。されども將監を預の番人、疾く圍んで立退きし故、討つ事叶はず。然るに此家の長臣乙部九郎兵衛は、彼將監を一ヶ年に一兩度招きて、終日慰むる事あり。依之織部は身を宴し縁を求め、乙部が方へ鷹匠奉公に出でしが、或時出羽守、鷹野に出でられしに、九郎兵衛も供なりし故、彼織部に鷹を据ゑさせ罷出でし所、出羽守の眼に留りける故、何角の事を尋ねられしに、織部は、あらぬ偽を申して陳防せしが、出羽守殊の外稱美あつて、汝は九郎兵衛などに奉公すべき人體ならずといはれぬ。九郎兵衛へは、彼者に目を懸けて召仕ふべしとありけり。斯くて乙部が方へ、將監を招く催ありければ、織部は時至れりと喜び、九郎兵衛に申す様は、拙者は新參者にて、御家中の方々を、未だ見知り申さず候故、途中にて不禮など候ては如何に御座候。何卒

御玄關番を仰付けられ被下候へと願ひければ、尤なる心懸なりとて、之を宥して取次をさせけるが、扱當日になりて、生駒將監は、九郎兵衛が屋鋪に來り、案内を乞ひければ、織部あはよと思ひて案内し、將監が書院へ通る處を、廊下にて遣過し、辭をかけ突殺しければ、乙部が家來共、こは如何にと織部を取巻きけれども、少しも動せず、如此々々の次第なりと申せば、九郎兵衛も驚き走り出で、織部が手を取り、扱々神妙の事なり。先づは本望を遂げられ満足たるべし。只今迄斯くとは知らず失禮を致せり。乍去大法なればとて、一間を圍んで番をつけ、出羽守在府なるに依つて早々註進し、公儀へも上聞に達しける所、御評定の上、織部が働感せられ、何卒助命を致させたとし御沙汰ありけれども、叶はずして切腹に決し、其段仰渡されしが、切腹の場にて織部が申すは、御鷹野の節、出羽守様に見咎められ候故、天命に盡きしと存せし所、幸に其場を遁れ、本意を遂げ悦入り候。各方には頼母しき御主君を持たせ給へり。随分勤功を勵まされ候へと申し終つて、尋常に切腹せりと云々。



或本に、壹岐守高俊は、藤堂和泉守高虎が外孫にて、土井大炊頭利勝が婿なり。高俊、天性愚なる人にて、世の笑草となる事のみぞ多かりける。此家の老石崎若狭おとな前野助左衛門といふ者二人は、常に關東にあり。中にも前野一人が量らひにて、家の事を沙汰するにより、國にある老共、心得ぬ事のみありしかども、常に舅土井殿の仰なりといひ、又執政の人々の旨を得たりなど言送りし程に、さらば彼の人人のいふ所ならんを、背かん事、家の爲め然るべからずと、曲げて其旨に従ふ。さる程に國務日々善からぬ事共多くなるに依つて、士も民も怨み苦しむ。國にありける老生駒將監、斯くては家の亡びん事、遠きにあらずと思ひしかば、竊に關東に參り、高俊が家の事、須く關東の御沙汰を止められ、父祖が例によりて、國の靜謐を致し候はんやと訴へければ、執政の人々大に驚き、先づ前野を召して御吟味の上、對決に及びける所、前野色々陳じけれども、將監より、初め執政の人々の仰承りし由にて、前野が心の儘に國務を沙汰せし文共、取出して捧げければ、執政の人々大に怒り、前野を搦取りて禁獄せらる。頓て壹岐守を始め家臣等召され

て、高俊天性愚なる事を知召すと雖も、父祖の功捨てまじきが故に、其家を繼がしめらる。然るに斯く家の亂れたらん上は、此後國を給はらん事叶ふべからず。されども心の至つて愚なる故、其罪又重からざるに似たりとて、別の儀を以て、所領一々所給はりたり。前野助左衛門は、一族悉く誅せらる。石崎若狭事は、前野と二人、一所に關東に在り乍ら、渠が心のみ従ひし事、其罪遁るべからず。されども前野とは、罪科同じかるべからずとて、誅は其人に止まり、其餘の家人、罪輕重に依つて、刑に行はれきと云々。前説國家老を前野助左衛門とするは、誤なるべし。

駿州府中城主十四萬五千石 中村式部少輔一氏

一氏が父は、一政彌平治と稱す。秀吉公に仕へて病死せり。一氏も秀吉公天下草創の時より、數度戰功を表はし、次第に立身して、食祿十四萬五千石を給はる。太閤歿後は、家康公に忠死志あつて、慶長五子年七月病死す。然るに石田三成、徳川家を亡さんと軍立して、濃州關ヶ原に於て徳川家と鬪戰す。其時一氏が息一學、幼少た

中村一氏  
病死



るにより、伯父中村彦右衛門尉カチノロ一營、陣代として忠戦す。此賞として御加増あり、都合十七萬五千石を領し、伯耆國米子城へ移る。其後秀忠公の御前に於て元服し、御諱の字を給はり、忠タツカチ一伯耆守と稱す。同十四酉年三月に御暇を給はり、本國伯州へ下りし所に、亂心して數人を殺害し、同五月十一日狂死す。時に廿歳とかや。忠一嗣子なきに依つて、領地沒收せられ家斷絶す。

遠州敷智郡濱松城主十一萬石 堀尾帶刀先生吉晴

吉晴は、尾州の住人中務少輔吉久が息なり。小字仁王丸、後に小太郎又茂助、初め信長公に仕へ、後に秀吉に附けられたり。秀吉公に仕へ、軍功數度あるが故に、二百石より十二萬石に至れり。太閤歿後は、家康公に忠志あり、慶長五年或四年四月、家康公の御指揮にて、越前府中の城五萬石或六萬石を加へ給はり、其後も拔群の功あつて、關ヶ原合戦以後に、卅萬餘石となり、雲州松江城に移る、老衰に及び、息出雲守忠氏に家督を譲りし所に、同九辰年八月、忠氏廿二歳にて卒去せり。孫小太郎幼少なる

堀尾吉晴  
逝去

が故再勤し、同十七一本十年年六月十七日、六十九歳にて卒す。而して小太郎忠晴、父祖の遺跡を相續して、後に山城守と稱し、寛永十四年九月廿日卒去す。領地召上げられ、家斷絶せり。是嗣子なきが故なり。右三老職を、小年寄とも稱す。太閤御遺命に曰、五老五奉行の中に爭論の事あらば、右の三老、和議を取計るべしとなり。

五奉行の略傳

丹州桑田郡龜山城主五萬石 前田德善院立以法印一本に丹州八上の城に作る

立以法印は、前田利家卿の一族にて、織田城介信忠の臣なり。

或家記曰、立以は、濃州土岐氏に仕へし同國美苅城主齋藤左衛門利以トシヨキが孫、前田與三左衛門以勝が息、與三左衛門正以が子といへり。利家卿の一族といふは誤なるべし。

後に秀吉公へ召出され、段々御取立に預り、所司代となり、京内京外の雜事神祠佛

丹州桑田郡龜山城主 前田德善院立以法印



前田玄以  
逝去

宇の事を掌れり。關ヶ原合戦の前より、石田が密談、悉く家康公へ告げ、又息主膳正利宗は、家康公上杉家退治の供奉をなし、父子共に忠節を盡し、により、泰平以後に、本領安堵せり。然るに玄以卒して、息主膳正は狂氣し、京師近江の間を横行し、暴虐なる事多くありしが、水口の里人と喧嘩をして捕へられ、里人伏見へ訴へければ、則ち利宗を獄に下し、慶長十二年六月、領地悉く召上げられたり。

或記に、後年主膳正が息平右衛門といへる者を召出され、數俵を給はりけりと云云。

又一説に、平右衛門、後に安藝守と稱し、寛文十三丑年二月より、京都町奉行となりきとも云々。

或本に、太閤は、諸大名出仕あれば、多く留めて饗應し給ふ。或は象碁又は棋亂舞、其好に随ひて遊び給ふ。徳善院、其輕々しきを毎度諫めけりと云々。

甲斐國府中城主廿一萬五千石 淺野彈正少弼長政

長政は、尾州中村の莊の住人又右衛門長勝の子なり。長勝は信長公の弓の衆といひ傳ふ。

或本に、長政は安井彌兵衛と稱せり。長勝の養子なりきと云々。

或本に、淺野長政の實父は、尾州宮後村みやうしろの人にて、安井彌兵衛政時といへり。其

頃信長公弓の衆淺野又右衛門長勝は、武功の人にて、其先は土岐の種族淺野治郎

光時の裔なり。長政弓矢に長じて其名ありしが、長勝其女を以て、長政の妻とせ

らる。此女の姉は、秀吉公に嫁すとぞ。後に淺野の稱を嗣がしめ、信長公に請うて弓の衆とせり。信

長公命じて、秀吉公の旗本に屬せしむと云々。

秀吉公の御臺政所殿の養父にして、天正三乙亥年九月十日に卒す。母は木下七郎兵

衛家利が嫡女にて、政所殿の姉なり。長政初めは彌兵衛尉と稱し、信長公に仕へた

り。智謀人に超え武勇も亦拔群なり。秀吉公と相並びて、京都の所司代を勤めける

が、信長公横死の後、秀吉公に服従し、軍功數多あるを以て、廿一萬四千石或廿四萬石に

至れり。息左京大夫幸長も、父長政に劣らず、朝鮮國に於て數々高名あつて、諸將



に超越す。關ヶ原合戦の時は、父子共に徳川殿へ屬して勳勞あり。其賞として卅七萬四千七百石に擧げられ、紀州和歌山の城に移る。

一説に、此時長政は、常州眞壁或笠に隱居して、五萬石を給はる。長政死後に、三男采女正長重に給へり。長重は、内匠頭長矩が祖なりと云々。

淺野長政  
逝去

慶長十六亥年四月六日に卒去。時に六十五歳なり。幸長は後に紀伊守に任じ、同十八丑年八月十八日に卒去せり。二女子あり。一人は越前宰相忠昌卿の室、一人は尾張大納言義直卿の御簾中なり。男子なくして、舍弟但馬守長晟ながあきら、家督相續せり。

或記に、長晟は先達て人質として、秀頼公に昵近して二千石を領せり。一本に、後政所殿に仕へきと云。依之家督に立たん事を憚り、淺野左衛門等言上して、其弟采女正長重を立てんとす。家康公聞召し、嫡庶を亂るべからずとの命に依つて、長晟家督を繼げりと云々。

元和五未年、安藝備後兩州を給はり、藝州廣島の城主となり、四十二萬六千石となり、寛永九申年九月九日、四十七歳にて卒す。息岩松丸は、是より先寛永四年卯年

十一歳にして、家光公へ拜謁し、松平氏並に御諱の字を給はり、松平安藝守光晟と稱せり。

和州添下郡郡山城主石廿萬 増田右衛門尉長盛

増田長盛  
剃髮

長盛は、初め仁右衛門と稱し、秀吉公に仕へて大功あり、且公事裁判等に晝夜心腑を碎き、其理非を斷ずる事著明なり。慶長五庚子年に、徳川家を亡さんと謀り、大坂の城にありて下知をなせり。關ヶ原合戦の後に、知行沒收せられ、高野山に登り剃髮す。其後高力左近大夫に預けられ、武州岩付に赴けり。息兵太夫長廣は、尾州家にありしが、夏陣の時、坂城に籠り、五月六日に討死を遂げぬ。是れ父長盛が下知なりと聞きければ、右衛門尉は、同廿七日配所に於て誅せらる。時に七十歳とかや。

或説に、家康公大坂へ御動座あるべき御沙汰の頃に、高力左近大夫台命を承り、増田に語りけるは、御邊は太閤の御恩ある人なれば、豊臣家の容子を見られたき願あらん。然らば大坂へ上られよ。是私にあらず。駿府より免し給へりといひ

和州添下郡郡山城主 増田右衛門尉長盛



長盛自殺

ければ、長盛聞きて、大御所は天下の仁君なればこそ、今此仰を承り候へ。某老人にて大坂へ上り、新附の兵を下知すとも、更に渉々しき事もなく、却て太閤の御眼力をも徒になすべき恐あれば、配所にて命を終り申したといふにより、大御所は其旨を聞かせ給ひ、兎も角も心に任すべしと仰せけるが、其後豊臣家滅亡しければ、長盛、高力に就いて、兩御所大坂へ御出陣の時より、如何もして主君の終を承らんと祈り候ひしに、天命あつて終に亡び給ふ由。然るを某、何を樂みに暫くも存命すべき。身の御暇給はり候へと申乞ひて、切腹せりと云々。

江州犬上郡佐和山城主

廿三萬五千石

石田治部少輔三成

或記に、石田三成の食祿、實は十九萬石なり。其餘は御預り地、並に兄弟等の領知なりといへり。

三成は、初め宗成左京と稱す。藤右衛門尉爲成が二男なり。秀吉公に仕へて御意に叶ひ、次第に立身せり。

或本に、石田三成は、幼少の時、或寺の童子なり。秀吉公、一日放鷹に出で給ひ、喉乾き給ひしにより、其寺に至りて、誰かある、茶を點じ來れと所望あり。石田大なる茶碗に、七八分にぬるく立て持參る。秀吉公之を飲み舌鳴らし、今一服とあれば、又立て、之を捧ぐ。前よりは微し熱くして、茶碗半に足らざるを飲み給ひ、又試に今一服と仰あり。石田此度は小茶碗に、少し計熱く立て、出しければ、之を飲ませられ、其氣の働きを感じ給ひ、住持に乞ひ近侍にし給ひ、次第に立身しけりと云々。

然るに太閤歿後に、家康公を亡さんと謀り、慶長五子年諸大名を語らひ、濃州關ヶ原にて、關東勢と合戦し、終に敗軍して搦め捕られぬ。

或記に、三成が父爲成も、後に隱岐守と稱す。嫡男は木工頭重成といひ、各一萬石を領す。關ヶ原合戦の時は、三成が本城佐和山にあり。治部少輔敗軍の後に自害すと云々。

同十月朔日、其黨小西攝津守行長・安國寺慧（環ノ字）長老三人、共に洛中を引渡され、



石田三成  
斬らる

三條河原或は六條河原にて梟首せらる。時に卅八歳なり。其札の文言に、

此者石田治部叛を起し、京田舎の者を惱ますによりて、如此行ふ者なり。

或説に、三成が嫡隼人正は、此時僅に十二歳なりしが、小性和田千之助竝に乳母が父津山甚内主従、忍びて大坂にありしに、同年九月十七日の夜奥州へ落行き、津輕右京亮爲信が方に知人あつて、其所に忍び居て命を終れりと云々。

一説にいふ、今祇園西門右階の側より、白川橋へ通ずることばかり街智恩院櫻馬場の西北の隅の方、一間計石を積みし空地あり。此地石田三成が首を梟けし所なりといへり。

### 江州甲賀郡水口城主石五萬 長東大藏大輔正家

正家は、初め丹羽五郎左衛門長秀の從者なりしが、算術に達せし故に、秀吉公に擧げ用ひられ、一萬石を給はり、諸國の檢地且御城入用の金銀米穀、其外の事共、費なきやうに考へ勤むべしと仰付けらる。長東承り、其事をなすに損失なかりしかば、

長東正家  
自殺

秀吉公之を感じ給ひ、貢賦の奉行を仰付けられ、且所々の戰場へ召連れられ、其働を見給ふに、軍計智謀も深かりければ、段々御取立に預れり。相州小田原合戦の時も、兵糧軍器を大坂より運送し、日數等も豫て考ふるに違はず、遅引なく着船せしかば、諸軍勢皆之を感ず。又朝鮮征伐の時は、彼國へ渡海して、忠勤武功を立てたり。然るに慶長五子年、石田と共に濃州關ヶ原へ向ひし所に、大坂勢敗北に依つて、戦はずして居城へ逃歸り、終に城中に於て自害しけり。

或記に、池田三左衛門尉輝政、謀を以て降參を勧め、城を請取り、正家を擒とし、江州日野に於て、其老臣まで悉く誅戮し、長東が首を京都へ送り、三條河原に梟首せりと云々。

### 秀忠公の略傳

秀忠誕生

秀忠公は、家康公第五或は第四の御子にて、天正七卯年四月七日、遠洲濱松城に於て御誕生なり。御小字長丸君或は千松君と稱す。同十八年、秀吉公の御諱の字を授かり、武藏守



秀忠逝去

秀忠と名乗り給ふ。慶長六丑年三月廿八日權大納言、故は從三位權中納言なり、同年十一月七日右近衛大將を兼ねしめらる。同七寅年正月六日正二位に敍し給ふ。同十巳年一本九年四月十日、或は十六日、征夷大將軍に任せられ、牛車兵仗を賜はり、同日淳和・辨學兩院別當を兼ね、内大臣に任じ、源氏長者の宣旨を蒙り給ふ。同十九寅年三月九日、從一位右大臣に任敍し給ふ。寛永三寅年八月十八日、太政大臣に任せられ、同九申年正月廿四日亥刻に薨去なり。時に御年五十四。台徳院殿と諡し、江府増正寺に葬り奉れり。御母公は三州西郡西郷右衛門尉清員が養女、實は服部平太夫が息女なり。或本に、秀忠公の御母儀にしよ西郷局の父服部平太夫は、本伊勢國の者なり。明智光秀叛逆の時、家康公は、泉州堺の今井宗薫が方へ、御茶に入りて御座ありけるを、平太夫馳付きて、委細を告げ奉りければ、大きに驚き給ひ、御評定の上、堺を御立あつて、伊賀越に三州へ御歸ありし時、間道を行き給ふ。御忍の事なる故、平太夫簀と笠とを奉れり。夫より平太夫を、簀笠之助といふべしと仰せられ、常に奉仕せり。而して天下一統となり、江府へ召されけれども、老年の由にて御斷を申し、

其弟服部七右衛門を、將軍家の御差圖にて、青山伯耆守より苗字を貰ひ、青山圖書介と改め、一萬石給はりきと云々。

御諱は、於相方西郷局と稱す。天正十七丑年五月十九日、駿府に於て逝去なり。時に廿八歳。龍泉院殿後に寶臺院殿と稱すといへり、松譽貞樹大姉と諡し、駿府龍泉寺に葬る。寛永五戊辰年、從一位を贈り給ふ。

秀忠公に、御子四男五女ましませり。

第一御女子、諱は千代姫君、或千君、慶長二酉年御誕生。同八卯年七月或六月廿八日、秀頼

公の御簾中となり給ふ。大坂落城の後、元和三巳年九月、本多中務少輔忠刻たけときに御再縁あつて、女子一人を産ませらる。池田相模守光仲の内室是なり。寛永元甲子年十二月六日に卒し給ひ、天樹院殿或天壽院と諡す。御母公は江州小谷城主淺井備前守長政の息女にて、諱は徳姫、後に達子と稱す。初め羽柴中納言秀勝卿信長公の末子にて、秀吉の御養子なり。或本に、秀勝卿小字次丸と稱す。文祿三年朝鮮國に於て逝去なり。別記に、秀勝卿天正十三年十二月十日逝去とするは誤り。の簾中となり、一女子を産ませらる。九條殿の御簾中是なり。



一本に、徳姫は、是より先に、織田上野介信兼の臣佐治與九郎に嫁し給ひしが、秀吉公の命により、御離縁あつて、其後秀勝卿の内室たりと云々。此説は、秀吉公の御妹なるべし。南明院殿の事を誤れる

同四年九月十七日、秀吉公の御養子となり、秀忠公に嫁し給ひ、寛永三寅年九月十五日逝去なり。崇源院殿昌譽和興仁清大姉と諡す。同十一月廿八日、從一位を贈り給ふ。

第二御女子、慶長四年或五年亥年御誕生にて、同六年九月晦日、前田中納言利光卿へ御入

輿あり。前田筑前守光高同淡路守利次同飛騨守利治森右近大夫忠廣の室、淺野安藝守光晟の室、八條智忠親王ごしたゞの御簾中、二品中務卿智忠親王、始めの御諱忠仁と稱奉る。一品式部卿智仁親王の御子なり。外に女子二

人世早産ませ給ふとかや。元和八戌年七月三日に逝去。天徳院殿と諡す。御母同上。

第三御女子、越前宰相忠直卿の簾中なり。慶長六年御誕生にて、同十六亥年九月廿八日御入輿あり。後に高田殿と稱す。松平越後守光長高松好仁親王九條道房公の御簾中、凡て一男三女を産ませ給ふ。

或本に、好仁親王は、後陽成天皇第七の皇子、御母は中和門院と稱し奉る。寛永

十五年六月三日薨す。卅六歳なり。大徳寺に葬り、永照院殿と諡す。或人曰、後水

尾天皇皇子高松家御相續ありて、花町親王と稱し奉る處、後光明天皇、承應三年九月廿日崩御、御寶算廿二。依之位に即かせらる。之を後西院天皇と申し奉る。

其後、花町の御家を有栖川と改められきと云々。

寛文十二子年十二月廿一日に逝去なり。江府天徳寺に葬り、天崇院殿穂譽泰世一本泰安

豊壽大善女と諡す。御母同上。

第四御女子、京極若狹守忠次の内室。慶長八卯年七月、城州伏見に於て御誕生なり。

御母同上。

第五御男子、長丸君と稱す。慶長八年二月御誕生あつて、翌年御早世といへり。御

母同上。按ずるに、同年兩度御産あるべき謂なし。御妾腹なるべし。然れども秀忠公の御簾中、嫉妬深くましませしにより、保科肥後守正之朝臣のみ御妾腹なりしが、是時も、御簾中の御聽に入らん事を恐れ、

他所に於て御安産せられし程の事なり。疑ふらくは此長丸君は、慶長十年の御誕生にて、家光公の御舍弟なるべし。奈何となれば、廣忠卿初め御嫡男は、竹千代君と申せばなり。

第六御男子家光公、慶長九辰年七月十七日御誕生にて、御小字竹千代君と稱す。元



和九亥年六月一本閏六月征夷大將軍、淳和、辨學兩院別當、源氏長者に任せられ、慶安四卯年四月廿日に薨去し給ひ、大猷院殿と諡し奉り、同五月六日、下野國日光山に葬り奉れり。同月十七日、正一位太政大臣を賜はる。御母同上。

徳川忠長  
生害

第七御男子、忠長卿と稱す。慶長十一年十二月朔日御誕生にて、御小字國松君と稱す。元和三巳年、信州小室城を給はり、同四年十月十萬石御加増ありて、甲州府中城に移り、官位次第に昇進あつて、同九亥年七月、從三位中納言に至り、其後駿府の城に移り、高五十五萬石となり、寛永十癸酉年十二月六日、故あつて生害。時に從二位權大納言なり。慶芳院殿時微曉雲大居士と諡せり。一本に芳岩院殿と諡すといへり。御母同上。第八御女子、慶長十二年十月四日御誕生なり。元和六年六月御入内ましゝて、後水尾天皇の後妃に立たせ給ひ、東福門院御諱かす和子と申し奉れり。延寶六年六月十五日に薨じ給ひ、同廿六日、京都泉涌寺に葬り奉る。御母同上。皇子二人、皇女五人まします。

明正天皇

或本に、御諱は興子。おき元和九年十一月十九日に御降誕。女一宮と申し奉る。寛永七年九月十二日御即位。元祿九年十一月十日崩御。泉涌寺に葬り奉ると云々。

第二皇女 昭子内親王あき

或本に、近衛關白左大臣尙嗣公の御簾中なり。寛永二年九月十三日御誕生。女二宮と申し奉る。慶安四年五月十五日に薨去。東福寺に葬り、光明心院殿寂照尊常と諡し奉ると云々。

第三皇子 高仁親王

或本に、高仁親王、寛永三年十一月十三日御誕生。同五年六月十一日薨す。眞照院殿と諡し奉ると云々。

第四皇子

或本に、第四皇子は、寛永五年九月廿五日御誕生。同年十月六日に薨去。光融院殿と諡し奉ると云々。

第五姫宮 顯子内親王



或本に、顯子内親王は、寛永六年八月廿七日御誕生。女三宮と申し奉る。延寶三年閏四月廿六日薨す。光雲寺に葬り奉る。妙莊院殿覺海龍宗と謚し奉ると云々。  
第六 姫宮賀子内親王

或本に、賀子内親王は、二條攝政光平公の御簾中。寛永九年六月五日御誕生。女五宮と稱し奉る。元祿九年八月二日薨せらる。二尊院に葬り奉る。深信解院宮と謚し奉る。

第七 皇女

寛永十年八月廿三日御誕生。菊宮と稱す。同十一年七月十五日に薨去。元證院殿と謚し奉ると云々。

第九御男子、幸松丸と稱す。慶長十六亥年五月七日、以あつて武州足立郡大間本の里にて御誕生なり。元和三巳年、信州高遠の城主保科肥後守正光の養子となり、寛永九年從四位下肥後守に任じ、正之と諱し、羽州山縣の城主となり、廿萬石を領し、正保元年三萬石加賜せられ、奥州會津郡若松城主となる。寛永九年隱居、同十二年

保科正之  
逝去

十二月十八日、一本、七日、六十二歳にして卒す。時に正四位上右近衛中將、土津靈神と謚す。母は北條家の浪客神尾氏の女、於群おむらといふ。或は靜と稱す。真田安房守昌幸入道一翁齋の養女なりと云々。後常光院と稱す。

秀吉公薨去の事

秀吉病む

茲に本朝人皇の始め神武天皇より一百八代、後陽成院の御宇に、豊臣秀吉公と申すは、其身卑賤より出で、武威益盛にして、向ふ所を攻潰し、不降を挫き、忽ち四海の逆浪を鎮め給ひ、位は從一位に至り、官は關白太政大臣を極め、天下を掌に握り給ひぬ。然れども天は仁なきを惡めば、御父子二代にして、終に滅亡し給ひけり。其由來を尋ぬるに、去ぬる慶長三年夏の頃より、太閤御不例により、療養數を盡されけれども、更に其驗なく、六月二日より御腰も立たず、七月十六日には殘暑に中り、絶え入り給ひしが、漸くにして御息出で、將に死になんく、とせん事を思召し、五大老徳川内大臣家康公、前田大納言利家卿、浮田中納言秀家卿一本に在國とあり、毛利中納言輝元卿

秀吉公薨去の事

允



上杉中納言景勝卿。一本に在國にて九月十日に上洛すと云々。三老には生駒雅樂頭親正・中村式部少輔一氏・堀尾帶刀先生吉晴。五奉行には、前田德善院玄以法印宗句・淺野彈正少弼長政・増田右衛門尉長盛・石田治部少輔三成・長束大藏大輔正家を御前に召され、吾不虞も大病をうけ、死期近きにあり。然るに秀頼幼稚にして、未だ東西を辨へざれば、十五歳に至る迄は、家康輔佐すべし。尤も吾歿後には、秀頼を大坂の城に移し、大老奉行相談の上に、政道正しく執行ふべし。若不義の者あつて、吾死後の弊を窺ひ、叛逆をなす者あらば、其國の方角に隨ひ、大老一人大名を召具し、速に馳向つて退治すべしと宣ひ、又將來の事をも微細に仰ありければ、一座の人々一同に、御上意聊か背き奉るまじと、御返答を申上げ、誓書を認めらる。其詞に曰、

敬白、天罰靈社上奏起請文前書之事

一、奉對秀頼様御奉公之儀、太閤様御同然不可存疎略事、附表裏別心毛頭存間敷事。

一、御法度御置目之儀、今迄如被仰付、彌不可相背、各相談之儀者多分可相付事。

一、公儀之御爲存上者、對傍輩企私之遺恨不可及存分事。

一、傍輩中不可立徒黨、公事若喧嘩口論之儀、自然雖有之、親子兄弟縁者親類知音奏者依怙最負不存、如御法度可致覺悟事。

一、御知行方之儀、秀頼様御成人之上、爲御分別不被仰付以前、不依誰御訴訟雖有之、一切不可申次候。況手前之儀、不可申上候。假令被下候者候共拜領仕間敷事。

一、公私共以隱密被申聞儀、一切不可有他言事。

一、此方一類並家來之者共、自然背御法度不届族有之者、無隔心被申聞候者可爲祝着事。

右之條々若於相背者、忝茂此靈社上奏起請文御罰、各深厚爾可罷蒙者也。仍前書如件。

神文省略す

内大臣家康血判

慶長三年戊八月五日

秀吉公薨去の事



五大老五奉行の外、徳川中納言秀忠卿、羽柴宰相利勝卿に至る迄、各誓書を認めて捧げられたり。

或説に、太閤重ねて仰に、各誓書を今二通づつ認め、一通は吾歿後に靈前に納め、一通は面々の手前に差置きて、之を壁書に准じ、晝夜に見るべしと仰ありけるに依つて、各三通を捧げられけりと云々。

或記に、秀吉公、初め小出播磨守秀政・片桐市正且元を以て、秀頼公の傅とし給ひしが、薨じ給はん極に望みて、彼二人を御枕近く召され、如何に汝等承れ。吾家の天下は、我れ一日も世にあらん程計りぞ。吾失せなん後は、家の亡びん事遠からず。世に在らん程、吾家亡びざらん事を謀らんとするに、本朝の禍、又立所にあるべし。彼といひ此といひ、慮るに此七ヶ年が程、朝鮮を討ち大明と戦ひ、兩國に仇を結びしこそ、我が一生の不覺なれ。我れ歿<sup>な</sup>りなん後、彼兩國に向ひし十餘萬の勢、生きて歸らん事思ひも寄らず。夫も又希有にして、免れて歸り來る事もあるべけれども、其事難し。鳥獸も仇を忘れぬは、生くる物の習なり。まして大

國の君王をや。など此年月の仇報いんと思はざらん。さなきだに元の世祖の本朝を討たんとし、事、近き鑒ならずや。其時に至つて、誰あつてか本朝の動きなからん様を謀るべき。只徳川の内府こそ、此事に堪へぬべき。此人若し本朝の大勳を致されんには、神明も其徳に感じ、聖主も其功を譽め給ひ、士民悉く其恵に懐き其威に畏れて、天下自ら彼家風に歸しなん。然るに物の心をも分かぬ輩、怒に秀吉が私の恩を忘れ兼ねて、幼き秀頼を主になし立てんなど謀らば、吾家の自ら滅びん事、踵を廻すべからず。抑本朝人王の初めより、今百王の御末に至り給ふ迄、異賊の襲ひ來る事、凡廿餘度に及びぬれども、竟に一度も彼が爲に破れし事なしと聞くに、今秀吉が時に至り、主上萬全の寶祚を危くし、下は四海の生靈を亡さん事、最も口惜しかるべき事にあらずや。よしや、本朝の爲に秀吉が家を顧みず、我後の天下の事、内府の計り候はん様に任すべしと思ひ定めたり。されども此人、昔今川義元が所縁を思ひ、氏眞を三河の國に返し入れん事を謀り、故右大臣殿の因縁を忘れ兼ね、信雄を扶け秀吉と戦ふ。是等皆信を守り義を重んず



る故なり。秀吉また此年月親を語らひ、已に結びし中となりぬれば、我家の事情なくは舉動はじ。汝等世嗣の絶えざらん事を思はゞ、相構へて此人によく従ひ、秀頼が事、悪く思はれぬ様になすべし。然らば又我世繼の絶えざらん幸もありぬべし。此事ゆめく忘るゝ事なかれと仰せ置かる。然るに太閤薨じ給ひ、幾程なく奉行等、徳川殿を失ひ參らせんと謀る事を、秀政且元深く歎き思ひしかど、制せんとするに力及ばず。秀政は病と稱し、己が岸和田の城に籠り居て、世のなりなん様を窺ふに、徳川殿奥へ向はせ給へば、三男を御供に參らせたり。其後又上方に軍起りて、秀頼公の仰なりと披露あつて、殊に丹波・但馬の軍勢を催して、丹後を攻めらるゝ上は、彼といひ此といひ、秀政辭すべき處あらず、嫡子吉政を向はせしと見えたり。徳川殿も、此人他人の例に准すべき者ならねば、吉政、丹後を攻めし事、何の御祟もなし。其後市正も、彼の仰せ置かれし御詞を思ひて、秀頼公の御母子を諫め參らせしものなりと。白石先生曰、誠此説の如くならんには、太閤の仰置かれし事、やんごとなく又哀なり。又尊くもこそ覺ゆれ。さり乍ら斯かる

天下の大事を、當時其勢をも假らぬ彼二人にのみ、仰せ置かるべからず。家の事をも司る奉行等には、猶も仰せ置かるべき事ぞかし。それに失せ給ひし後幾程もなく、頻に徳川殿を失ひ參らせんと謀り、彼の仰せ置かれし如く、終に事故なく終りしかば、外國の憂もなし。太閤失せ給ひて後に、當家の禍なからん様を思ひしにや、覺束なき事にこそ覺えけれ。思ふに豊臣家に仕へし人の、我等の舊主の後に、天下は、人の天下になりぬべしと、知召されぬにはあらざりけめど、本朝の爲め思ひ給ふ故に、自ら我家の事を鑒み給はざりしものなりといひしにあらすや。若又市正且元は、豫て大坂の軍の起らんとせし事を知りて、さる智謀ゆゝしき人なれば、常に斯くぞ仰せられしと、諫め參らせしも知らずと云々。

同八日には、徳川家康公前田利家卿を御寢所に御招きあつて、竊に朝鮮國在陣の諸大名、無事に歸國致さしめん謀を、仰せ含められけりとぞ聞えし。

或本に、秀吉公、聚樂の城に在しける時、いかゞ思ひ給ひけん、

露と置きて露と消えぬる我身かな難波のことは夢の世の中



と詠み給ひ、御自筆に書き置き、寵尼孝藏主に命じ、深く納め置くべし。用あらん時、早速出せといひしが、慶長三年八月十七日、孝藏主を召して、いつぞや預け置きたる歌やある、持参せよと仰せければ、早速に奉りければ、年號月日に御諱に花押を半書き給ひ、今はいかにも叶はずとて、其儘止め給ひし。是を太閤御辭世の御歌とて、木下家に傳へ納めらると云々。

秀吉逝去

其後御不例頻にして、同月十八日巳の刻、伏見の城に於て薨去し給ひぬ。

或本に、是より先に秀忠公は、關東へ御下向といへる沙汰ありけれども、太閤御不例の重きにより、未だ伏見におはしけるを、家康公より急ぎ江戸へ下向あるべしと仰せられしにつき、同十九日午刻、伏見を御立にて、九月二日江城に入らせ給ひぬ。是は太閤御在世の中より、四老五奉行參會し、何事とは知らず、度々密談ありしにより、家康公不審に思召さる。御父子一所に坐しては、御爲に惡からんと御遠慮を廻らされて、斯くは計らひ給ひきと云々。

又家康公の誓書一封は、太閤冥途まで御身を放たるまじとの御遺命に任せ、御棺

中に納めぬ。又薨去の儀、朝鮮國へ洩聞えん事を畏れ、長東大藏大輔一人、御遺骸に供奉し、高野山の木食興山上人、經始の事を監し、京都東山阿彌陀が嶺に葬り奉り、其嶺下に神祠を結構し、後、三位大藏卿・卜部兼治卿の二男兼かねより從今萩原家の始祖なり。一説に、從四位下卜部兼從は萬治三年八月に卒すと云。を神祠司として、社領一萬石を寄附せられたり。或本に、慶長六年五月廿一日、豊國社へ一萬石を寄附せらる云。

一本に、今阿彌陀ヶ峯に、方二間四方の地に、四枚の石を蓋ひ、廻りに石垣せし地あり。是秀吉を葬りし地なり。豊國廟は、是より一段下壇の地にして、今猶礎石残り。

或説、同四年四月十八日、敕して秀吉の社に、謚を豊國大明神と賜ふ。

補豊公御遺骸は、慶長三年八月廿九日夜、阿彌陀峯に納む。翌年二月十八日御葬式あり。酉刻伏見城出門、大和大路を北、七條通を東、大佛へ被爲入。此間道の左右に埒を結び、一町毎に左右四ヶ處土臺を築き、其上に篝を焚き、其間々兩側高燈灯隙間なく、人家の軒は幕を打たせ白砂を敷く。總門より龕堂まで壘を敷く。



其用意嚴重なり。

御龕堂は、檜を以て八方に造り立て、金銀珠玉美麗を飾り、結構いはん方なし。當日前後三四日快晴なり。翌日十九日より三日間、諸人拜見御免。京都町中諸方より群集すること夥し。尤三日の後雨降なり。

黒田甲斐守・片桐主膳正・飯尾主殿頭を差添へ、其外役人五十人餘非常を制す。但し、葬所預りの役人なり。大佛殿の東に假堂建つ。四方四面の龕堂を建て、左右小座敷を掛け、則、御座敷の左には、敕使菊亭右大臣晴秀公・副使廣幡大納言長重卿着座し給ふ。一段下には徳川殿、其外大名衆中並居、右之方には秀頼公・政所殿・淀殿、其外前田殿諸大名なり。

秀吉葬式の行列書

○或藏書に、葬式の行列書あり、左に載す。

御列奉行速水甲斐守

渡邊内藏助此外六十人  
雜兵三百餘人

山田八左衛門尉

御道場奉行淺野左京大夫・今木源右衛門尉但し雜兵二百五十人

宇都宮彌吉

大高張張五十人 大高張張二十一人 大高張張一人  
大高張張五十人 大高張張五十人 大高張張五十人 大高張張五十人 大高張張五十人

淺野左京大夫五百人 久留米頭三百人 毛利河内守三百人  
大高張足輕添人 前警固 黒田甲斐守五百人 寺澤志摩守三百人 鍋島加賀守三百人

島津兵庫頭三人 伊達陸奥守三人 伊達伊豆守三人 伊達奥州守三人 伊達山形守三人 伊達馬場守三人 伊達相馬守三人 伊達正三人 伊達忠三人  
長曾我部土佐守三人 佐土佐守三人 佐竹右京大夫三人 見里見左馬頭三人 宮治大輔三人  
桑山相模守百人 成田下總守百人 仙石越前守百人 相馬宮内少輔百人  
多賀出雲守百人 佐野天徳寺百人 田中兵部大輔百人 溝口伯耆守百人  
小川土佐守百人 北條美濃守百人 北條美濃守百人 木邑新八郎百人 關兵衛尉百人  
小出信濃守百人 北條左衛門大夫百人 遠藤但馬守百人 九重三郎兵衛百人

秀吉公薨去の事

九







松浦法印惠俊伴僧廿人  
伴人五十人

池田三左衛門尉  
加藤遠江守

東帶  
大納言秀頼公供人素禊  
御附添

片桐市正大紋

丹波加賀守二百人

細川越中守二百人

前東帶  
大田納言利家卿供人素禊  
御附添

大野修理亮  
大野道大

森左近大夫二百人

九鬼大隅守二百人

足利左兵衛督義代卿

木下宮内少輔百人

木下周防守百人

木下若狹守百人

木下肥後守百人

木下右衛門大夫百人

木下美濃守百人

中田納言秀家卿上

前田肥後守百人

中川但馬守百人

羽柴下總守百人

毛利長門守百人

柳川豊後守百人

羽柴參河守百人

谷出羽守百人

片桐主膳正百人

同上  
江戶中納言秀忠卿五百人

一柳監物百人

松下兵部少輔百人

木村伊勢守百人

朽木河内守百人

上田主膳正百人  
西尾豊後守百人  
松浦隱岐守百人  
赤松上總守百人  
津田長門守百人

宮本長門守百人  
山中山城守百人  
寺西備前守百人  
前田權之介百人  
竹中丹波守百人

伊藤長門守百人  
山崎左京亮

上杉中納言殿

政所殿御供  
百五十人

淀殿御供  
百五十人

古田兵部少輔百人

菅正左衛門尉

直江山城守二百人  
德永式部卿百人  
島大和守百人  
熊谷内藏助百人  
織田常真百人

長谷川竹可百人  
福原左馬助百人  
泉和算守百人  
織田有樂百人

有馬法印百人  
寺西筑後守百人  
正園道阿彌百人  
稻葉等全百人  
拓大炊助

桑原法印百人  
古田織部正百人  
中川宗平百人  
新庄駿河守百人  
前波闌入

山名禮高連歌師  
包  
板倉郡卿連歌師  
包

野々宮伊豫守百人  
茶道廿人  
茶道廿人  
野々宮伊豫守百人

秀吉公薨去の事







村井右近 伊藤武藏守 蜂屋勝千代

二番

大野修理亮 石田主水正 有一左作地市藏 羽柴長吉

山口左馬助奥カネ 毛利長門守 土方丹後守 山岡彌平治

小西式部大輔 長谷川吉左衛門 石田右近 青山右衛門太夫

木村右京 堀田清十郎

右一日一夜宛無懈怠可被相勉者也。

定番之衆

暮松越後守 垣原八藏 菊阿彌

定番詰衆之外可有伺公衆

增田兵部大輔 長東兵部少輔 石田隼人 前田主膳

右書付之外無御用衆參上候者爲當番堅可被相改者也。

進物に而御禮可申上衆

公家衆 門跡方 國大名衆

右出仕之時者、加賀大納言・羽柴肥前守父子之内一人伺公候而可有御取次事。

右之衆之外、無案内心安進物に御目見可有之衆之取次者、石田木工頭・石川備

前守・石川掃部頭・片桐市正、此内可爲奏者也。此四人之内、形儀法度女中方並

若衆狼藉之族於有之者、是亦不見隱不聞隱爲四人可申上事。

自詰衆御咄之衆罷出候而後、掃除坊主以下自唐門外可罷出候。然共不依夜

中御用之時者、右四人當番可罷出候。

右之掟違背有間敷也。條々如件。

長東大藏大輔

石田治部少輔

增田右衛門尉

淺野彈正少弼

前田德善院

慶長四年正月十日

秀吉公薨去の事



安藝中納言  
會津中納言  
加賀大納言  
江戸内大臣

同十一日大名小名登城して、秀頼公を拜し、其後大廣間に列座せる所、大老奉行出座して、天下の諸法度御先代の條目を讀聞かせ、愈違背あるべからざる旨を示さる。或本に、御先代御法度の趣、

御掟

- 一、諸大名縁組之儀、御意以其上可申定事。
- 一、大名小名深重令契約誓紙等御停止之事。
- 一、自然喧嘩於仕出者、致堪忍之輩者可被爲理運事。
- 一、小身之儀者不及申、雖爲大身目掛之女房大勢不可相抱事。
- 一、酒者可限根器、大酒御制禁之事。

一、乗物御赦免之衆、家康、利家、景勝、輝元、隆景、一本家康以下五人を脱す、並公家長老出世之衆、其外雖爲大名、若年之衆者可爲騎馬。年齢五十於以後之衆者、及路次一里者、駕籠之儀御赦免被成候。於當病者是亦駕籠御免之事。右之條々於違犯之輩者可被處嚴科者也。

隆 景  
輝 元  
秀 家  
利 家  
家 康

文祿四年八月二日

御掟 追加

- 一、諸公家諸門跡嗜家之道、可被專公儀之奉公事。
- 一、諸寺社之儀、寺法相守、專修造學問勤行不可致油斷事。
- 一、天下領知方之儀、以毛見三分二地頭、三分一百姓可取之。兔角田地不荒様



可申付事。

一、小身之衆者、本妻之外遣候者一人可召置。但別不可持家。雖爲大身手懸之者不可過兩人事。

一、隨知行分限諸事進退可相働事。

一、可致訴訟儀於舉目安者、先十人之衆江可申。十人之衆訴人之儀、以正直雙方召寄、慥可被聞申分。直訴之目安者、各別之儀之間、五人江被申、以談合上御耳江於可入儀者、可被申上事。

一、衣裳之紋御赦免之外、菊桐不可付。於御拜領者、其服取持之間可着之外、備替制之、衣裳御紋不可付之事。

一、覆面仕、往來之儀堅令停止事。

右之條々於違犯之輩者可被處嚴科者也。

文祿四年八月二日

老中五人

又近年伏見に居住の輩は、前々の如く大坂へ移るべしと仰渡されたり。同十二日の

早朝に、家康公は大坂を發駕し給ひ、申中刻、伏見の御館へ歸着まし〜けり。

或本に、京極長門守通吉の息女松丸殿といふは、太閤秀吉公の側室にて、伏見城松丸に居られし故に稱す。然るに秀吉公御他界の後は、京極家の居城江州大津に住す。其後京都西洞院一條の南に移らる。今松丸殿町といふ。又讚州寺町とも呼ぶ。是は始めの號なれども、尙

相伴にいふ 法號は、壽芳院月晃盛久禪定尼といへり。洛陽誓願寺に石塔ありといへり。或説に、松丸殿は、始め若州小濱城主武田孫八郎元明の室なりしが、元明滅亡の後、秀吉公の側室となれりと云々。

新東鑑卷之二畢



〔附録〕

豊國社の事

抑洛東豊國社と申すは、太閤秀吉公薨去の砌、神號敕許ありて其廟を祭らる。社封一萬石、社務は照高院御門跡なり。御本坊は、今の妙法院御門跡の地なり。堂上萩原家へ家領千石を賜ひ、茲に移りて神職を勤められ、是に屬する社士數多並に僧院を附けらる。

此僧院三字の内二院は、豊國神社破却の砌、共に退轉し、右の内祥雲寺一院は、元和元年卯五月八日二條御城へ、院主日譽僧正を被召、先判の寺領二百石の上へ、采地三百石加へ合せられ五百石を賜ひ、祥雲寺の寺號を投じて、紀州根來寺の舊號智積院に改められ、眞言新議を修せしめらる。今に於て和州小池坊と相並びて、眞言一宗の衆會所となる。又一説には、其頃迄大佛殿の鐘三時みときを撞きけるに、日譽僧正二條御城に於て願はれけるは、右大鐘の音三時に響き渡り、論議の障となり候儘、撞き候事を停止仰付けられ被下候様にと申上げらる。神祖是を聞召

して、元來彼鐘は兵亂の基たる凶鐘なれば、さなくとも停止仰付けらるべきに、幸の事なりと、早速御許容ありて、右の撞木は、直に智積院へ取入れ置候様にとの御事にて、今に撞木は彼院にありといふ。是等の事、思召に相叶ひしにや、寺領増地の事等仰付けられきと云々。按ずるに彼鐘は、兵亂の濫觴にて、供養も無之、始めより廢り有之鐘なれば、三時を撞き候といふ事信じ難し。又且撞き候はば、假令今錆朽ちたりとも、撞木の跡も、少しは顯はるべけれども、それも見えず、其上鐘の釣りやう外々と違ひ、逆に釣有之は、旁仔細有之鐘と見えたり。又當時妙門跡の院家地日嚴院路傍北在は、豊國社拜參の諸侯の裝束所なりと。今は無住にて、昔の膳具等残り有之由。右に記す社僧三院の内なるか可追考。

公武の崇敬他社に過ぎ、都鄙の貴賤群參して是を額く壯觀の地なり。然るに御當家の御治世に至り、日を追つて衰廢し、

或人曰、大坂御陣後、南光坊云、彼廟社を其儘被立置なば、神靈爰に止まりて世の仇をなさん。神は人の敬によつて威を増す、神威衰ふる時は害をなさず。須く



破却あるべしとの勸めに任せ、御鞭にて華表を三度打ち給ひ、御陣後早々、社殿破却ありしと云々。

今は舊地の跡もなく郊野となりて、豊國の名をだに知る人も稀なり。吁一瞬間の間に、斯くまで榮枯を變ふる事、誰か嘆息せざらんや。ある雜錄に曰、大猷公の御代、老臣の面々へ仰せけるは、豊國社當時廢れる事、是道理に當らざるなり。秀吉に於ては、敵と稱する類にあらず。當家興立の事も、彼恩義に仍つてなり。然るを彼靈社を捨てんはいかん。須く修理を加へ、祭祀の禮を以てすべしと宣ふ。時に酒井雅樂頭忠世云く、上意の趣謹で承り畢んぬ。但情相考へ申す處、神靈は人の敬に集り、神威是より生ず。是を廢する時は威なし。威なき時は祟をなさず。今假令上意の如くして是を祭らるとも、正しく社稷の嗣秀頼公は御敵にして、亡命ありし上は、何ぞ神靈、祭を受け給はんや。怒に今取綺ひあらば、是則御武威の虚となりて、邪氣是に乗じて、禍害をなさん。唯其儘に差置かるべしとありければ、公も之を信じ給ひ、其後御沙汰なかりきと云々。

按ずるに、忠世の言葉、前に註する南光坊の謂と同じ。兩説何れぞ非なるべき。一説に曰、保科肥後守正之朝臣、此廟社の衰壞を嘆きて、是を祭らざる時は、萬々世の後、他姓の國政を執る時、當神廟も豊國の例に倣ふべし。雷修理して、例祭の式をなすべしと、頻て被諫によつて、禁裏へも御沙汰ありて、吉田家江府へ參向、台命を奉つて歸京せられ、時の所司代板倉内膳正、彼靈社見分ありしに、妙法院御門跡御方より、板倉伊賀守の證書を差出され、此靈社を廢する所以を伸べられけれども、右證文内膳正の意に應せず、其上、事決着の上にて、差出されたる段、取遅れたる事なりとて、坊官を叱ありて取用ひられず。専ら再興の催ありしが、堂上にて、三條西家杯、時の議奏傳奏の職にやありけん、右再興の事は不可なりと難せられしが、其後いかなる譯にや、中途に御再興の御沙汰止みしと云々。或人の曰、今情數説を併せ考ふるに、靈社荒廢の儘に棄置かれしといふは、僻説なるべし。古宮の荒果つるなどといふは、數百年を経たる上の事なり。この社に於ける、さしも太閤の靈社なれば、金殿玉樓の結構、申すも愚なる造營ならんに、



僅の年曆に、自ら破壊すべき謂れなし。既に大佛の大廈現在する體を以て考へ見るべし。全く破却ありしに必せりと云々。

或覺書に曰、京大佛殿の前に、石燈籠卅三基あり。これは元來豊國社の燈籠なり。右社建立の時、諸大名より獻せられしを、豊國破壊の後爰に移され、此燈明を燈す。役は山崎離宮八幡の社人の役なり。其謂れは、秀吉公の代迄は由緒ありて、日本國に油を絞る事は、山崎社家の外は停止なり。仍之秀吉公の袖判を賜ふ。此恩謝として、豊國社の燈明役勤むるなり。其後只今の所へ移され候ても、此例を以て、京所司代板倉周防守殿計らひにて、燈籠一基に付、銀九十三匁づつ被下、永代燈さんとの事なり。夫故山崎より此邊に家を構へ、火燈しの役人を置きしが、時代を経て、今は其事廢りたり。然れども右の舊例にて今に至り、年始禮に山崎社家より、妙法院御門跡へ胡麻油五升、一乘院御門跡へも同斷、老中所司代へも同斷、京町奉行へ三升づつ進上す。石燈籠の數、豊國には六十六基ありしとかや。今大佛に立つる所は卅三基なり。

奉寄進豊國大明神、慶長の文字或は紋所等、微に残ると云々。

同記曰、家光公の御時、日光御造營、御長久の仕形、種々御吟味有之、島田幽也彈正事は、思慮ある者なる由聞召し及ばれ、二の丸へ召され、松平伊豆守・阿部豊後守に、中根壹岐守差添へ、上意とはなく、幽也の存寄を尋ね試みられ、御襖越しに聞召され候へば、幽也云く、外に存寄は無御座候。豊國社を御修造有之候は、日光自ら長久たるべく候と申して退出す。時に伊豆守・豊後守を召し、幽也が申處一應尤なれども、豊國の破壊を捨置くには、仔細ある事なり。今に於て五月七日には、誰とも知らず、豊國へ香奠を納むる由被聞召及たり。大坂落去も、未だ程遠からず、秀吉恩顧の者も多ければ、先代の事、沙汰に及ばぬを以て、當代は立つ事なり。此故に豊國には、手を付けず差置くなりと被仰、是より後は、一入忌ませ給ふ御様子なり。上方へ上使の節は、豊國の御影堂を閉ぢ候様被仰付、今に至り其通の由。

同記に曰、豊國の社人右社廢後、一統に浪人致し、瓦町邊に數多散在せり。近頃



日吉祭禮御再興ありて、此者共帶刀御免供奉之。又伏見街道七町目を、妙法院町といふ。以前は妙法院殿、爰に御本坊ありしとなり。其由緒を以て、今に此一町は諸役免除、毎夜一人づつ、御門主御臺所へ番に出づ。又、瓦師宇兵衛曰、豊國社御たゝみなされ、社内並寶藏に有之數多の珍貨名物、悉く妙法院へ被納、毎年土用中に、幾日も虫拂有之、豊國の機門は江州竹生島へ引上げ、層閣は同國木の本觀音堂へ引き、唐門は西本願寺へ引き候なり。

愚按、元和より安永の今に至り、春秋僅百五十有餘年、まのあたり近世の事乍ら、此事蹟を委しく知る人なき故、色々の説を設けて評すと雖も、何れ是を知らず。予が聞傳ふる處は、社領を被除、照高院殿御退去、萩原家を始め、社士社僧離散の事は、大坂御陣後早々の事の由なり。

此時、萩原家罪ありて、既に豊後へ謫せらるゝ御沙汰極まりしを、細川忠興縁座たるにより、色々愁訴有之、爰に於て左遷を免かれ、家領千石其まゝにて、禁裏へ被召返といふ。

其節、靈社破却せらるゝにはあらず、祭祀を停めて廢社とせられしなり。夫より以後、段々にて、豊國の寶前にある諸侯の獻燈數十基を、大佛殿の正面へ移し、秀吉の五輪塔を、佛殿の横にあらはにし、社内の什器は、妙門主へ御引取り、誠に社は狐狸の栖と荒れ果て、凡そ明曆年中迄は、其形も僅に残有之候。連々に崩し取られし様に承り傳へ侍る。是とても浮きたる事にや、分明の事は可追考。豊國の神體は、吉

田の齋場所へ  
收むといふ。

右説々の如くんば、大猷公の寛仁、正之朝臣の良材、惜むらくは僻論に匿れて、徒になりし事嘆すべし。但し中國にて、先朝の宗廟を廢する據例杯を、儒家より申上げて爾しかなりや。さあれば我朝は、皇主不易なれば異國とは換り、秀吉公を先朝の例には引き難し。されば神號を稱するも、天子の敕によるなり。然るを一度敕許の神號を、武家の御沙汰として廢せらるゝ事はいかん。但し其砌敕して、神號を削られしにや。何れにも庸愚下賤の、評するも憚あれば、爰に筆を闇く。

右豊國社の一條は、翁草卷之卅五に出でたるを、寫してこゝに加ふ。



# 新東鑑卷之三

## 利家卿逝去并息男利政の事

さる程に太閤薨去の後には、さまざまの風説ありて、唯何となく世間騒がしき所に、慶長四己亥年の春より、大老職前田大納言利家卿不圖病に嬰り、心身安からざれば、今は在世久しからじと思はれけん、同三月廿八日、嫡子中納言利長卿二男能登守初孫利政を近く招かれて、我れ太閤の御厚恩を蒙る事年久し。是兩人も能く知る所なり。然るに去秋、圖らずも太閤かくれ給ひてより、悲歎心痛暫くも止まず、此故に吾病氣重くして、最早死期近きにありと覺ゆ。依之汝等へ申遣はすべき趣あり。今若君御幼少なれば、世の形勢如何ならんも測り難し。吾が死後に於て、縦ひ不思議の世に遇ふとも、兄弟志を同くし、豊臣家に對し奉り二心を存せず、専ら忠義を

盡すべし。凡そ人の臨終に語り遺す事は、親しきも疎きも、持ち空しくせず。是れ人倫の法則なり。況や父が遺言に於てをや。聊忘却あるべからず。若其實を翻し、秀頼公を後になし奉らば、是れ不孝の第一ならん。相構へて固く此旨を守るべし。且吾骸は櫃に納め本國に下し、野田山に葬るべしと申さるれば、兩人共に頭を擡げ、如何ぞ命を背くべきや。努々御心に掛けらるべからず。御容體頼みなきにしもあらざれば、此上御養生をこそと申されければ、利家卿、心も輕げに見えけりとかや。又利家卿の聲備前中納言秀家卿を招き、亡き跡の事共懇に語り置かれきといへり。其後は日に添ひ病苦累りければ、同閏三月三日、内室芳春院と稱す。利長卿・利政等の母にて。土方河内守雄久の伯母なり。泣泣利家卿の枕許に近づきて、御若年の頃より、躬ら刀鎗をとり、或は從者に命じて戦はしめ、數多の人命を斷ち給ふにより、罪業の程も恐しく候へば、自らの爲に裁縫し置ける經帷子の候。日頃は見苦しとのみ宣ひつれ共、御落命あらば是を着せ參らせて、棺中に納め奉るべしと申されければ、利家卿冷笑ひて、我れ亂世に生れ、諸方の戰場に赴き、敵軍を攻撃誅伐する所の人、幾といふ事を知らず、然りと雖も不



義にして殺害する事なければ、如何なる罪に依つて、地獄に墮つべき謂なし。若黄泉にて牛頭馬頭等、猥に我を呵責せんといは、吾より往昔さきに終命する家臣従僕數多あれば、彼等を前後左右に従へ、却て鬼共を責靡け、武威を冥途に振ふべし。只死後の行先より、今生に思ひ煩ふ事あり。若君幼くまし、御父太閤に後れ給ひ、其後は内府と某とを召さるゝに、江戸の祖父・加賀の祖父と仰せられ、御最愛いとほしき限りなきに、如此むたゝと黄泉へ赴き、幼君を棄て參らせなば、御力なきやうに思すらん。せめて五七年の餘命もあらば、天下を治め給ふべき様をも、慥に見届け奉るべきに、人生の限ある悲さ、世の變り行く有様共の推量せらると、目を見張り齒をくひしばり、側にありつる新藤五國光の脇差を取りて、鞘乍ら胸に突立て、二聲三聲喚きて、程なく息も絶えにければ、内室を始め、家臣等の悲歎はいふに及ばず、豊臣家の諸臣に至る迄、惜しまぬ人こそなかりけれ。

或記に、利家卿は、柳瀬陣の時、秀吉公へ降參あり。其後大老職に列し、三法師殿は中納言に任せられ、信雄卿配所より歸られたる事、皆利家卿の願に依つてなり。

前田利家  
逝去

此故に二君に仕へられし事を人誹らずと云々。

其後に、利家卿の後室芳春院を始め、息利長卿並に舍弟利政歸國せられけり。

或記に、五奉行の輩は、家康公の御威光日々に増長するを惡み、家康公と前田家の中をさけて、徳川家を亡さんと、種々に謀を回らし、増田右衛門尉長盛・長束大藏大輔政家、密に家康公へ、加賀中納言隱謀の企ある由を認へけるに依り、已に加州へ御出陣あるべき旨なり。是に依りて丹後侍從忠興を始め、利長卿の縁者、又は親しき面々より、金澤へ飛脚を差遣はし、秀頼公を輕しめ、御謀叛の聞えあるに依りて、東國西國の大名、悉く徳川家に従ふ由なり。然らば御家の大事とこそ存せられ候へ。急ぎ内府に御手を下げられ、御和睦あれかしと告ぐるに依り、利長卿は、舍弟利政を、能登の國より招き寄せて相談し、更に逆心なき由を委しく書狀に認め、家臣横山山城守をして、伏見に上せられければ、則ち家康公の御前に召出され、山城守は、御前に列座する諸士の中を、少しも畏れず進み出でて、利長卿の書簡を捧げ、其上に利長儀は、太閤の御恩情を忘却し、父大納言の遺命に背



き、御幼君に對し奉りて二心あらば、誠に天下の元惡たるべし。縦ひ利長狂病に冒され、天下を覆す企ありとも、家臣等諫言をなし、不義を正さん事勿論なり。此趣を能々御明察下され、御疑を散らし給はるべしと申上ぐれば、内府愈御憤あつて、中納言隱謀の萌あればこそ、當春老母を、大納言の遺言に託して、金澤へ下されたれ。是れ我を欺かるゝにあらずや。然れば今般餘人を以て、使者たらんに於ては、旅宿より返さんと思ひしに、其方を給はるに依つて、對面にも及べり。此上は用事ともなければ、歸國すべしと仰せられ、利長卿の書束を御披見なかりしかば、山城守憶せずして、無實の仰は、兎もあれ角もあれ、先づ利長より捧ぐる所の書束を御披見下さるべしと、再應申上ぐれば、家康公書束を御覽ありて、何とて誓紙を添へられざるやと御尋ありければ、長知承り、去年太閤御他界の砌、末々逆意なからん爲に、誓約をなし申す上は、今更誓紙に及ぶべからず。若し先約を御疑あらせられんには、重ねて百千枚の誓紙を捧ぐといふも、反故に同じ。只其人の實不實は、平生を以て御覽あらせられよと申上ぐれば、家康公聊か御氣

色を和げ給ひて、然らば御老母と、家老一兩輩相添へて、大坂へ登らるべしと仰せられければ、山城守承り、是は利長・利政の計る所にして、某龜忽の御請に及び難しと申上げけるに、家康公、其方の遠慮理なり。急ぎ加州へ馳歸り、兩所へ此旨を告げ、重ねて返答に及ぶべし。御老母大坂へ上り申さるゝ事、此度の肝要なりと仰せられ、山城守に御暇を給はりけり。斯くて山城守金澤へ罷歸り、家康公の仰を述べければ、利長卿並に舍弟利政、其外家老等參會して、色々相談もありけるが、人質出さるべきに定まり、同年霜月中旬の頃、芳春院に村井豊後・山崎安房を相添へて、大坂へ上せらる。其後に家康公、増田・長束兩人を召され、利長老母は、大老奉行の指圖を受けて、當春加州へ下向ありしが、此度又老母を登されし事は、我等と和睦の證なり。然るを公儀の質と同じく、當所に置かんも如何なれば、近日江戸へ遣はさんと思ひ、各へも知らせ申すと仰ありければ、兩人承り、仰の如く今度の人質は、何れに置かせ給はんも、御心任せと申し乍ら、太閤天下を平治し給ひてより以來、公儀へ差出す所の人質の外、私として取遣なし。今利長



卿の御老母を、關東へ御下しあるに於ては、御過にもなり申すべきや。願くは御同職の思召をも、御聞あれかしと申せば、家康公兩人の意見を用ひ給はずして、此後とても逆意の輩あつて、我等を失はんとせば、其品により領地を削り、又は人質を請取り、江府の城下に留め置きて、天下靜謐の謀とすべし。先づ今度は其手始に、芳春院を關東へ下すべしと仰ありければ、兩人重ねて、御遠慮の程はさる事に候へども、御老母を關東へ御下しあらん事、中納言殿御兄弟御承引あるまじ。然れば事の破れとなり、天下の御爲にもなり難く、又仰出されたる事を徒になさんも、御威光薄きに似たり。御思案あるべしと申せば、其時家康公、然らば加州へ使を立て、其返答に任すべしと仰せられ、利長卿へ御書を以て、御老母を關東へ下し、一兩年御留ありたき由を懇に仰せられたり。利長卿利政を呼びて、書束の旨を相談ありければ、能登守涙を流し、内府今般の人質を、關東へ下されん事を、露計りも察するに於ては、母君を大坂へ登せ參らせし時、如何なる思案もあるべきを、皆々其心のなかりしは、誠に後悔千萬なり。繰事を申す様には候

へども、備前中納言殿を始め、老中奉行の面々にも、日頃疎くなり給ひ、萬事相談なかりし故に、今母君の御身上まで、斯様になり下りしにや。此上左右申すとも、無益の事なれば、内府の所望に任せ給ひ、母君を關東へ下し參らせ、重ねて天下の御爲に、餘儀なき事あらんには、御痛はしきは限りなしと雖も、母君には御自害を勧め、面々は切腹致すべき覺悟の由を、村井・山崎兩人の者へも、篤と仰聞けるべしと、始終の事を備へて申されければ、利長卿諾せられて、返翰に及ばれるは、芳春院儀、關東へ遣はされ候事、異儀なき由なり。依之慶長五子年五月伏見を立つて、六月三日に江戸へ下着ありけり。然るに同年の秋、石田三成等、家康公を亡さんとせし時に、利長卿は關東に屬し、舍弟利政は、大坂に同志せられ、關ヶ原敗軍の後に、浪人して京都に住居し、再び孫四郎と稱し、訪ふ人あれば、能登國一國に換へたる一曲を聞かせ申さんとて、三絃をひき今様を唱ひ、心の儘に行はれけるが、孝心厚き人にやありけん、亡父の事を語り出し、見るさへ哀れに涙を流されきとかや。

前田利長  
人質を家  
康に送る



此後は、世上薄氷を履む思をなす所に、内府は、和を以て衆を懐け、智を以て士を降し給ひければ、恩を荷ひ徳を戴く輩、招かざるに集まり來り、追從する形勢は、風の草を靡かすが如し。之に依つて石田治部少輔三成、上杉景勝卿と心を合せ、忠不忠を辨へず、秀頼公の命と偽り、諸大名を語らひ、徳川家を亡さんと、同五年の秋大軍を起し、濃州關ヶ原に於て關東方と對陣し、開戦すと雖も、敵し得ずして、大坂方忽ち敗北し、諸將戰死し或は降參し、又擒となれるもあり。因茲秀頼公の御身の上も如何あらんと、皆人腹心を煩はしたる所に、其儘大坂の城に差置かれたり。

或記に、慶長五子年六月、徳川家康公は、上杉家を亡さんと、大小名を從へ、野州小山まで着かせ給ふ所に、上方に於て石田三成旗を上げて、家康を討たんとするの由、註進のありければ、關西より下向する所の諸將を召され、山岡道阿彌岡野江雪齋兩人を以て、大坂の奉行等、幼君の下知と稱し、諸國の兵士を催促し、當家を亡さんと企つる由告げ來れり。定めて各も御存知あるべければ、詳に述ぶるに及ばず。然れば何れも故太閤御恩顧の面々にて、多くは三成が舊識なり。就中父

子妻子、質として大坂に遣はし置かるゝ上は、急ぎ大坂へ馳上り、石田等に屬し給へ。家康に於て、各へ恨を含む事あるべからざる由、仰出されければ、列座の諸侯口を噤して、其返答なかりし所に、福島左衛門大夫正則進み出でて、今度奉行等が企は、全く三成が奸謀より出づる事歴然たり。いかんぞ幼君の知召す所ならん。元來列座の諸大將は、皆人質を大坂に差置き、徳川殿の麾下に屬して下向ありし事なれば、内府を背きて、今更彼奸臣に與せられんや否、其處は他人の量るべきにはあらず。某に於ては、何國迄も内府に服從して、御下知を蒙らんといひつゝ、左右を顧る時に、諸大名、盡く福島と同意の由を申しければ、正則重ねて、左に右に石田三成が、私の企に疑なし。全く御幼君の知らせ給ふ所にあらざれども、三成を誅伐の後には、豊臣家を亡し給ふ御思慮ならば、味方申さん事罷成らずと申しけりと云々。

同八年七月に、徳川大納言秀忠卿の御嫡女、豊臣家へ御入與ありければ、天下の諸民、暫く安堵の思をなせり。



或記に、關ヶ原の軍終り、程經て福島左衛門大夫が勸によりて、太閤恩顧の大小名、秀頼公に對し、益兪略なかるべしといへる起請文を呈す。巷説紛然たり。抑福島は、關ヶ原の役に、最初より關東に忠を盡すと雖も、是れ偏に石田と不和たる上、秀頼公は御幼少にて、何事も知召されざるを度り知りて、徳川家に屬せり。實は秀頼公を天下の武將となさんと欲す。然れども其後豊臣家と合戦に及びし時は、天下の人望悉く徳川家に〔此間脱字アルカ〕挽回し難く、其上家康公の雄謀を以て、正則を江戸に止めらるゝが故に、遂に其機を顯さざりきと云々。

### 秀頼公御上洛の事

慶長十六亥年三月大六日、前將軍家康公は、御上洛あるべしと、駿府を御發向ありて、同十七日伏見の城へ着し給ひけり。諸記御上洛に作れり。是より先、織田長益入道有樂の方へ、御使を以て仰遣はされたる儀あり。其趣は秀頼公、御年齢已に長せられ、婚姻も相調ひてより、數年に及ぶと雖も、御對面もなく、殊に官位御昇進ありてより、一度の參内

も遂げられず。城中に安然としてまします事、冥加なきに似たり。御上洛の折を御見合ありて、御上京の上、參内をも遂げられ、ゆるく御對顔もあらせ給ひ、兩家親睦をなさせられんには、永く泰平の基たるべき旨なりけり。然れども關ヶ原合戦の後より、淀殿は、秀頼公に變あらん事を恐れ給ふにより、有樂は淀殿の叔父たりと雖も、其詞に應じ給はず、來否の返答もなきにより、今度大御所より、加藤肥後守清正、淺野紀伊守幸長を召され、我れ久しく右府に謁せず、思ふに淀殿疑心深くして、此事を果されざるならん。兩人往き向うて、別の仔細なき由を明に申し、よきに計るべしと仰ありけり。

一本に、去る慶長十年五月、大御所は伏見の城にまし、政所殿へ御内意を仰せられたるが故に、政所殿より、秀頼公御上洛の儀を、申入れられしかども、秀頼公の母堂淀殿、得心なきのみならず、達て此儀を仰あるに於ては、秀頼公へ切腹を勧め、其身は自害すべき由を申さるゝにより、大坂の町人共此を聞傳へて、寄荷物を送送などして、靜ならざりけり。是は上方大名の内より、秀頼公御上洛



然るべからずと、内通せし者ありし故なりと云々。

清正・幸長兩人共に畏りて御請を申し、即ち大坂へ下り登城して、淀殿へ申上げけるは、先達て大御所より、我君へ御對面ありたき由、御使を以て仰せられしに、今に否の御返答も仰せられざる段承りて候。君此度御上洛し給はぬ時は、徳川家へ對して、御威光あるに似たりと雖も、天下の人は、却て物怖し給へる柔弱の君なりと、嘲る者多かるべし。所詮參内の儀は御止ありて、豊國大明神へ御社祭と仰立てられ、當日に御歸城遊ばさるべし。然るに於ては、幸長某供奉し申さん。萬一京都にて異變の事あらば、身命を抛ち、守護仕るべければ、御心安かるべし。幸長とても、所存一同なる由を、清正懇に申すにより、淀殿暫く御思案あつて、兩使さほどに申さるゝ上は、我れ何をか否まんやと仰せられ、來る廿七日吉日たるを以て、愈御上洛あるべきに定まりぬ。

或記に、今般秀頼公御上洛の儀に付きて、淀殿甚だ怖れ危み給ひて、軍配者白井龍珀は、占に長じたる者なるにより、吉凶の考を仰付けられけり。龍珀即ち宿所

に歸り香を焚き、其烟氣を見るに、大凶の氣あり。故に其趣を、先づ片桐且元に見せし所に、市正、龍珀を私宅に招きて申すは、烟氣の事は、我曾て知らずと雖も、當然の理につきてこれを考ふるに、今度我君御上洛ましますば、忽ち大御所と不和になり給はん。然れば我君に禍の至らん事必然たり。又上洛し給ひなば、異心なき事著あらはにして、後難の恐もなし。さらば勘文を吉なりと書き變へて然るべしと、強ひて勸むと雖も、龍珀更に得心せざりければ、且元が曰く、後に事出來り、御咎等あるに於ては、我れ其事に預らんといふにより、龍珀今は止む事を得ず、若し不慮の事あらば如何せんと憂へ乍ら、勘文を吉なりと書きて差出しければ、淀殿ただ喜び給ひて、御上洛の儀相調ひ、秀頼公も異儀なく御歸城ありけるにより、淀殿を始め其外よりも、白井に金銀を多く給はりければ、是を頂戴して、片桐が宅に來り、鄙生今占候の名譽ありて、金銀を得たる事は、全く貴公御指揮の故なりと拜謝して、其後は一向に氣を見る事を止めて、閑居せりと云々。

さる程に京都に於ては、敕使として傳奏廣橋大納言・藤原兼勝卿・勸修寺大納言・藤原



秀頼上洛

光豊卿を以て、今般大御所を太政大臣に任せられ、且菊桐の御紋を敕許あるべしとの御内意なり。家康公謹んで有難き旨を敕答ありて、其上に宣ひけるは、相國は即闕の官なれば、輒く敕に應じ難し。また菊桐の御紋の儀は、敕許ありて、足利家に用ひ來れる事年久し。今是を拜領しては、足利の先縦を追ふに似て、却て當家の面目ならずと、敕を被むる所の兩儀を御辭退あつて、新田の先祖大炊助義重建仁二壬戌年正月十四日卒去、大光院と諡すに鎮守府將軍、及御亡父廣忠卿に大納言を贈り賜はるべしと御願ありし處に、速に敕許ありけるに依つて、同月廿三日、家康公は、伏見より御出京ありて、勸修寺大納言の亭にて、衣冠を整へ給ひ、御參内あり。拜賀の式終りて後に、二條の城に入らせ給ひぬ。同廿七日、豊臣右大臣秀頼公は、浪速の津を御發向あらせらる。先づ淀川左右の陸地、一方は加藤肥後守、一方は淺野紀伊守、人數を備へ御船を警衛し奉り、恙なく伏見に着かせ給ひけり。

或本に、福島左衛門大夫、虚病を構へ、供奉の儀を申斷り大坂にありと。是は自然京都に於て異變あらば、淀殿と共に、籠城せんとの謀なりと云々。

翌廿八日肩輿に召され、竹田大路を歴て、花洛に赴き給ふ。清正・幸長に相議りて、秀頼公御成長の體を、京都の人々に見せしめんが爲に、御輿の左右の戸を開けり。佐佐木左京大夫義賢入道承禎が息右衛門督義治入道玄雄記に、江州の押領使佐々木四郎入道玄入と作るは誤なりといへり、騎馬にて前駟す。左右は清正・幸長兩人、褐色の肩衣袴を着し、伏見より三里の間を、歩行にて供奉す。扈從には織田有樂以下、豊臣家を大名二十餘人、片桐東市正且元大野修理亮治長・七組の長伊東丹後守長實・速水甲斐守時之・堀田圖書助勝喜・眞野豊後守頼包・中島式部少輔氏種・青木民部少輔信重・野々村伊豫守雅春を始めとして、凡て三十餘輩、行粧の綺羅天を耀かし次第を正し、列を亂さず供奉せらる。見物の貴賤僧俗男女、襍敷を構へ、或は街に充滿して拜み、秀頼公の御性質、嚴にして清らかなるを見奉り、太閤御在世ならんには、いか計か御寵愛あるべきをと私語り、涙を流す人も多かりけりとなり。時に家康公の公達尾張中將義直卿手時十、御供には成瀬隼人正成・竹腰山城守政信なり。御舍弟駿河一本甲府に作中將頼宣卿手時九歳なり。記に、少將に作るは誤なり、御供には安藤帶刀直次・水野對馬守重仲或本に、水野藤次郎範方の子對馬守重仲、後に出雲守と稱す。紀州侯の家臣となる。元和七年五月十二日卒すと



家康秀頼  
對面

い等を召連れられて、東寺烏羽河原の邊まで迎へ給へり。池田三左衛門尉輝政・藤堂和泉守高虎等、各僕二人を従へ來りて迎へ奉りぬ。已にして秀頼公、片桐市正且元が洛陽の宅に入らせられ、御裝束を着し給ひ、辰の刻に二條の城に入りましぬ。當城四門の警固には、徳川家の御家人に、豊臣家七組の健士、相加はりて是を守れり。大御所は玄關まで自ら迎へ給ひ、秀頼公を誘引あらせられ、御着座あつて後に、家康公へ、秀頼公より御進物、

太刀一腰眞盛・刀一腰一文字・短刀一腰左文字・黄金三百枚・純子二十卷錦十卷猩々皮三枚十五間宛なり・駿馬一疋

なり。尾州義直卿へ、

太刀一腰光忠・馬代黄金百枚

なり。駿河頼宣卿へ、

太刀一腰守家・馬代黄金百枚

なり。大御所の三侍女於茶阿・於萬於龜の方へ、各白銀百枚。

記に、於阿茶・於阿米・於勝の方へ、各黄金三十枚とあり。

總女中へ黄金三百枚、本多上野介正純・板倉伊賀守勝重・大久保石見守長安へ、各黄金三十枚。安藤帶刀直次・成瀬隼人正正成・村越茂介直吉へ、各黄金二十枚。

記にしと櫃戸清右衛門・永井右近大夫直勝へ、各黄金二十枚とあり。

大澤少將基宿左衛門佐基胤の息、剃髮して眞休と稱す。寛永十七年辰正月五日、七十六歳にて卒去なり。奏者番永井右近大夫直勝・西尾

丹後守忠永・秋元但馬守泰朝・榊原伊豆守政次・城和泉守昌茂記に永威へ、各白銀百枚なり。

御馬頭諏訪邊宗右衛門定吉へ、記に守右衛門に作る白銀十枚なり。舍人三十人へ、各白銀三十

枚なり。後藤庄三郎光次・吳服師榮任榮任は當時六角油小路西に住む。龜屋源太郎の家なり。各白銀三十枚を給はる。

記に、此外に大工中井大和へ、白銀二十枚とあり。家康公の御盃、秀頼公へ至る時、刀左文字・短刀吉光・蒼鷹三聯・

御馬十疋を秀頼公へ進せらる。

一本に、政所殿も御入營ありて、御吸物の出づる時に、相伴し給ふと云々。

御次の間にて、淺野紀伊守・池田三左衛門尉を饗せられ、平岩主計頭伴食たり。其次の席にて、藤堂和泉守・片桐市正・大野修理亮等を饗應あり。本多上野介伴食たり。



加藤肥後守は、秀頼公の傍にあつて、饗應の席に至らず。獻酬畢りければ、大坂にて、御母堂の待ち詫び給ふとて、清正御暇の儀を申上ぐるにより、家康公許容あつて、疾く御歸城然るべき旨仰せられ、其上に御懇切の思召にて、大坂の群臣、城中にのみ安居して光陰を送らば、自然と士風懦弱にもなるべし。向後は一萬石以上の者、一人づつ交替して、駿府に參勤すべき旨御掟あり。當冬は、蒔田權之介在勤たりと云々。後に秀頼公、御起座なりければ、玄關まで送り給へり。

或記に、秀頼公二條に入らせ給ひ、大御所御對面の後、本多上野介本書に、佐渡守に作るは誤なるべし。今改むを召され、我情秀頼公の性稟を見るに、俊才にして制を他人に受くべからざる勢なり。必故太閤の志を繼がるべしとて、御満足の氣色にて、猶細に上意の事ありければ、正純承りて、大坂の上臈局を呼出されて曰、凡て婦人は、上下共に嫉妬を以て第一罪とす。秀頼公は天下の主なれば、嬪妾數多なくんばあるべからず。未だ御男子誕生ましまさざれば、太閤の正胤絶えなんやと、大御所深く歎き思召す所なり。然れば美妍女を選び進め、早く御嗣を求むべし。若し上臈局など、秀

頼公の幸を給ふ事を憎み嫉み<sup>り</sup>て、妨ぐるなど聞召さば、女性とはいはせず、きつと刑戮に處せらるべしと申渡し、又秀頼公は、御生質明敏におはしませば、大御所大に喜び給へり。さりながら今、御血氣日々に充つるの時なり。若精神を勞し、御鬱病を生じ給はゞ、恐れ乍ら御家廢亡の端ともなりなるところを存せられ候へば、常に猿樂共に歌舞せしめ、如何にもして御心を慰め參らせられよと、申しけりと云々。

さて秀頼公は、二條の城を出御なりて、直に太閤の御臺政所、禪尼の亭へ入らせられて、御見參の上、種々の御饗應ありける處へ、家康公御來臨まし、様々の往事を語り給ふ序に、大御所、清正に對せられ、足下は累年太閤の幕下にあつて、勇猛を振はれけるが、如何難儀の合戦もありしやと命せられければ、肥後守護んで、御掟の如く故太閤は勇將にてまし、而も天運に合ひ給ふが故に、軍場に臨み給ふ毎に、變化機に應じ、圖に中らずといふ事なく、又堅きを碎き剛を破りて、立所に天下を平治し給へば、某等が如きも、勞せずして毎度の戰場に名利を得候に付、何も難



澁の事は存せず候。貴命の如く、勝軍に馴るゝ計りにては、如何計覺束なく思召さるべし。さり乍ら拙者儀は、朝鮮國に於て大軍に圍まれ、困窮至極の合戦、數度に及び候へば、勝軍に馴れたるのみにても無之由、御返答申上げければ、大御所、實げにこそと命せられ、姑くして二條へ還御まし、又秀頼公も、政所亭を御退出ありて、秀頼公、政所の亭へ入らせられし事、諸實録になし。今記によつて載之。直ちに大佛殿へ到らせ給ひ、柱立等の事を定めさせらる。是は去ぬる慶長十四年以來、御普請仰付けられしに依つてなり。夫より豊國大明神へ御社參あつて、白銀三百枚奉納し給ひ、拜禮悉く畢り、三十三間堂を御巡見まし、てより、歸路に赴かせ給ふ。加藤肥後守は、秀頼公に先立ち、伏見なる吾屋舗に往きて、御響應の儲をなす。然れども屋舗へ入れ奉る事は、關東の聞えを憚るが故に、川中に御舟を据ゑ、橋今肥後橋より下流へ三丁程、兩側に竹にてもがりを結び、様々に畫彩せる金屏風を以て立圍ひ、御船に於て御膳を獻す。扈從の輩は、私亭或は御船の近邊に、薄縁を布きて席を儲け、上へは悉く日覆をして、種々奔走結構す。最も善美を盡せり。已にして秀頼公、伏見を御進發ありて、大坂に下着し給へり。

秀頼大坂下着

是より先、秀頼公大坂御上船の日より今日まで、道のり一里づつに飛脚を立置き、只今は何處に御着、只今は何方に御入と、御母堂淀殿の方へ註進ありけり。其後無爲にして、御歸城あらせぬれば、淀殿大に喜び給ふといへり。扱、加藤淺野の兩人にも、御暇を給はりぬ。清正は宿所に歸りて、居間に入り着座し、肌はだかに隠し持ちたる太閤の給はりたる腰刀を取出し、一見して鞘に納め、是を戴き、落涙數行の間に、我れ冥慮に叶ひ、太閤の御厚恩を、今日こそは報じ奉れと、獨言せりとかや。一本に、幸長は、秀頼公御歸城の節、伏見にて病おこる由にて、大坂まで來らずと云々。

參議兩卿爲御賀大坂邊御下向

附加藤肥後守清正病死の事

慶長十六年四月小二日に、秀頼公御上洛ありし事を賀せられんとて、尾張宰相義直卿、駿河宰相頼宣卿を、大坂へ遣はされけり。家康公より、秀頼へ白銀千枚、淀殿へ百

參議兩卿爲御賀大坂邊御下向附加藤肥後守清正病死の事



枚綿五百把・紅花三百斤、御簾中へ白銀百枚・綿二百把・紅花三百斤、大藏卿局・二位局へ白銀五十枚宛、饗場局・右京大夫局・宮内卿局・二位局・阿古局・伊奈局・正榮尼へ銀三十枚宛、淀殿の總女中へ白銀二百枚・綿五百把、御簾中の總女中へ白銀百枚・綿三百把を贈らせらる。兩參議より、太刀一腰・白銀二百枚・御馬一疋づつ、秀頼公へ獻せらる。御簾中且淀殿へ、白銀百枚・綿二百把・紅花三百斤宛進せらる。大藏卿局へ銀子二十枚・綿五十把宛、饗庭局以下正榮尼まで、白銀十枚・綿五十把宛、御簾中且淀殿の總女中へ白銀百枚宛、織田有樂片桐市正へ白銀五十枚宛、織田民部少輔信雄・片桐主膳正貞隆・大野修理亮へ白銀三十枚宛、御簾中の輔佐渡邊筑後守へ白銀二十枚宛、これ遣はさる。秀頼公よりは、兩卿を厚く饗應し給ひ、義直卿へ、高木貞宗の太刀・吉光の脇差・純子百卷・時服十領・刈田の小鼓筒を進せらる。頼宣卿へは、二字國俊の太刀・松浦信國の脇差・純子百卷・御能衣裝束狩衣十・小袖十を進せらる。尾州の老臣竹腰山城守へ信國の刀、成瀬内匠頭隼人正息なり清水甲斐守へ信國の刀、駿州の老臣安藤帶刀に助眞の刀、水野對馬守に一文字の刀、三浦長門守本姓榎木へは長光の刀を賜ふ。同三

淺野長政  
逝去

日、兩卿伏見に歸らせられ、五日に御歸洛あつて、大坂の首尾を言上し給ふ。同六日淺野彈正長政卒去。時に六十五歳なり。一本に、野州溫泉に□□卒すとあり。同十二日、新帝即位。後水尾天皇と謚し奉る是なり。内大臣藤原信尚公内辨たり。家康公、儀式を拜見し給ふ。同十二日、在京の諸大名、書を以て盟をなす。

條々

如右大將家、以後代々公方之法式、可奉仰之被考損益、兼日自江戸於被出御目錄者、彌可守其旨事。

- 一、背御法度、或違上意之輩、各國々不可隱置事。
  - 一、各抱置之諸待以下、若爲叛逆殺害人之由、於有其屈者、互不可致相抱事。
- 右條々若於相背者、被遂御糺明、可被處嚴重之法度者也。

慶長十六年亥四月十六日

在京諸大名連判

扱大御所は、同十八日、花洛を御發興あつて、同廿八日駿府に御下着ましくけり。加藤清正は御暇を給はり、領國肥後に下りし處に、病の爲に冒され、醫術施す所な

參議兩卿爲御賀、大坂邊御下向附加藤肥後守清正病死の事



加藤清正  
逝去

くして、同年六月廿四日に卒去す。時に五十歳なり。淨池院日乘大居士と謚し、同國中尾山に葬る。

或記に、後に廟所を建立して、本妙寺といふ。日桓上人開基なりと云々。

抑清正は、彈正左衛門清忠の次男にて、永祿五戌年六月、尾州中村の郷にて出生す。母は太閤秀吉公の御母堂と從弟或は兄弟なり。小字鬼若と稱し、後に虎之助又主計頭といへり。秀吉公、江州長濱城を領し給ふ時に、母と共に來り仕へて、百五十石を給はる。所々の軍功諸記に詳なり。故に讓つて擧げず。去ぬる文祿年中朝鮮より歸國の後に、小西石田が讒言によりて、蟄居仰付けらるゝ處に、慶長元申年閏七月十二日の夜子の刻大地震して、神社佛閣悉く破壊し、洛陽大佛殿並に聚樂の城も潰れ、伏見の城中殿舎顛倒して、上臈女房七十三人奴婢五百餘人壓死す。時に秀吉公は危きを遁れ、漸く寢殿の庭に出で給ひけれども、誰あつて登城する者一人もなき所に、清正步卒二百人に棒を持たせ、城中に入り來り、寢殿の庭上を望むに、秀吉公は砂上に屏風を圍ひ、女服を着し覆面して座し給へり。政所殿は、傍に蹲踞しおはしけ

るが、清正疾く登城せるを感悅ありて、政所殿を以て賞言を垂れ給ひ、又時に清正謹んで曰、微臣朝鮮に於ての戦功、誰か是を争ふ者あらんや。然るに歸國して後、石田・小西が讒間に依りて、今に拜趨する事を得ず。忠誠の者を避けて權威を振ひ、恩幸を私にせんとするの姦臣等、君の危難を救ひ奉らんとする者や候と、紅涙を垂れて申上げければ、さしもの秀吉公、御辭なかりきとなり。翌十三日、秀吉公、家康公と共に歩行にて參内まし、御歸城の後、清正に對面し給ひ、寵遇昔日に變らず厚かりけり。然るに太閤薨去の後、去ぬる慶長五子年、石田治部少輔諸大名を語らひ、徳川家を亡さんとせし時に、清正は、豊臣家の親戚たるにより、秀家卿・輝元卿を始め其外の人々も、大坂方なるべしと思はれし所に、主計頭清正は、家臣等を召集め、今度大老奉行の輩、天下の御爲として兵を起し、さばかりの内府を敵になし、一時に勝負を決せんとする事、滅亡を招くに似たり。縦ひ彼輩一同に、實心より出でたる計にもせよ、必ず勝利なかるべし。然る輩に與力して、共に家を亡さば、君の御行末を、誰か保護し奉るべき。其上石田・小西等が心中を察するに、事を左右に寄



せて、内府を始め手に立つ者を討ちて、天下を我意に任せんとする邪謀ならん。然れば今般は、我れ内府の旗下に屬し、彼輩を誅し、擾亂を鎮めんとて、領國に在る石田與力の黨を誅伐せり。其軍功に依りて、小西が闕地肥後國を半國給はり、都合七十三萬二千九百餘石を領し、益秀頼公に忠誠を盡せり。然る所に虞らずも急死せられしかば、豊臣家の存亡此人にありと、上下擧げて惜み歎かざるはなかりけり。

傳に、秀頼公、二條の城へ入らせ給ふ時、御菓子に饅頭を出されて、大御所、秀頼公へ御勸めありしを、清正憶せず進み出で、秀頼公は御幼少より、母儀御寵愛の餘り、猥りに菓子などを聞召されず候間、たゞ其儘に差置かれ下さるべしと申しければ、然らば其許へと御手づから下さるゝが故に、清正辭する事を得ず食せりとぞ。是れ毒藥を以て製したる饅頭なりと云々。

或本に、白石先生の曰、朝鮮の軍一度起りてより、兵連なる事前後七ヶ年の間、本朝の人々の戦功、皆取々なりしが、清正一人、大明朝鮮の爲に名を呼ばれ、或は詩に作つて唱ひ、名を稱する事擧げて數ふべからず。崑山の王子賢といふ者は、倭王

と稱してうたを作る。又朝鮮國度尙全羅道の水營の官軍、年毎に卜ひて、諸營船頭を集めて海に浮び、三海神を祭る事あり。藁にて人像を作り、是を射て海に沈む。彼國の人秘すれども、能く聞けば、是は清正を咒咀する事にてありけり。其の人形は清正に象り、彼國の能く射る者と雖も、恐れて終に中つる事叶はず。何れの頃にや、一人射て中てたりしを、雙なき高名といひけるに、忽ち物に狂うて飛び走る。其親戚清正を祭りて、いろく罪を謝しければ、其後人心地にはなりぬ。此後の人愈恐れて、中らん事を畏る。本朝寛文の中頃に、例の祭として、小營の船頭共海に浮みしが、海上忽ち吹落ちて浪騒ぎ、船多く破れぬ。是清正の祟なりとて、大に恐れしといふ事を、對馬の人、密に承りぬと云々。

異本に、秀頼公、二條の城へ入らせ給へる時に、徳川家の功臣平岩主計頭親吉は、嘗て加藤清正・池田輝政・淺野幸長等に毒を與へ、其身も伴食し、同年十二月晦日

卒すと云々。按ずるに、是其頃の風説なるべきにや。

記に、池田輝政も今年卒去し、淺野幸長も翌年死去と聞えし云々。



此説誤なり。諸實録に、慶長十七年正月、池田輝政病に臥すの由上聞に達す。是に依つて、家康公より上使を給はる。同年壬二月二十八日、輝政江戸城に登り將軍に謁す。時に饗膳並に御腰の物御馬を賜はり、松平氏を拜受す。同十八年正月廿五日、播州姫路の城に於て逝去。時に五十一歳。淺野幸長は、同年八月十五日、卅八歳にて卒す。弱冠より勇名絶倫なり。父長政、勇敢英智の譽あれども、幸長猶これに勝れり。然れども淫行によつて下疳を患ふ。虚損甚しきに依つて、治するに堪へざりきと云々。

### 大久保相模守御改易

#### 井吉利支丹宗門露顯の事

慶長十八丑年冬十二月大、大御所は關東に御逍遙ありて、已に駿府へ還りまさんと江府を御立あり、稻毛に二日御滯座、同六日相州小田原に着かせ給ふ所に、馬場八左衛門といふ者、御訴訟申上ぐる旨あり。依つて本多佐渡守正信を召され、密に御

穿鑿仰付けらる。其後大御所は、俄に來正月、上總東金の地に、新鷹を飼はせ給ふべき由、命に依つて、供奉の人數荷物等を持返せり。晩方に至り、土井大炊頭利勝伺候す。將軍より密に御誼の旨あり。同十三日、相州小杉の旅營に到り給ふ所に、秀忠公も來臨まし、御密談時を移す。其仔細を知る人なしと雖も、是は八左衛門が訴へし事なるべしと、皆人推量せり。十四日には、兩將軍江城に還御し給ひ、同廿六日或廿九日には、相州小田原城主四萬五千石大久保相模守忠隣を召され、京都及大坂・堺の耶蘇宗伴天連を禁獄し、其上に長崎へ渡海し、邪徒を糺明すべき旨命を蒙れり。忠隣は、翌年十九寅正月大十七日京師に到り、藤堂和泉守高虎が館に居て、急に監使を相添へ、所司板倉伊賀守勝重の役人を、切支丹宗徒の住せる四條・西京兩所へ差向け、西京なる切支丹宗の寺は、直に焼討たせ、四條の寺は、類火の恐あればとて、打毀つて焼棄て、邪徒を虜にせしむ。京都古町の記に、吉利支丹宗門は、五條西洞院又一條油小路ニヶ所大寺を建て、宗旨を勤むと云々。同月廿二日、何事とは知れず、大久保相模守へ御咎ある由にて、板倉伊賀守勝重、大久保が旅亭に赴けり。折柄忠隣は、將棊をさして居たりけるが、家人等聞く所の様子を密に告



大久保忠隣改易

ぐと雖も、少しも恐れず將基をさし終れり。斯る所へ板倉伊賀守入來して上意を述べ。其趣は山口修理亮重政常州久保領主一萬五千石が息伊豆守と、私に婚姻を結べる罪を以て、領邑を沒收せられ、江州彦根城主井伊右近大夫直勝に召預けらるゝの間、彼地に行きて蟄居すべしとの命なり。忠隣辭する事なく命を受く。

一本に、石川長門守康道は、父日向守家成に先達つて卒せり。康道は相模守が婿なり。家成が二男彈正は、不才にして暴悪なり。故に蟄居して、家督相續する事を得ず。又彈正が妹のありしを、相模守養女になし、山口伊豆守重信に嫁せしむ。重信が父重政も婚姻の事上裁を歴ざる罪を以て、去ぬる慶長十八丑年正月八日、領地を沒收せられ、父子共に武州入間川の邊に閑居す。其御咎の砌、重政言上して曰、公裁を歴ずして婚姻をなし、事、相模守は宰臣たれば、上裁を経たらんと思ひ過ぎける由を、陳謝すと雖も許容なし。同日に、忠隣訴狀を呈し、右婚姻、最初御前に於て聊沙汰すと雖も、公裁を待たざる事、恐れ奉る旨を言上す。此趣秀忠公の御意に應せず、因茲忠隣怨める意氣あつて、病に託し、十五日の禮儀をも懈れりと云々。

或本に、相模守が罪蹟は、武田信玄の扶持せられし猿樂師直村藤十郎長安實は金春氏なりといふ者あり。天正十年に、家康公甲州へ御入國の時に、彼猿樂師長安を、日下部兵右衛門定好が吹舉に依つて、家康公へ拜謁せしに、公、渠が才氣を賞せられ、大久保忠隣に預け給ひ、即ち姓名を與へ仕官を許さる。天正十八年寅年より、大久保十兵衛と稱す。其後江州御領の御藏を預れり。慶長五子年以來、石見伊豆・佐渡の金山奉行職に命せられ、事を行ふに、黄金・白銀・銅・鐵出づる事、往時に百倍せり。其功に依つて、諸國郡村の事を判斷すべき旨を命せられ、石見守に任じ、或記に、知行三萬石といふ、威勢廣大にして榮耀を盡し、多くの美女を集め好色に耽り、亂舞酒宴の佚遊を極め、諸事度を失へり。又末子右京は、十三歳の時より、越後城主上總介忠輝朝臣の近臣たりしが、忠輝朝臣の異種同胞の娣婿花井遠江守が女を以て、彼右京が妻とせり。是等の縁あるに因つて、長安公用を蒙り、佐渡往來の時は、越後に立寄り、家康公の命と詐り、國の老臣を蔑如にし、政務を沙汰し、我慢奢侈多かりしが、天の憎めるにや、終に重病を受けたり。其病中に、生涯召仕へ

大久保相模守御改易并吉利支丹宗門露顯の事



る數多の愛妾共を呼びて、汝等足迄他念なく仕へたりとて、金銀財寶を目錄にし、各一通宛遺狀を渡し、後に年來の非道不義を大聲にて言顯はし、慶長十八年四月廿五日、六十九歳にて卒す。然るに石見守が長男藤十郎、熟思ふに、亡父石見守、諸國の御藏を預り、且佐渡等の金山の奉行たりしが、一度の御勘定も致さず。今度死去せるに即きては、極めて某に御勘定仰付けらるべし。若其節金銀不足に於ては、身の一大事なれば、父が遺言たりといふとも、容易く金銀を分ち與ふべきにあらずとて、少しも渡さざるが故に、妾共大に立腹して、右の段を大御所へ訴へけるにより、石見守が職中になし置ける事共、委しく御詮儀ありけるに、私曲最も大なり。先づ御上へ書付けて上げ置きたる帳面の外に、金銀五増倍に餘りければ、大御所の仰に、不足は常なり。餘れるは不思議なり。未だ此に限るべからずと、長安が召仕へる女共の中には、諸事を知りたる者あらん、召寄せて尋ねよと宣ひけるに付き、直に連れ來り、上意の趣を申渡さるゝに、其女の答に、私とても、何事やらん存せず候へども、石見守殿常々祕藏せられし櫃、居間の下に

御座候と申すにより、彼所を掘り穿ち、件の箱を取出させて御覽あるに、日本の寶を、異國へ渡したる目錄、且我國を討たせんといへる密謀の書狀、其外吉利支丹宗門を弘むる事共の書狀、其上庫中に毒酒を造り置く事數石なり。依つて逆心隠るゝ所なしとて、石見守が家老戸田藤左衛門を禁獄して、猶御吟味を盡され、同年七月九日、長安が總領藤十郎を始め、外記權之助青山圖書頭守成が養子なり、連十郎、内膳右京等を、磔罪斬罪に仰付けられ、其外一類縁者を御吟味あつて、或は切腹或は流罪追放等に行はれけり。又武田信玄末子海野龍寶といへる者は、盲人なるが故に、武田家滅亡の時、刑戮を免かれ存命せり。其子に顯了といふ者あり。此は一向宗門長遠寺の住職となり、武田家の系譜並に幕旗等を所持しければ、石見守之を賺し取りて、己が種姓を武田氏に系けて、武田家の旗を多く用意し貯へたり。依之長遠寺顯了其子教了、遠州大島へ流刑せらる。さて馬場八左衛門といふ者は、元、穴山陸奥守入道梅雪齋が四家老の内にて、嚮に水戸城主萬千代君に附屬せられしに、彼家の長臣等と爭論をなし、非分たるに依つて、終に小田原に蟄居し、數年



忠隣が許に在りて、齡已に八旬に餘りしが、瑣細の事に怨を生じ、去年十二月六日、大久保相模守、逆賊の石見守に一味もせし様に、妄りに訴へけるにより、本多佐渡守へ、密に御詮議仰付けられたり。忠隣・正信は、兩翼の臣として事を取ると雖も、内には威を争ふ心ありければ、正信、時節を得て申上げけるは、相模守が嫡子加賀守忠常忠常は、秀忠公無雙の寵臣、天資柔和にして、諸臣も之を尊めり。此等に付きて忠隣・正信愈不和なりと云々死去の砌、忠隣哀慕の餘り、同職の面々にも連せず、竊に小田原へ赴きし事、其外相模守が平生の奢侈を逐一申上ぐ。忠隣罪重疊して、遂に改易となる云々。

別記に、大久保相模守と本多佐渡守は、俱に執事の職にして、天下の政を掌り、權威を争へり。故に正信は、忠隣を斥けんと思ふ意あり。爰に慶長十六年の秋、忠隣が嫡男加賀守忠常卒去せし時、相模守悲に堪へ兼ね、諸事を棄て、引籠れり。其時正信も一女子を亡ひ、憂愁の中なりけれども、政事を聽く事常の如し。正信に或人のいひけるは、始は深く悲み給へるに、今さなきは如何と。正信曰、子の死を悲むは私なり。之が爲に官事を怠るを、忠臣といふべきやとなり。之を聞く人

感心し、又人により、夫は忠隣が所爲に、相敵の辭なりともいへり。然るに今度馬場八左衛門訴訟申上げたるより、大御所、相模守を疑ひ給ひ、正信を以て密に秀忠公へ仰遣はされし所に、秀忠公即ち、大御所は何と思召すやと、御尋ありければ、正信答へて、御憤甚しくましますと申上ぐるにより、秀忠公の仰に、忠隣を罪し給ふ事、如何にも命に違ひ奉らじと御返答ありけり。正信奉りて、大御所へ申上げける時に、忠隣、平生大樹へ勤仕の體は、如何なるやと問はせ給ふ所、正信答へて申すは、相模守近年は、諸事上を怨み奉るやうに相見え候故、御政務の事、御相談も稀々に候。又當時御奉公相勤め候輩は、皆忠隣が親類共と懇なる者に候。恐れ乍ら君御在世の間は、縦ひ異心ありとも、事を作す程の儀はあるべからず候。後後に至らば、天下の御憂となるべき芽も相見え候。昔高師直、尊氏に背ける時、諸士皆師直に屬し、足利家の權威を以ても、敵し難かりきと承り候。斯様の事も思召され、相模守を暫し押籠め給ひなば、然るべきやなどと申上げけりと云々、或本に、白石先生曰、世に大久保相模守を、本多佐渡守が讒せり。其報にて、其子



上野介、同じ様なる罪に會うて、永く家を亡せりといふなり。正信程の人、いかでさる事のあるべき。信じ難き事なりと云々。

或本に、家康公へ御見舞として、四座の猿樂、上方より參上して御能あり。右役者共御暇給はざる内は、替るべく上れり。或夜曰、某若年の頃、參州半國を領し、夫より段々大身となりて、今關八州の守護となり、當時日本に毛利輝元と某ほど、國數を領する者なし。然れども金銀といふもの、思ふ様に持たれぬものなり。金銀乏くては、何ぞに付けて、手の廻らぬ事もある物なれば、如何ほどありても能きものなれど、金銀を貯ふるには、藏人を多くせねばならず、藏人計り多くしては、人を持つ事ならず、人を持たねば、國を守る事薄く、合戦して、敵に勝つ事ならず。可成事ならば、人をも多く金銀をも多く持つ様なる積りはあるまじきかと御笑ひなされ、御前伺公の面々、御意の如く、兩様共に御不足なき様にとの儀は、中々大體の者の積には參り難く候と申上ぐ。玆に金春座の大藏太夫、御座敷の末に罷りありて承り、其翌日青山藤藏方へ參り、夜前此の如き上意にて候。其砌

り申上度程に奉存候へども、憚多く、其上一大事を、人に聞かせ可申様も無御座候と存じ、差控へ申候。殿様御願の如く、人を如何程も召連れ、其上御金も大分出來候様に、致すやう可有ものに候。此段仰せ上げられ候へと申すに付、藤藏聞きて、夫は先以て宜しき御爲なり。儲いかやうの積ぞ。尤の儀ならば申上げ、其方御奉公致さん間、一先づ我に言聞かせよといふ。大藏太夫、其様は御直に可申候間、其節御聞き候へと申すに付、青山登城して、御機嫌を伺ひ、右の趣を言上す。公御笑ひなされ、夫は如何やうの積ぞやと仰せらる。藤藏、私も其有増を承り、其上にて可申上と存じ、相尋ね候へども、大事の儀に候間、御直に可申上候。御前にて承候様に申す由言上すれば、是はよき慰なるべしと、頓て大藏を召され、青山一人御傍に差置かれ、様子御尋なさるゝ處、申上げけるは、夜前殿様御意の通り、金銀貯へと申すは、御領地の百姓に高免仕かけ、所納の御藏の米大分あるやうに仕り、是を賣代なし申すか、又は山川の諸運上過分に御取なさるか、此兩様の外は無御座候。然れども左様遊ばされ候ては、領分の民迷惑仕り、御仕置



も直に遊ばされ、御家中の士も多く召連れ候様に思召候ては、兎にも角にも御用金の溜り可申様もなく候。是に付、私存寄り候は、御領分の内、所々を吟味仕候へば、金銀銅鐵鉛等の出で候山のなきと申す事あるまじく候。功者の山師金掘を呼集め、掘らせ見申度候。若し金銀を取出し、御用に立ち候は、何の障りもあらず、御重寶なる儀に奉存候と申上ぐ。公聞召し、夫は其方一人の工夫か、又は誰ぞ其道に功者なる者の申すを聞きての事かと、御尋ね遊ばさる。大藏承り、上意の如く、上方の金山に懸り候功者、多くこれあるに付、其功者の物語を常々承り及び候て申上ぐと。然らば汝が家の所作を止め、金掘奉行になるべきかと仰を蒙る。大藏承り、何分にも畏り奉ると御請申して、家の業を弟子に譲り、國々の山師を呼集め、是を召して、伊豆の國へ山入を致候掘子を寄せて、晝夜の境もなく掘らせける處に、積の通り山も榮え、過分の金銀を掘出し、江戸の御城へ納め上る故、御機嫌淺からず。則ち大藏を大久保石見守になされ、武州の八王寺にて知行下され、瀧山に居住を構へ、金に懸る手代役の者上下數百人、與力同心の如く召

使ひ、後々は伊豆の山計りに限らず、關東所々に於て金山を見立て佐渡へも渡り、金山の仕置を申付く。石見義如なる取立に預かると雖も、元來の心立悪しき故、分別違ひ多く、第一身の本を忘れ奢を極め、種々の惡事取繕はん爲に、諸人を諂ひ、公儀を掠めたる事多し。然れども其身一代は別の事もなし。死後に至りて、積る惡事露顯せりと云々。

此節洛中の貴賤男女、區々にいひけるは、大久保相模守、重科もなく讒言にかゝり、家を亡し身を廢するにより、郎從等徒黨して忠隣を奪ひ出し、旅宿を放火し、其上に禁裏へ籠るなど沙汰し、騒動せしかば、忠隣所持の兵器を取揃へ、繩搦にして板倉が方へ遣はしければ、洛中の輩之を見て、安堵の思をなせり。扱相模守は、二月小二日、江州彦根へ赴けり。

或本に、相模守御改易の節、子息の方へ密に申遣はしけるは、我れ今度御意に違ふ上は、如何様の罪科に仰付けらるるとも、汝等は上意を待たず、逸つて必ず自害などする事勿れ。上明白なれば、實不實は後に顯れ、汝等が中一人なりとも召出



され、御奉公仰付けられなば、今の恥を雪むべし。若し汝等皆命を亡ひなば、假令後々思召し直さるゝありとも、罪なき證據も顯はれず、祖先の名を汚すべきぞと、教訓せりと云々。

忠隣が伯父治右衛門忠佐も、創業の舊臣にして、駿州沼津に於て、二萬石を領したるが、其子彌八郎去年病死し、忠佐も當春死去す。時に遺言して、末弟彦右衛門忠孝に、所領を與へ給はらん事を願ひし時に、本家大久保改易せられし故、忠佐が跡式も沒收せらる。本多上野介正純・安藤帶刀直次へ、沼津の壘を割崩すべき旨を命せらる。又忠隣が嫡子加賀守忠常は、去ぬる慶長十六亥年十月十日、卅二歳にて卒去せり。其子仙丸八歳にて、遺領二萬石を相續せり。母は奥平美作守信昌が女にて、大御所の御外孫女たる故にか、本領安堵し、江府六本木の別墅に蟄居せしむ。或本に、仙丸は、後に加賀守忠職と稱す。寛永二年八萬石に至る。今相州小田原城主十一萬三千百廿九石を領する大久保氏の家系是なり。二男石川主殿頭忠總は、外祖父石川日向守家成が養子となり家を繼がる。故に本領安堵して、東武に蟄居す。三男右京亮教隆或教澄・四男主膳正幸信は召籠めらる。五男内記幸成石川氏・六男刑部忠政・七男主

計忠勝・妾腹の子平右衛門忠尙等は、其罪に伏するにあらずと雖も、各蟄居せり。

或記に、忠隣が庶子右京亮教隆・主膳正幸信は、武州川越に謫せられ、後元和元巳年各配所を轉じ、教隆は津輕、幸信は南部へ赴けり。寛永五辰年父忠隣、江州に於て卒去せる後、兩人共に歸參を容され、大番頭に召出さると云々。

或本に、佐野修理大夫政綱は、佐野太郎基綱が後にて、實は富田左近將監が第二の男なり。三萬九千石を領す。大久保が縁あるにより、翌年慶長十九年三月、信州松本小笠原兵部大輔秀政に預けらる。佐野累代の家、斷絶に及びたり。後年息男二人召返さると云々。

或本に、青山大藏少輔並に弟朝比奈彌太郎泰重權左衛門泰成の養子・森川内膳正重俊後に出雲守と稱す。

大久保與市郎忠辰・同半助忠常たごあつ・日下部河内守一本、青山・朝比奈二人を脱す。去る慶長十六辛亥年三月十七日、大御所關東へ下らせ給ふとて、相模國中原の御旅館に渡らせ給ふ時、忠隣が息男加賀守忠常が病急なりと聞きて、上裁を経ずして、密に小田原に行きしにより、各所領を沒收せらると云々。



先是正月小廿二日、關東に於ては、安藤對馬守重信・本多出雲守忠朝・高力左近大夫忠房・松平越中守定綱・牧野駿河守忠成一本に・淺野采女正長重、命を承りて相州小田原に赴き、大久保が居城を受取り、安藤對馬守則ち在番す。三月より、松平丹後守替つて在番すといふ。其日巳刻、大御所は江府を御出興あり、路次御鷹狩をなし給ひ、同廿九日駿府の城に還御なり。去冬以來、駿府に在る所の御馬廻の健士を、盡く江府に召されしを、人々大に怪しみしが、今度皆供奉して従ひければ、其疑惑を散せり。扱大久保相模守忠隣、江州彦根に蟄居しけるが、其後、世に沙汰せしは、城主井伊掃部頭直孝、元和元年より舎兄右家督相續或時相模守に向つて、貴客讒諛に蔽はれ、如此貶謫の身となられし事、世擧げて憂ふる所なり。何ぞ再應歎訴なきやと問ふ。忠隣答へて、忠臣犯なくして罪を得る事、古今例多し。是皆天なり。然るを強ひて申開かんとせば、君上の非を擧ぐるに似たり。故に我れ之を恐れ、再三糾斷を願はずと申されければ、直孝聞くに堪へず、感涙襟を沾し退きけり。忠隣は、寛永五年六月廿七日、享年七十六歳或は七十八歳にて卒すといへり。法諱は溪庵道白と稱す。又高山右近友とも詳は、志津ヶ嶽合戦以後、前田利家卿に仕へ、薙髮して南坊と稱し、二萬石を領しけ

るが、今度切支丹宗門を轉せざるに由つて、家中内藤飛騨守如安等を禁錮して、前田家より、三月大七日に京都へ送り、夫より西洋國へ追放なり。同月九日には、將軍秀忠公、從一位右大臣に敍位し給ふ。敕使廣橋大納言兼勝卿・三條大納言實條卿、綸旨を捧げて江府に下向あり。依之諸大名に仰せて御饗應あり。又今日前將軍家康公、諸州の牧伯に命じて、江戸並に越後國高田に城を築かしめ給ふ。

### 大佛殿再興の事

抑京都大佛殿と申すは、豐臣秀吉公在世の時に、大伽藍を造營して、洛中洛外を賑かならしめんと思召し、先づ土地を選び給ふ。爰に東山阿彌陀が嶺の麓佛光寺の地勢、御旨に合ふべきを相せり。依つて天正十六年德善院玄以を、普請の大奉行に定め給ひ、南都の舊規を摸し、大佛殿御建立あるべしとの御事なり。玄以畏つて、奉行二十人・大工二十人を選び、其上に四國九州の人は、土佐の山中に入りて材木を伐出し、淀・鳥羽へ着船せしめ、勢尾・濃三州の人は、木曾山の材木を伐出し川に流し、勢州

秀吉、大佛殿建立



桑名に着津せしめ、夫より大船に積み、南海を経て大坂に至らしむ。又五畿内・中國に北國の人を加へ、大佛の地形・石垣・築山等の普請を相勤むべき由の下知をなす。佛像は奈良の宗貞法印に命せられ、曆數を歴て、佛像共に成就せり。

或本に、大佛殿の釋迦大像は、木を以て之を刻み、漆膠を以て其外を塗籠め、像華嚴說方廣佛の體相なり。故に方廣寺と號す。大徳寺の古溪和尚をして、住せしめんとの事なりし所、寺なるに及ばず遷化す。故に聖護院門主道澄法親王を別當職とす。或記に、此時の御本坊は、今の妙法院御門主の地にて、妙御門主の御本坊は、今、伏見街道七町目妙法院町といふにありといへり。後に聖護院二品法親王、相續いで別當になり給ひきと云々。

然る處に、慶長元年閏七月十二日子の刻に大地震して、佛像悉く破裂せしにより、秀吉公命じ給ひ、信濃國善光寺の彌陀如來を、此堂中に迎へて安置せられし處、太閤幾程もなく薨去なりしかば、後室政所殿の御計ひとして、故の如く信州へ返し給ひ、重ねて造らせらる。

或人曰、明和八年より五十年計も以前、伏見街道正面上ル町に、晒屋善右衛門とい

ふ者ありしが、裏に井を掘らんと土を鑿りしに、底に物あつて、掘る事能はず。段段人夫を掛けて掘つて見しに、六七尺計りもある赤銅の箱の如き物にて、其長さ幾許といふ事を知らず。此事人口に在つて、其儘にも置かれず、公儀へ訴へし所、頓て檢使立ちて御吟味ありけれども、誰知る者なし。然るに時の所司代に、大佛普請の時の書あり。方廣寺の廻りへ七尺四方なる、長さ二十間の赤銅を二十本土中に埋められし、是地震の爲にせられしと云々。此條は、糸割賦の年寄有來新兵衛剃髮して宗清といひしが、若年の時見たりしとの説話なりと。

或本に、去る頃大地震に、大佛破壊の時、秀吉公宣ふは、佛の知見を以て、其身破壊を知らざるは、信するに足らずと、矢を以て射給ひ、而して信州善光寺の如來を、大佛殿の本尊とし給ふ。時に殘暑甚しき折にてありしに、俄に飛雪天に満ち、寒氣人を侵しければ、是如來の祟なりとて、慶長三年八月十七日、秀吉公薨去の前日なり、善光寺の本尊を送り還さると云々。越後國の人曰、善光寺正眞の一才八分の黄金佛は、今羽州米澤に在りて、毎月一日に開帳あり。是に限らず、上杉景勝

卿會津へ國替の時、彌彥明神の神寶、其外領國にある舊物等は、悉く彼國へ引取られきと云々。



慶長七寅年十二月四日、佛像已に鑄立終り、御首を鑄る時、如何したりけん鑄火佛胴の中に落入り、結構の材木に燃え付きて、漸々焼上りぬれば、諸人驚き騒ぎて、之を消さんと、手を舉げ足を空にして、喚き叫ぶ折節、魔風頻に吹き、忽ち佛殿に火移りしかば、奉行棟梁の工匠はいふに及ばず、洛中洛外の貴賤縑素、天災の猛火に肝を焦し、徒に見物してこそ居たりけれ。數年の善功一時に焦土となりたるは、是唯事ならず、秀吉公果報いみじくして、天下を知り給ひけれども、仁もなく信もなく、只收斂の臣を愛し、身の榮華を極め、其餘慶を以て、佛像を造立し給ふとも、佛神何ぞ非禮を受け給はん。正しく積惡の餘殃なりと、諸人眉を擧めけり。

或本に、大佛焼亡は十二月四日にて、十二三日が程も、火のありしとなり。其頃大坂に、金銀夥しく有之し故、大御所の謀にて、滅らざらしめん爲に焼かせ給ひしと、専ら風聞せりとぞ。實は大佛の蓮華座一間半程落ちてありし所に、乞食が居て火を焚きしが、二三年も過ぎて後に自然と焼けしと云々。

或記に、秀吉公御建立ありし時の佛像は、土佛たりし故に、慶長元年の大地震の

爲に破裂せり。依之善光寺の如來を安置せられし所に、太閤幾程なく薨去ありしにより、如來を故の如く返さる。夫に付き異國迄も聞えたる大佛殿、本尊なくては如何と議せられ、重ねて佛像を作らるべきに定まりしが、其頃の佛師は、不才覺なるにや、木佛に造らんといふ者更になし。依つて鑄物師等に仰付けられ、佛殿を其儘に差置き、本尊を鑄立てんと、佛像の下地を木を以て組立て、塀下地の如くにして、其上を土にて塗り、鑄形を整へ、本堂の後に山を築き<sup>たたら</sup>鞆を仕かけ、佛像の御首より鑄かくる様にして、銅湯を流しかくる時に、如何せしにや、土形の内へ流入り、下地の材木に火付きて、一度に燃上りしと云々。

斯る後は大佛殿の蹟は、浩々たる原野となつて、僅に礎石のみぞ遺りける。然る所に去ぬる慶長十三戌申年の春、片桐東市正且元を駿府に召され、秀頼公並に御母堂へ仰入れられけるは、故太閤數年の功を積み、建立し給ふ前の佛像、一度は地震の爲に破裂し、重ねては火災に係つて焼亡す。當に前生の積惡を告げ、當來の凶を示すなるべし。然れば秀吉公孝養の爲、且は豊臣家安穩の爲に、大佛殿再興あつて、然

大佛殿焼  
亡



るべき由仰せけるにより、且元畏り、大坂に還つて此事を申上げければ、秀頼公及淀殿、素より其志なりと仰せらる。併此儀如何せん御尋ありければ、且元曰、異國迄も聞えたる佛堂の、退轉仕る事も如何なれば、大御所の仰に隨はせ給ひ、御建立あつて可然かと言上しけり。大野修理亮治長も列座せしが、誠に日本の飾にも相成事ならば、將軍家より御建立あるべき儀なり。以前は豊臣家に御威勢ありしかども、當時の御身上にては、謂れざる事と思ひ乍ら、古老の市正が申す故に、諫言も奉らざるにより、彌大佛再興の儀を御許容あつて、同年九月廿二日、片桐東市正・雨森出雲守兩人に、御檢分仰付けられ、即ち且元を普請奉行に定め給ひ、同十四酉年に事始ありけるが、今度慶長十九年の春に至り、十六丈の盧舍那佛三十仞の堂殿、事故なく造り終りけり。其頃世に評しけるは、大坂に金銀財寶限なく蓄へあるにより、大佛殿再興あらば、金銀普く通用して、天下の滋潤ともなり、又得難き財は、人をして争はしむるなれば、亂をもなすべきかと、未定の人心を窺ひ測つて、大御所の此の如くはし給ひしといへり。故に秀吉公の貯へ置かれし金銀も、大佛殿度々の建立

に、夥しく費しけりとぞ。

〔補〕京師愛宕山徳正寺の什物に、大佛殿入用書物あり。左に記す。

一、金子四萬二千三百八十四枚。

此米百三十四萬七千六百六十石二斗。

一、銀子二萬三千七十四貫匁。

此米百三十八萬四千四百四十石。

一、米二十三萬六千七百石。

三口合三百九十六萬八千百十五石二斗。

慶長十八年三月十六日

右板倉伊賀守殿算用狀寫也。

太閤秀吉公三奉行増田右衛門尉長盛筆寫

〔補〕大佛殿諸寸方、

佛高九間四尺五寸。面相三間。眼横五尺五寸竪一尺。鼻高五尺五寸、横四尺。

大佛殿再興の事



鼻穴廣三尺。耳長一丈。口橫八尺、竪二尺二寸。手首より指先まで二間、巾七尺餘、大指廻り六尺五寸。足の裏長一丈四尺、巾七尺。膝廻り廿三間。白毫指渡二尺。羅勃數三百五十、大さ二尺五寸。蓮華座高二丈、廻り五十七間、差渡十八間。後光高十八間、巾九間。後光佛十六體、長各一丈一尺。

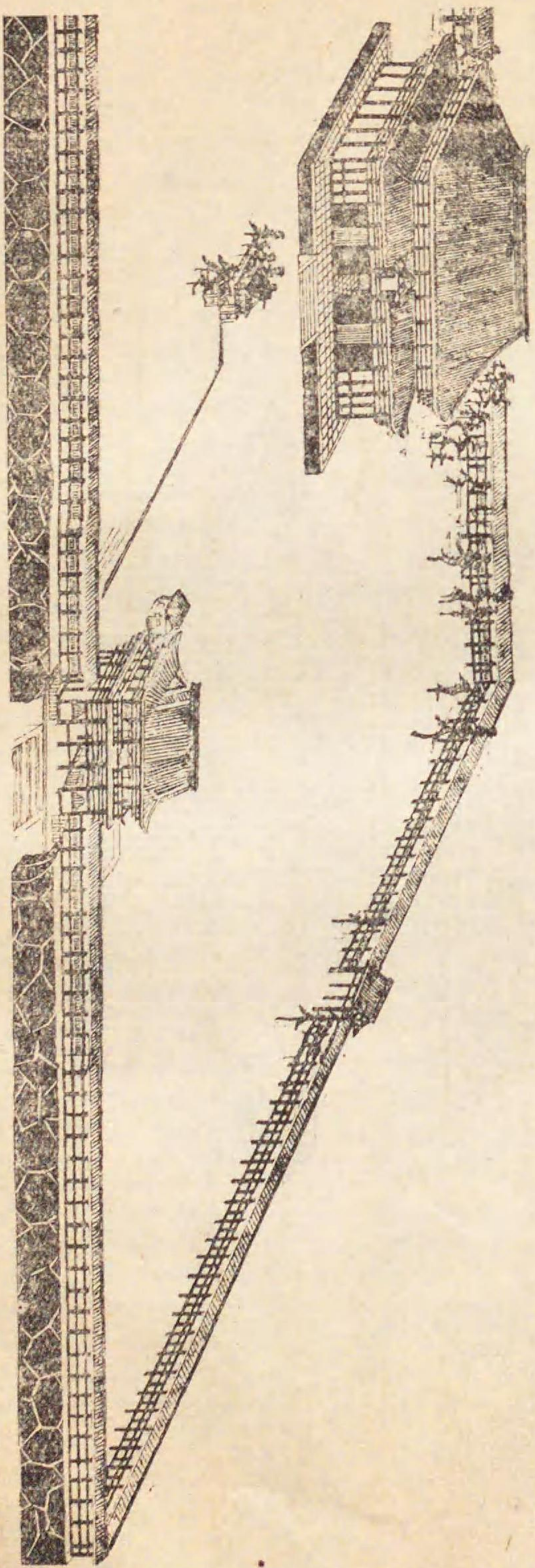
一、本堂桁行四十五間二尺五寸。梁行廿七間五尺五寸。大虹梁長十八間。棟高廿五間。柱數九十二本。但四間間なり、柱太さ差渡し五尺五寸。垂木厚さ八寸、巾九寸。上屋根坪數千五百廿八坪、下屋根同千四百七十二坪、上屋根片流れ十七間。寶鐸上下屋根四隅に付四尺五寸。唐銅丸瓦長一尺八寸、巾一尺六寸、平瓦長一尺八寸、巾一尺六寸。各目方凡八貫匁計。前側窓高さ四間三尺、巾五間七寸。同屋根南北八間四尺。

一、仁王門本堂の前四面南北桁行十五間二尺五寸、東西梁行六間一尺、高さ十一間二尺。

一、金剛力士の像、高さ二丈四尺、面相六尺七寸。但し此像三度まで作り直したりといふ。相貌無雙なり。

一、廻廊四方にあり四百廿八間三尺四寸、内間の巾凡三間餘。

一 其 圖 の 殿 佛 大 都 京



大佛殿再興の事